

第18回 全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄

性暴力禁止法の制定に向けて

2015年11月7日(土)・8日(日)

報告書

ぬち たから
命どう宝

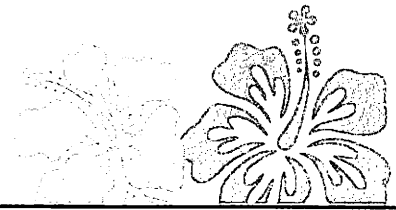


暴力のない世界へ

主催：NPO法人 全国女性シェルターネット

後援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、沖縄県、那覇市

協賛団体：フィリップモリスジャパン株式会社「パープルリボンプロジェクト事業」



も く じ

はじめに	2
日程	3
開会セレモニー	4
基調講演	10
シンポジウム	19
分科会	39
A-1 DV被害と支援員の危険度アセスメント報告	40
A-2 DV被害当事者が働き続けるために ～シェルタースタッフ ができること～	46
A-3 実践を持ち寄り、より良い支援を考えるワークショップ ～たとえば、北海道とかちの場合～	50
A-4 売春防止法と女性支援	57
A-5 DVと子ども——シングルマザー枠組みからの実践	61
A-6 性暴力被害者のための総合的支援システム構築に向けて ～真の同意を問う～	65
B-1 LGBTQ への暴力と社会的支援 — これまでとこれから —	70
B-2 議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて	75
B-3 人身売買とシェルター —新たな課題の渦中で—	83
B-4 沖縄の児童買春の問題について	87
B-5 米国研修に学ぶ、当事者を中心とした支援のあり方	92
第 18 回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄	
大会アピール	96
変遷	97
写真	98

はじめに

2015年11月7日・8日、沖縄県那覇市で開催した「第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄」は、「性暴力禁止法の制定に向けて 命どう宝～暴力のない世界へ～」をテーマに、2日間のべ700名あまりの参加者を得て終了しました。初めての沖縄でのシェルターシンポは、くしくも、沖縄をめぐる政治情勢が緊迫化し、またDV・性暴力被害者支援の問題も大きな転換期を迎える中での開催となりました。そのような中での基調講演、シンポジウム、分科会はそれぞれが非常に充実した、胸に迫る内容であり、参加者の皆さんそれぞれが、新しく考えたこと、再発見したこと、当事者や支援者の交流など、さまざまな「成果」を得ることができたのではないかと思います。終了後、「たいへんよい大会だった」「感動しました」という声をたくさん聞くことができました。

また今回は現地実行委員会形式をとらなかったため、運営面でいろいろと不十分な面があり、ご迷惑をおかけしましたが、沖縄県、財団法人おきなわ女性財団、那覇市、REICO、琉球大学、県警の皆さまをはじめ、地元沖縄の皆さまにけっきょくは大変お世話になり、その助けによってなんとか実施することができました。ここにあらためてお礼申し上げます。

さて、今回の大会では、メイン企画も、分科会も、参加されなかった人にもぜひ聞いてほしかったことがたくさんありました。その記録をまとめた本報告集は、その貴重な情報がつまっています。ぜひ、これをお読みいただき、沖縄での収穫をさらにそれぞれの現場で活用していただければと思います。

2016年3月

特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット 共同代表 北仲 千里

日 程

2015年

11月7日(土) (会場 ホール)	
11:30 ~	受付
13:00 ~ 14:00	開会セレモニー
14:00 ~ 14:45	基調講演 高里鈴代さん 強姦救援センター・沖縄 (REICO) 代表 「性暴力禁止法の制定に向けて 命(ぬち) どう宝(たから) ~暴力のない世界へ~」
15:00 ~ 17:00	シンポジウム 「基地・軍隊と女性への暴力」 シンポジスト：若尾典子(佛教大学教授)、竹下小夜子(精神科医)、 高里鈴代 コーディネーター：戒能民江(お茶の水女子大学 名誉教授)
17:00 ~	交流会会場へバスで移動
18:00 ~ 20:00	交流会 (会場：沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ 7階シェルホール)

11月8日(日)	
9:30 ~ 12:00	分科会 A
12:00 ~ 13:00	昼食
13:00 ~ 15:30	分科会 B
15:45 ~ 16:15	全体会 (会場：1階 ホール)

開会セレモニー

(司会：崎山律子さん)

みなさま、ようこそ沖縄へ。その昔から海を渡ってくる人を「まれびと」と呼んで歓迎する習わしがこの島にはありました。沖縄のところが集約された琉球舞踊で皆様をお迎えいたします。第18回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄、開催でございます。



(玉城流 華豊の会、大城春香さん・玉城昭乃さんによる琉球舞踊)

(司会)

沖縄の祝儀舞踊を代表する、かじゃでい風でございました。「今日の誇らしやや なほにぎやなたてる 蕾で居る花の 露きやたごと」今日の喜びを何と例えることができますか。つぼみの花が朝露を受けて、ぱっと花開くような大きな喜びです。格調高き琉球王朝文化を象徴する古典舞踊でございました。

琉球王国時代、士族の正装である男性はハチマチを頭にかぶり、黒朝の衣装。女性は鮮やかな紅型衣装でございました。扇子舞のすべての基本が入っているとされます。私たち沖縄では喜びの時、大切な儀式の時、かじゃでい風がその時を開く祝儀舞踊となります。

時は流れ、1609年、薩摩の支配下に置かれた時代があり、1879年琉球処分で琉球王朝はなくなり、沖縄県が設置されました。この美しい島に何度も歴史の波が襲い掛かります。明治と言う大きな世変わりの中で、それまで首里士族のものであった琉球舞踊や琉球古典音楽は芝居小屋で披露されるようになります。そしてこれまでの古典舞踊に加えて、新しい踊り、雑踊り（ぞうおどり）が誕生するのです。市井の人々、庶民の生活ぶりが舞踊化されるようになります。その雑踊りの人気の演目、たんちゃめをこれからご覧いただきます。たんちゃめというのは恩納村にある漁村のことです。周りを海に囲まれた沖縄。男たちは舟をこぎ、そしてその糧を持ち、魚を捕りに出かけます。働き者の島の女たちは、バーキ（かご）を頭にのせて男たちの取ってきた魚を入れ、商いへと出るので。漁村の男女の健康な精神、生活ぶりを歌い踊るのがたんちゃめ節です。沖縄の海を、青い海をこれからも守りたい。その願いを込めてお送りいたします。

(玉城流 華豊の会、大城春香さん・玉城昭乃さんによる琉球舞踊)

(司会)

ありがとうございました。それでは、開催にあたりまして主催者であります NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表・北仲千里よ



りご挨拶を申し上げます。

(北仲千里さん)

みなさん、こんにちは。全国のみなさんよく沖縄にお集まりいただきました。そして、沖縄のみなさんこんにちは。あたたかくお迎えいただきまして本当にありがとうございます。

今、沖縄で起きていることを私たちは知らなければいけないと思いました。この戦後70年の今年、沖縄の性暴力被害者支援をしているみなさんと連帯してこの問題について学ばなければいけないと思いました。ているのみなさん、沖縄県、そして那覇市のみなさんのお力添えを得て、今日こうして無事開催することができました。

実は、昨日までオランダ・ハーグでこのシェルターシンポジウムの世界版が4日間開催されておりまして、115か国から900人が同じように集まって、同じように熱い議論や情報交換をしていました。私もハーグから帰ってきたところです。最近、オランダの女王がDVシェルターを作り、自らシェルターシンポジウムの基調講演に来られたり、ノルウェーの女王もシェルターの支援活動をしていたり、デンマークの女王も来ていました。世界中で「女性に対する暴力はなんとしてもなくそう」と女性たちが活動しているということを、再認識して帰ってきました。私たち日本の支援者も世界と連帯して、ここから熱い動きを作りたいと思っています。年に一回のシェルターシンポジウムは、現場の声を出し合って学びあって、力をつけられる場所だと思っていますので、ぜひこれから2日間よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

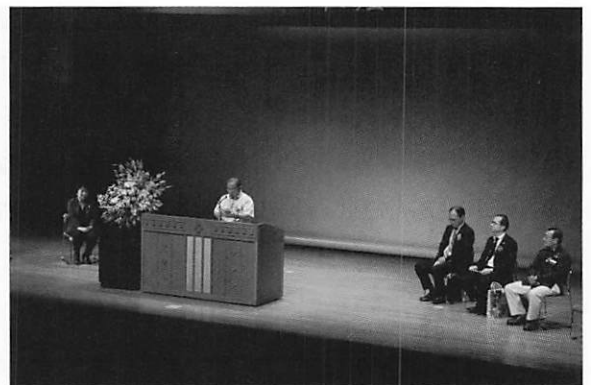
(司会)

戦後70年、平和を希求し続けたこの沖縄で開催されることに私も大変うれしく思っております。さて、ご来賓のみなさまよりご祝辞を頂戴したいと存じます。沖縄県知事・翁長雄志様。本日はご名代として沖縄県副知事・安慶田光男さまにご臨席を賜りました。よろしくお願いいたします。

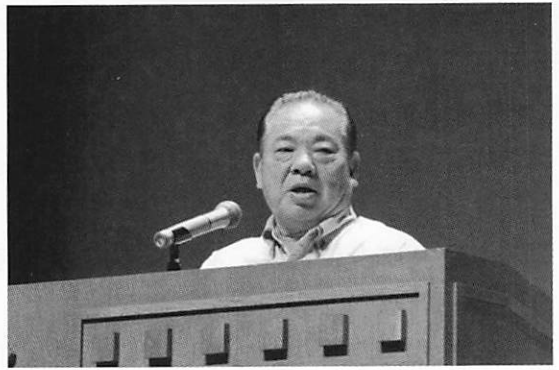
(安慶田光男様)

はいさい、ぐすーよー、ちゅううがなびら。沖縄県副知事・安慶田光男です。本日のシンポジウム、おめでとうございます。本来ならば翁長知事が参りまして、皆様方に親しくご挨拶を申し上げるべきでございますが、日程の関係で私が知事のメッセージを預かって参りましたので、代読させていただきます。

はいさい、ぐすーよー、ちゅううがなびら。第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄が、ここ沖縄県で開催されることを心からお喜び申



し上げます。また、全国からシンポジウムにご参加いただきました皆様を、心から歓迎いたします。NPO 法人全国女性シェルターネットにおかれましては、平成 10 年の結成以来、すべての女性に対する暴力の根絶を目指した様々な活動に積極的に取り組んでこられました。代表理事の北仲千里様をはじめ、歴代の役員並びに関係者のみなさまのご尽力に対し、深く敬意を表します。沖縄県では沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画を策定し、計画に基づく各種施策を国市町村、関係機関並びに民間団体等と連携しながら進めております。また、平成 27 年 2 月 2 日に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設し、性暴力被害者に対する様々な支援に取り組んでいるところでございます。このような中、「性暴力禁止法の制定に向けて 命どう宝～暴力のない世界へ～」をテーマに本シンポジウムが沖縄で開催されますことは誠に意義深いことであります。県としましては引き続き配偶者等からの暴力を許さない、誰もが個人として尊重される社会の実現のため関係機関と協力して、各種支援に取り組んでまいります。本日まで参加のみなさまのますますのお力添えをお願いいたします。ご承知のように国土の 0.6% にしかすぎない沖縄県に、全国の米軍専用施設の 73.8% が集中しており、基地からの様々な問題も発生しております。全国から参加されたみなさまには、もうすでに昨日も行かれた方もいらっしゃると思うとお聞きしておりますが、この機会にぜひ沖縄の現状についてご理解を深めていただくようお願いをする次第であります。結びに、本シンポジウムのご成功をお祈り申し上げますとともに、NPO 法人全国女性シェルターネットのますますのご発展と、お集りの皆様のご活躍ならびにご健勝を祈念申し上げ、挨拶いたします。平成 27 年 11 月 7 日、沖縄県知事・翁長雄志。いっぺー、にふえーで一びる。

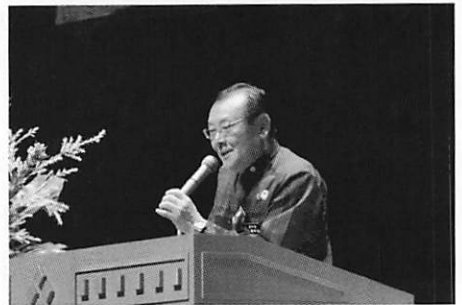


(司会)

ありがとうございました。続いて、那覇市長・城間 幹子様よりご祝辞でございます。本日はご名代といたしまして、那覇市副市長・久高 将光様のご臨席を賜っております。

(久高将光様)

はいさい、ぐすーよー、ちゅうがなびら。先ほど安慶田副知事からのご挨拶ありましたが、私たち沖縄県におきましては、また那覇市も含めまして、祖先から使われていた言葉を忘れて自分を見失うよということで、今「はいさい運動」をやっております。男性は「はいさい」であります。女性が「はいたい」。これは、ハワイのアロハと同じで朝から晩まで「はいさい」「はいたい」と言っておけば挨拶になるようになっておりますので、ぜひこの機会に覚えていただければ大変ありがたいと思います。



那覇市長・城間幹子。みなさまのおかげで、沖縄県で最初的女性市長が誕生したわけですが、現在東京の方で中核市の集まりがあるので、残念ながら本席に出席することは叶いませんでした。私の方でメッセージを預かって参りましたので、代読をさせていただきたいと思います。



はいたい、ぐすーよー、ちゅうがなびら。ようこそ沖縄へお越しくださいました。第 18 回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄の開催を心からお喜び申し上げますとともに、開催地の市長として全国各地からお越しくださいましたみなさまを心より歓迎いたします。皆様におかれましては、日頃より DV 被害者や性暴力被害者の保護・支援に取り組んでいることに関し、深く敬意を表します。我が国の大きな社会問題である DV や性暴力に関する相談件数は年々増加しており、近年では被害が潜在化する傾向もあり、早期発見等が重要な課題となっている中で、全国から関係者のみなさまが一堂に会し、全国シェルターシンポジウムが本県において開催されますことは、非常に意義深いことであります。本市も、那覇市配偶者等からの暴力の防止および被害者支援に関する基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止および被害者支援に向けた迅速な対応、人権教育を含めた長期的視点での解決を図るよう、関係機関と連携しながら取り組んでいるところであります。また、市内公立の全中学校 1 年生に対し、大人になってからの DV 予防につながるよう、早い時期からの意識啓発事業を実施しております。この授業は「“こころ”と“からだ”を大切にする」という視点から、思春期における問題や危険について考え、予防・解決へのヒントを与えることを目的としています。

さて、本シンポジウムのテーマの中に「命どう宝」という言葉がございます。これは沖縄の言葉であり、島言葉で「命こそ宝、命はなにものにも代え難い大切なもの、命は自分だけのものではない」という意味があります。今大会を契機として女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関の連携と課題解決への取り組みが一層強化されることを期待しております。結びに、本シンポジウムの開催にあたり、多大なるご尽力をいただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。いっぺー、にふえーで一びる。誠にありがとうございます。平成 27 年 11 月 7 日、那覇市長・城間幹子。代読でした。皆様、本当におめでとうございます。

(司会)

続きまして、内閣府男女共同参画局推進課 暴力対策推進室長・小林明生様お願いいたします。

(小林明生様)

みなさま、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました内閣府男女共同参画局推進課 暴力対策推進室長・小林明生と言います。第 18 回全国シェルターシンポジウムがここ沖縄で開催されますことに、心よりお喜び申し上げます。本日も集りの皆様におかれましては、常日頃から暴力を受けた女性によりそいながら、地道に、困難な活動に日々取り組まれていることにつきまして、心から敬意を表したいと思います。暴力につきましては、そもそも予防をしていくことが大事ではございますが、合わせて万が一被害を受けた場合には一人で抱え込まずに、ご相談いただいて、必要な支援を受けていただくということが非常に大事なことでございます。そういった観点で、私ども内閣府といたしましても、相談窓口の充実を図ることですとか、相談員の方の研修などを作成する活動にも、皆様方のご意見もいただきながら取り組んでいるところでございます。ちょうど来週の 11 月 12 日から 25 日にわたって女性に対する



暴力をなくす運動が行われます。全国各地で、それぞれの自治体ですとか、団体のみなさまで啓発活動やシンポジウム等をやっていただくことになっておりまして、それにつきましては感謝申し上げるとともに、しっかりと女性はもとより男性も含めてこの問題を認識していくように運動ができればと思っております。本日はこのような場にお招きいただきましてありがとうございます。以上でございます。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 福祉家庭課 母子家庭等自立支援室室長補佐・片桐昌二様お願いいたします。

(片桐昌二様)

みなさん、こんにちは。私は厚生労働省雇用均等・児童家庭局 福祉家庭課 母子家庭自立支援室室長補佐の片桐昌二と申します。私から一言ご挨拶を申し上げます。このたび、第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄が本日から2日間にわたりまして開催されることを心からお喜び申し上げます。NPO 法人全国女性シェルターネットをはじめ、ご参加のみなさまが一貫してDV等の被害女性の立場に立ったきめ細やかな支援を行っていただいていることに対して、深く敬意を表する次第でございます。また、本日お集りの民間シェルターのみなさまにおかれましては、被害女性の一時保護委託をお受けいただいております。被害女性や当該家族の保護に熱心に取り組んでいただいております。このような婦人保護行政に関する日頃のご尽力に関しまして、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。DV等の被害を受けた女性に関する支援の状況でございますが、全国の婦人相談所および婦人相談員に寄せられますDV等に係る相談は年々増加しており、被害に遭われた方の一時保護の件数につきましても、高い水準となっております。平成25年度には配偶者暴力防止法ならびにストーカー規制法が改正されまして、ストーカー被害に遭われた方に関しましては婦人相談所の支援が適用されました。さらに昨年度には人身取引対策行動計画2014が策定され、婦人相談所の一時保護については、人身取引の被害女性に対し、例えば宗教的生活や食生活を尊重した支援を行うように示されるなど、被害女性に対する一時保護の一層の充実が求められていることとございます。こうした状況の中で、被害に遭われた女性が安心して生活が営める場所を確保していくことが、ますます重要になっていくと考えております。厚生労働省といたしましては、これまで婦人相談所における相談体制の充実や、婦人保護施設および母子支援施設での保護や自立支援に取り組んでまいりました。また、婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針を策定し、支援業務の明確化・標準化を図っていくところでございます。さらに、婦人相談所に一時保護されたのち民間シェルターに入所している被害女性に対する退所後の支援体制の枠組みを検証するモデル事業を昨年度から実施しているところでございます。モデル事業を通しまして、地域で自立していくために必要な支援体制の検討を行っていきたいと考えております。このように厚生労働省といたしましては、今後ともDV等の被害に遭われた女性の支援の充実に努めてまいりたいと考えており、そのためには民間シェルターのみなさまと行政側と密接に連携して対応することが必要と考えております。今後も婦



人保護事業に変わらぬご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、2日間のシンポジウムのご成功と、参加される皆様のますますのご活躍とご健勝を心からお祈り申し上げて、私のご挨拶とさせていただきます。



(司会)

ありがとうございました。続きまして、文部科学省生涯学習政策局長・河村潤子様からメッセージを頂戴しておりますので、ご紹介させていただきます。

第18回全国シェルターシンポジウムが沖縄県・那覇市において多くの関係者のみなさまの参加を得て、開催されますことを誠に意義深いことと存じます。お集りの皆様方におかれては、日頃からドメスティックバイオレン

ンス、性暴力等の被害防止、被害に遭われた方の支援活動を全国各地で展開して来られていることに、深く敬意を表します。女性活躍は政府の重要施策のひとつです。本年6月に決定された女性活躍加速のための重点方針や、第4次男女基本計画策定にあたっては、基本的な考え方においては女性に対する暴力に関し、加害者と被害者をうまないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るとされております。また、国立女性教育会館において女性に対する暴力や女性の貧困など複雑・多様化する女性の悩みに対する相談業務の質の向上を図るため研修事業を行っております。文部科学省といたしましては、女性に対する暴力の防止を始め、男女共同参画に対しての意識の寛容を図る教育・学習の充実を図り、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してまいりたいと考えております。本日のシンポジウムで皆様が互いに情報を共有し、今後も被害防止、被害者への支援にご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。結びに、シンポジウムの成功と皆様方のますますのご活躍とご健勝を祈念して、ご挨拶といたします。

平成27年11月7日。

文部科学省生涯学習政策局長・河村潤子様よりいただきました。

ありがとうございました。



基調講演

高里鈴代さん 強姦救援センター・沖縄（REICO）代表

「性暴力禁止法の制定に向けて 命（ぬち） どう宝（たから） ～暴力のない世界へ～」

みなさまこんにちは。第18回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄、この沖縄の地で沖縄の状況をお話したいと思います。どうぞ沖縄にいらっしゃることをしっかりとイメージしながら、一緒に考えていただきたいと思います。

今スクリーンに映っておりますのは、「命どう宝 これ以上の暴力は許さない 核実験・軍勢力・あらゆる暴力 さあ女たちよ、新しい平和な世界を生み出そう」と書いてある布です。20



年前、北京で第四回世界女性会議が開かれましたが、その直前に中国で核実験がありました。それで、参加予定者の中から「核実験をするようなところには行かない方がいい」という話もありましたけれど、「1年も準備してきたからとにかく行こう」ということになりまして、沖縄からのメッセージを畳み二畳大の布に日本語と英語で書いて、開会中に多くの方にサインをしてもらいました。世界中から約2,000人の女性たちの名前が残っているものです。

あれから20年になりました。みなさんの20年はどうでしたか？北京会議を起点として今日はお話をしていこうと思います。95年に北京行動綱領を日本も採択しています。その前には日本は1985年に「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」も批准していますが、批准をするために、実は2つの法改正が必要でした。1つは国籍法の改正です。それまでの国籍法は父系絶対主義だったものを、両性同権の国籍法にかわりました。そしてもう1つは、高校生の家庭科の男女共修です。子どもの権利条約や女性差別撤廃条約を批准して、日本は国籍法を改正せざるを得なくなった。これが沖縄にいる無国籍児の救済につながったんですが、私たちが無自覚に「私の両親は日本人だから日本人よ」と思っていたら、実は1985年まではお父さんだけが日本人でよかったのです。国籍を持つにあたっては、お母さんは関係なかったんですね。

北京行動綱領の12重要領域の中で特に5番目の「E. 武力紛争」について、沖縄の私たちは草案を事前に調べていて、「紛争下における女性への暴力は戦争犯罪である」という定義を見つけた時、本当に闇に差した光のように感じました。沖縄に広大な米軍基地があり続ける中で、そこで起こる暴力もこの脈絡の中でとらえられるべきではないかと思ったからです。北京の4万人の熱気の中で、「女性の権利は人権である」「女性への暴力は人権侵害である」「沈黙を破って声を上げよう」そし



て「紛争下における女性への暴力は戦争犯罪である」というメッセージがこだましていました。

沖縄からは71人、1年間準備をして11のワークショップを持ちました。「環境」「平和」「沖縄の伝統的・慣習的な性差別」。これは、父系位牌相続で男児を産むことを期待されるという慣習。そして「軍隊・その構造的暴力と女性」の発表は、日本の中にある沖縄ですけれど、なかなか沖縄の状況が全国に十分に知られない、理解されない、共感を得にくいという中で、沖縄に近い状況にあるアジアや他の地域の女性たちに出会って、解決の道を見出したいという思いで1年がかりで沖縄にある米軍基地から派生する暴力の問題をとらえ直して持って行きました。

それ以前の1985年にはナイロビで開催された第3回国連女性会議に参加した沖縄の女性たちから、たくさんの女性たちがマイクの前に長い列を作って、「私はこのような問題を抱えている」「私はこのように解決している」「私はこのようにネットワークを広げている」と発言していたと報告を受け、1985年に「うないフェスティバル」を立ち上げました。女きょうだいのことを「うない」というのですが、その「うないネット」も北京でワークショップを1つ開きました。

「沖縄における軍隊、その構造的暴力と女性」は、50年にわたって軍隊が駐留する中で起こってくる様々な問題を解決するための提案をまとめたワークショップで、「かつて戦場、50年後の今日もなお軍事基地の島」がタイトルです。沖縄の米軍基地を描いた布の地図が20年たってもまだ破れずにいるのと同じように、沖縄は70年後も軍事基地の島という現実です。

このワークショップは6人で行いました。まず8分間の「軍隊と暴力の歴史」の無言劇。1幕目が「1853年ボード事件」。ボード事件の起こった1853年には、沖縄はまだ日本に併合されていません。ペリー提督率いる4隻の黒船が日本に開国を迫って浦賀に来た時、最初に停泊したのが琉球でした。ペリーが浦賀に向いている間琉球に残った乗組員のウィリアム・ボードは沖縄の女性を強姦し彼は周囲に気づかれ、騒がれて、海に飛び出しておぼれて死にました。彼のお墓が、泊港、今日交流会をしますアーバンリゾート那覇のすぐそばの外人墓地にあります。軍隊による沖縄の女性への最初の暴力です。

第2幕は、「慰安所にて」。5人の女性たちは白い帽子をかぶって兵士役をやり、一枚のチケットとコンドームを渡す係を1人置いて、慰安婦は1枚のゴザで表し、兵士たちがそのゴザの上をタッタッタと踏んでいくのです。実は、沖縄には戦争の終わる1年前に、本土を守るために陸軍第32軍が新設されて、そしてたった1年間に沖縄全域に145か所の慰安所ができました。朝鮮女性、台湾女性、そして沖縄の辻遊郭の女性たちが慰安婦を強要されました。軍部の副官が日本刀を振りかざしながら、辻遊郭の女性たちを徴用して行きました。九州の女性たちも含まれていました。

第3幕は「ガマの中」です。戦争末期に、日本兵と一緒にいる中で、抱えている赤ちゃんが泣きだすとその子を黙らせろと言われて、母親は赤ちゃんを抱えて外に出ざるを得ない。あるいは、必死になって胸に押し付けて泣きやませようとする中で、子どもが圧死してしまう。住民に対して、軍隊からそのような暴力がありました。それだけではなく、ガマの中に火炎放射器が投げ込まれ、あぶりだされるように出てきた直後にも、女性たちは米兵によってレイプされています。戦争が終わって砲弾がやんだはずなのに、女性に向かっては新たな戦争がありました。

第4幕は、「1955年由美子ちゃん」。6歳の由美子ちゃんは、拉致されて強姦されて殺されました。その手には草むらの草がしっかりと握りしめられていたんです。

第5幕は、「デートレイプ」。駐留し続ける米軍とそれと共に変わってきた沖縄で、レイプが起っています。このような5幕にわたる無言劇で、メンバーのアメリカ人女性は、かわいそうに加害



者の役ばかりやっていました。

戦後 70 年。「米軍による女性に対する性犯罪—1945 年 4 月～ 2013 年」の年表があります。この年表を分析する中で出てきたのが次のものです。

1) 戦後から、特に朝鮮戦争（1950 年 6 月～ 1953 年 7 月）の前後の暴力がありました。

○上陸直後から銃やナイフで無防備な人々を脅して、強姦する。

○2 人から 6 人の米兵が集団で襲う…年表に被害者が複数人にわたる事件が多いのは、一人で被害に遭ったらきっと沈黙をしていたからだと思うんです。その場で強姦するだけでなく、その女性が連れ去られて次の集団に強姦されるということもありました。

○助けようとする父親や兄や警察官まで重傷を負う。

○収容所、野戦病院、畑、道路、井戸、基地の中…さらに家族で夕食を食べているその場に集団でやってきて、娘を拉致していくということも実際に起こったのです。

○赤ちゃんをおぶった女性が強姦・殺害される。その状況は大変に悲惨なものです。

○被害者年齢は 9 ヶ月の赤ちゃんから 6 歳、9 歳そして 50 代 60 代まで。

○強姦の結果、1 年近くで多くの新たな命が生まれる。

○加害者はほとんど不処罰です。

2) ベトナム戦争（1965 年から 75 年の 10 年間）、米海兵隊のすべてが沖縄を經由してベトナムに行ったと言われています。沖縄から出て行くとき、帰って来た時、沖縄ではすさまじい暴力がありました。この暴力を防ぐために 1950 年 9 月には基地を一部返還させて、娼集地域「八重島」設置されました。当時の知事が米軍に対して要請した文書も出てきています。ベトナム戦争時代、ベトナムから戻ってきた兵士たちが荷物を置いて、着替えて繰り出す基地の街。私は婦人相談員を 7 年間していましたので、多くの絞殺されそうになったけど生きた女性からの経験を聞きました。実際に殺された女性たちはこの年表の中に、二十何歳の女性、絞殺されて全裸で溝に捨てられるという表記があるんです。

貧しい沖縄の中で、女性たちはドルの最大の稼ぎ手でした。その時はまだ日本と切り離されていますから、国民皆保険制度も一切適応されていないなかで、家族が病気になったら入院費や手術費をまず納めなければいけない。その時に誰がお金を作るのでしょうか。その家の娘、長女が自分の身を担保にしてお金を借りて前借金で売春の社会に入っていくわけです。ですから、前面から米兵の暴力と多額の借金を背負って強制管理売春は肥大化していきました。1969 年に最初で最後の調査が行われて、売春に関連している女性の数は 7,400 人と統計が出ています。当時は一回の売春料金が 5 ドルだったので、7,400 人の女性が一晩で 20 ドル稼いでそれが 365 日となるとその総額は当時のサトウキビ産業、パイナップル産業の総売り上げを上回る金額だったわけです。この間に起こる事件は 27 年間、1972 年に政権が返還されるまでは、裁判はすべて軍事法廷ですべて英語で行われて、その結果がわからない。加害者がどのように処置されたのか、強制送還になったのか、それすらわからないということです。これは 1963 年から 1965 年まで年間 1,000 件事件があったという米軍データもありますが、そのような公式なデータを沖縄は正式には持っていないのです。



1972年の5月15日に沖縄の施政権が返還になりました。実は女性がレイプされて殺された事件が4月にありますが、それは沖縄県警の統計には入らない。統計はすべて1972年5月15日の後から始まっています。でも、沖縄は施政権が返還されたけれども米軍の駐留規模はまったくそのままであり、ベトナム戦争の最後の時期まで続いています。2009年に民主党政権になってから、沖縄返還密約が明らかになっています。密約とは、核持ち込みの許可と復帰後も米軍がそのまま使用することの承認を、時の総理大臣が与えていた。アメリカ議会では本当に沖縄を返還していいのか。沖縄は尊い1万2千人の米将兵の命によって贖い取ったものだ。沖縄はアメリカの戦果として取ったものだ、と。アメリカの税金をずっと投入しながら沖縄の基地を増設していったわけです。

さて、72年の施政権返還を前にして、日本ではすでに1956年に制定されていた売春防止法がやっと沖縄で適用されます。実は、60年代には市川房枝さんら時の女性リーダーたちが売春防止法の制定に向けてアドバイスをしたりしているんですが、沖縄では立法院議会に「売春防止法」は何度も上程されながら廃案になった。もしこの法律を制定して売春地域が火を消してしまったらどうなるのかというのが、立法院議員である男性たちの頭によぎります。一つは、また米兵たちの暴力が地域に、子どもたちに襲い掛かってくるのではないかとこの恐れがあるわけです。もう一つは、女たちが稼いで、ある意味沖縄経済の底支えになっているあのドルはなくなってしまうのか。つまり米兵の暴力の受け皿がなくなるのではないと言う不安と、もう一つは女性たちの稼ぐドルがなくなってしまうということです。1970年に一応沖縄県も自発的に制定しましたという形を取って、立法院議会で売春防止法を成立させています。けれども、その施行は復帰後としているのです。この2年間の猶予をもってさらに売春の合法は続きます。東京の吉原の火が1956年に消えて、それから16年も沖縄の女性は待たなければいけなかった。

そして、ベトナム戦争が終わり、アメリカ経済が大きく落ち込み、米兵のドルの価値もずいぶん落ちて行きました。アメリカはそれまで徴兵制度から志願制度になって、沖縄の基地の機能はそのままなのにやって来るアメリカ兵の経済力はぐっと低くなった。アメリカの徴兵制度は、逆に貧困徴兵制と言われるように、貧しい青年が志願せざるを得ないという状況になるわけです。ですから沖縄にやって来た米兵たちは、持っているお金で売春をする余裕がないわけですね。それでどうしたか。40年以上経っている基地の金網のフェンスが腐食しているところをめぐりあげて、そこから中高生を基地の中に連れ込むという事件が1980年代の初めに相次ぎました。これは本当に沖縄の教育関係者を震撼させた問題です。このような問題は現に起こり続けていて、この状況を許しているのが日米安全保障条約であり、日米地位協定であります。日米地位協定というのは、U.S.-Japan Status of Forces Agreement ということで、駐留している部隊の地位を決めている、守るためのものですから、それは今も不平等な地位協定であります。1952年に制定されてから、文言を一度も変えておりません。多少運用改善はなされましたが、抜本的な改正がなされない理由を米軍は次のように言っています。日本は逮捕者に自白の強要し、弁護士の面会をすぐには認めない。そこにアメリカの憲法で守られた米兵を渡すわけにはいかない、というのがアメリカの主張です。そしてそのような不平等な地位協定によって、沖縄は影響を受けることになるわけです。

そして、今でも沖縄は基地の島です。日本の0.6%の面積に米軍が専用で使っている基地の74%がある。日本に駐留する米軍の6割が沖縄にいます。そしてそこから派生する爆音、演習事故、環境破壊があります。そして女性に対する暴力があるわけです。95年北京で「女性の権利は人権だ!」「沈黙を破って声を上げよう!」と高揚して帰って来て、直面したのが少女の事件でした。



私たちはあの北京会議で高揚していたけれど、いったい何をしていたのか。沖縄で一人の少女が大変な被害にあったことを思うと、沈黙したままではもうできないと、女性たちが相次いで集会を持ちました。結果は、8万5千人があつまる大きな県民大会へつながりました。大会の決議は「米軍人、軍属の犯罪の根絶。被害者に対する謝罪、日米地位協定の早急な見直し、そして基地の整理縮小を促進」でした。日米両政府はあの集まりをある意味では日米安全保障条約が揺さぶられたと感じたようです。その後すぐに「沖縄に関する特別行動委員会」を立ち上げて、「確かに負担が大きかった。すぐに見直しましょう」といってあの普天間基地の返還を発表し、また北部の訓練施設の半分の返還を発表しました。20年経っても未だにそれは実現していません。

基地があることによって起こり続けている問題に対して、実は沖縄県の基地対策推進課でデータ収集や対策をやっています。ところが女性に対する暴力についての相談機関や被害者に対するサポートの体制もありませんでした。それで女性たちは集まって「強姦救援センター・沖縄 REICO」を設置しました。これは「東京強姦救援センター」からいろいろと教えていただきました。8万5千人が集まった県民大会の時はB5の紙半分のチラシを作って、「誰かにこのような相談を受けたら、決して沈黙しないで相談してね」と県民会議の中で配りました。そして強姦救援センター REICO は警察や県、公安委員会に対して、女性の性暴力捜査官の配置を要求し、また警察の研修では性暴力の視点を持つようにと提言いたしました。

20年を振り返ると、女性たちはあの北京に向かい、北京から戻ってきて、少女の事件に直面したことが、ひとつ大きく私たちを変えていったと思います。沈黙は暴力を補完するんだ。もし暴力にあって沈黙したら、それはまた次の暴力を生み出していく。そのようなことをもはや私たちはしたくない。そういう思いから、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」が生まれ、12日間の座り込み行動をいたしました。そこへあるお父さんが現れて、「実は自分たちの娘も被害に遭った。ところが家族の秘密にせずと黙っていた。でも、こうして問題にしていけることが大事です」と言って、カンパをしてくださいました。軍隊の派遣がもたらす問題についてアメリカ市民とも話をしたいという思いから13人の女性で「アメリカ・ピースキャラバン」を組織し、アメリカ議会、国連、市民集会、大学で討論会をする行動を持ちました。その結果、現在では米軍基地を抱える地域の女性たち…フィリピン、韓国、グアム、プエルトリコ、ハワイなどがつながって、「軍事主義を許さない国際女性のネットワーク」が広がりました。女性に向かう暴力や環境破壊の問題、そしてその社会にある女性差別、被害に遭った女性に対するバッシングも共通ですし、家父長制も韓国とも共通ですし、そういったことが軍隊の駐留をさらに可能にしているということをお互いに確認をし、変えていこうとしているところです。

沖縄にはあちらこちらに米軍基地がありますから、みなさん基地のゲートを見てください。どのゲートにも必ず看板が出ています。例えば、「ここは嘉手納空軍基地の境界線です。許可なきものの立ち入りを禁止します。基地司令官の命令により」フェンスにもこれに似た警告板に「これを犯すものは日本の法律で処罰されます」と出ています。戦争が終わってから今日まで70年間1日たりとも米軍が撤退したことはありません。送られてくる兵士たちは年々新しくなり、以前の米兵たちはもう90代で隠居しているでしょう。でも毎年若い兵士たちがやってきます。しかし受け入れている沖縄の社会はどうでしょうか。レイプ被害にあった女性は今80代で生きています。子や孫をもって生きています。そして亡くなった方もいます。このまったく非対称の状況が、この沖縄社会には70年間続いているのです。そして基地への出入りはゲートで厳しくチェックされます。で



も演習する爆音はフェンスを超え、そして大学にヘリコプターが落ちるのも、学校に爆撃機が落ちるのも、演習の離発着は基地から飛び立ってもその事故の現場は民間地域です。まして、地位協定で認められているすべての兵士がいつでもどこへでも出かけられるという資格を持っている。そのような権利の中で基地から一方的に米軍が出てくる。その逆はまったくないんです。1998年、基地のゲートの前で女性たちで「沈黙の行進」というイベントを行った時に改めてこのまったく不平等な状況に気づかされたのです。まるで環境保護区域のような芝生が敷き詰められてきれいな基地の反対側はひしめき合っている住宅地域。でもその逆はないのです。「ここは沖縄の境界線です。許可なきものの出入りを禁じます。住民の令による」女性たちはこういう看板を作って基地の中に入り出す車両にも見せましたが、まったく非対称なことが行われている。基地に掲げられている看板は出てくる米兵が作った看板ではないんです。これは基地として土地を提供している日本政府が、日米関係の中でそのようなものを作っているんです。様々な事故や事件が起り続けています。もちろん、沖縄人の間でも事故やレイプはあるでしょう。米兵の問題だけを指摘するのは平等ではないと作家の百田さんが言っていましたね。百田さんが米兵の犯罪はそんなに多くないんじゃないか。沖縄人の方が多いんじゃないか、と言ってましたね。では、聞きます、百田さん。ではなぜ彼らはこのようにゲートの外に自由に出ていけるんでしょうか。地位協定によりますと、彼らは入管法も免除され、外人登録も必要ない。ある意味では透明人間が2万5千人いるんです。その人たちがいつ出てきて何をしているか、自治体もまったく把握できない。

そのような中で、2005年7月5日のアメリカの独立記念日（現地では7月4日）の米軍の休日、日本・沖縄にとっては休日ではない、このアメリカの休日に彼らがハメを外して地域に出てきて、様々な問題が起こっています。10歳の少女への強制わいせつ事件が起こりました。その少女は「怖かった。殺されると思った。それでいいなりにになった」と、胸をあけて撮影させたことを話した。その事件を受けて、多くの母親たち、親たちの日ごろの不安や恐怖が噴出した。実は20年前の高校生の時に3人の米兵からレイプされた経験を持つ女性が沖縄県知事に手紙を書きました。「稲嶺知事、基地をなくして欲しい」と。彼女は「私は被害者の一人として訴えます。私は高校2年生の時に米兵によるレイプ被害を受けました。学校帰りにナイフで脅され、自宅近くの公園に連れ込まれ、3人の米兵にレイプされたのです。本当に怖かった。もう終わりだ。自分は死ぬのだと思いました。何度叫ぼうとしても声を出せずにいました。その時米兵はI can kill youと言いました。『殺すぞ』ではなく、『殺せるぞ』と言ったのです。あれから20年以上の月日が流れた今でも、私は事件による心の傷に苦しんでいます。被害者にとって時の長さは関係ありません。被害を受けたその瞬間から命の尽きるまでまるで寄せてくる波のように苦しみが押し寄せてくるのです。それは穏やかな波のような時もあれば、嵐のように荒れ狂うときもあります。しかし、心の傷はなくならないのです。米兵たちは今日も我が物顔で制限もされずに歩いています。仕事として人殺しのすべを学び、訓練をしている米兵たちが、です。稲嶺知事、どうぞ基地をなくして下さい」という手紙を書きました。この手紙は国会の外務委員会の中で、沖縄選出の国会議員の方々が新聞に掲載された手紙を読み上げて、沖縄に関する基地の過重な状況から生み出される問題に対して、外務大臣に質問をしています。当時の町村外務大臣は「米軍と自衛隊があるからこそ日本の平和と安全が保たれている側面が、すっぱり抜け落ちている。バランスの取れた考えとは思えない」と答弁したんです。全体の安全のためなら沖縄という一部の被害やリスクは仕方がない。全体の安全のため、まず全体の安全を考えなければならないと、町村外務大臣は日本の代表としておっしゃったんでしょう



か。このように起こり続けていることに対して、彼の発言はあまりにも認識、配慮を欠いているとしか言いようがありません。しかしどうでしょう。ここに集まっている私たち日本の国民として、「仕方がない」「やむを得ない」または「いろいろ起こっているけれど、場合によってはその人の不注意もあるでしょう」というのが日本全体の中に流れているのではないのでしょうか。町村さんの発言があまりにもひどいというならば、問題が起こってもよかったんです。起こりませんでした。朝日新聞、毎日新聞にも出ていませんでした。

別の事件について触れます。2008年2月に起きた14歳の少女レイプ事件は、基地の外に住む38歳の海兵隊員の犯罪です。少女が携帯で友人に助けを呼んでいたことで、警察に逮捕されました。ところが、それをかぎつけた週刊誌が「危険な海兵隊と知りつつ、ついて行った中学生のツケは大きかった」とスキは被害者にあるというレイプ神話がそのまま大見出しで取り上げたんです。でも海兵隊が自由に基地から出入りできる状況は誰が作っているのでしょうか。少女が生み出したんではないんです。にも関わらず、このようなことが起きるたびに被害者へのバッシングが起こります。女性たちは週刊誌に対抗して「危険な隣人はいらない緊急集会」を持ちました。この集会で、多くの女性教師たちから日ごろから抱えている問題が出されました。でも被害者バッシングはなにも週刊誌だけではないのです。加害者が警察で、「14歳とは思わなかった」と言ったら新聞に載りましたら、ある母親は電話をかけてきて、「14歳に見えない服装をしていたんじゃないんですか」と被害者を非難しました。14歳に見える服装をちゃんと着ていれば、あるいは夜8時にアイスクリーム屋さんの前にいなければ、被害に遭わなかったのにと言うのです。被害者バッシングというのは本当に根深いものでして、そしてその米軍の犯罪が起こるときにもそれが出てきます。

私はREICOで20年レイプ被害の相談を受けている者として、米軍の性暴力だけを問題にしているわけではありません。しかしここで軍隊の本質、それは日本の過去の軍隊、現在の軍隊の本質とは何かを考えると、訓練の性格、殺傷と殺戮の日々の訓練の根底には暴力を容認する軍事主義、父権主義、植民地支配などがあります。そして今軍隊を送り出しているアメリカではベトナムの帰還兵の様々なPTSDが問題にされています。

でも、この軍隊をよしとするこの社会全体は、性暴力に対しての実に寛容な認識を持っているのです。

いかに私たちの社会は未だ根深く性差別社会であるか。2011年の、「犯す前に犯しますよと言いますか」という沖縄県の防衛局の局長の発言に表れています。そしてこれは社会の性差別意識を反映しています。12月の記者たちとのオフレコの飲み会で「移設の報告書はいつ出すんですか」と聞かれて、防衛局の局長が「犯す前に犯しますよと言いますか」そんなのを聞くのは野暮ですよということなんです。そこに多くの記者たちがいましたが、一人の記者がそれをすぐに持ち帰ってデスクに伝え、デスクがこれは看過できないとして、事前に防衛局に知らせて新聞に載せました。このオフレコ発言でなくても、「レイプする体力があるのはいい」とか、どこかの市長さんは「海兵隊に性暴力があるというんだったら、風俗を紹介したらいい」とかですね、この社会は今、政治的にも社会的な地位を持っている人にもいまだに根深く性差別の意識がある社会じゃないのでしょうか。男社会の中で「これは冗談として通じる」と思うから彼はこの発言をしたわけだったんでしょう。でもその時その発言は認められない、差別発言だとしっかりとと言える環境はまだまだないです。

2012年、今度は沖縄に駐留している軍隊からの事件じゃないんです。沖縄にオスプレイ配備に



強い反対の声を上げているそのさなかに、アメリカのテキサス州在の米軍基地から飛来した 7 人の兵士が沖縄基地に二泊する中でそのうちの 2 人が集団強姦事件を起こしました。これはどういうことでしょうか。これは単に腐った 2 つのリンゴと言うことでは絶対にありません。軍隊が移動しているさなかに、そしてミッションを持っているさなかに、「女性に暴力をふるっても見つからない。自分たちはすぐにグアムに飛び立って行けるから」そういう思いで犯した犯罪です。これは訴えが早く、逮捕されて今収監されています。

日本の政府代表の方が 2013 年、国連の女性の地位委員会に、日本の課題に関して 5 分間のスピーチをなさっていました。その中で、人間の安全保障基金に拠出していること、あるいは安保理決議の 1325 の国内行動計画を策定していること、それから 2013 年というのは 1993 年のウィーン人権宣言の会議からの 20 年になり、日本は女性および女兒に対するあらゆる形態の差別について取り組んでおりますと、国連の CSW の代表として発言しておりました。本当にそうしてほしいと思いますので、それにもっとしっかりと予算がつくべきであると思います。安保理決議 1325 がつい先月できまして、外務省のホームページにあります。私はちょっと残念に思っています。それは 1325 の本当の目的は戦争否定であり、非暴力であり平和貢献に女性の参画を積極的に目指していかなければならないというのがこの 1325 の本質の骨子なんです。ですが、かくも長い間米兵が駐留している状況においては、それは地位協定の見直しであり、国内行動計画を立てるにあたってはそういう国内の持っている矛盾に取り組んで行ってしかるべきだと思うのですが、そのようなものにはなっておりません。

今、沖縄や世界各地に米軍を送り込んでいるアメリカでは、やっと 90 年代になってから軍内部の性暴力の問題がクローズアップされてきました。「見えない戦争 (The Invisible War)」というドキュメンタリができて、その中に多くの女性兵士たちの被害の訴えや、彼女たちの苦しんでいるトラウマのレポートが出てきて、米国議会で公聴会も開かれているということです。ものすごい数の女性兵士が軍隊内部で被害に遭っている。今年の 5 月 1 日にも国防総省の発表があり、推定での被害状況が出ています。つまり、世界に送っている兵士の問題は国内でも今取り上げられているということです。その統計の中では、沖縄で起こっていることは出てきません。アメリカ国防省では、米軍内部の性暴力に対しては Zero Tolerance という被害撲滅のゼロ作戦を掲げてきましたが、さらに悪化している状況です。

軍隊の問題で言うと、国連平和維持軍による性暴力もあります。今後、日本の自衛隊も協力して出かけていくことになります。今年の 8 月の国連バン事務総長は筆舌に尽くしがたい苦悩があると発表したのは、国連の平和維持部隊によって何年にもわたって性的加害や搾取が行われていたという報告が相次いでおり、アフリカ地域の責任者を更迭しました。

町村外相が「自衛隊と米軍がいるから日本の安全と平和は守られている」と答弁しているが、アメリカの中でも派遣している軍隊の中で起こっている暴力、またそれで苦しんでいる女性たちの状況、そしてまた女性に限らず男性の被害も出ている。暴力のない社会の最低条件は戦争への道を選ばないということであり、私は今の安保法制成立もその逆であるのではと危惧しております。



そして最後に触れたいことは、今年の2月に沖縄にもワンストップ支援センターが開設されたという事です。しかし、病院拠点型、24時間365日ということにはなっていないんです。とにかく先ずスタートさせていますが、今後の充実していくことを強く期待しています。

(司会)

高里鈴代さん、大変恐れ入ります。憲法は守ってくれますが、時間だけは守ってくれません。7分オーバーになります。一言だけよろしく！

(高里)

はい、一言最後に、先月、国連人権委員会の特別報告者ブッキキオ氏が児童ポルノや児童買春、児童虐待に関してこの沖縄にも調査に来ました。このような児童への暴力、性的虐待が起こっている大きな原因はジェンダー不平等であり、また貧困の問題であり、同時に、法律ができてもしっかりと守らせようとする社会全体の意識が不足し、社会的リーダーシップを担っている人たちのあまりにも根深い性差別意識があるということを指摘していることは重要だと思います。

パワーポイントは、辺野古の海で終わりたいと思います。



シンポジウム

シンポジスト：

若尾典子（佛教大学教授）、竹下小夜子（精神科医）、高里鈴代

コーディネーター：

戒能民江（お茶の水女子大学 名誉教授）

「基地・軍隊と女性への暴力」

（司会：崎山律子さん）

それでは、シンポジウムをスタートさせていただきたいと思います。大きな拍手をお願いしたいと思います。「基地・軍隊と女性への暴力」と題して、コーディネーターはお茶の水女子大学の名誉教授・戒能民江さんです。専門はジェンダー法学、女性に対する暴力研究でございます。続いて、シンポジストのご紹介です。佛教大学教授の若尾典子さん。岐阜県生まれで、1972年から17年間沖縄で生活なさいました。その時、憲法・人権についても改めて大きな視野を広げたとうかがっております。続いて、精神科医の竹下小夜子さん。沖縄出身。1998年全国初の女性のための精神科療所を開設していらっしゃいます。心強い存在です。そして、強姦救援センター沖縄・REICO代表、高里鈴代さん。思いがありすぎまして時間を守ってくれませんでした。シンポジウムではよろしく願いいたします。わかりましたか？お願いいたします。さて、ここからはコーディネーターの戒能民江さんに進行をかわります。よろしくお願いいたします。



（戒能民江さん）

みなさんこんにちは。コーディネーターを務めます戒能です。毎年毎年、同じ顔が出てまいりまして、誠に申し訳ございません。ただ今高里鈴代さんが大変力強いメッセージを、歴史をたどりながらお話くださいました。最後にパワーポイントに赤字で書いてありましたが、結論として「暴力のない社会を作るための最低条件は戦争への道を選ばないことだ」という言

葉が深く心に刻まれました。

本日のシンポジウムのテーマは「基地・軍隊と女性への暴力」です。シェルターシンポジウムが沖縄で開かれるのは初めてですし、女性への暴力について基地との関わりから真正面から取り組むのも実は初めてです。大変なテーマだと考えております。しかし、このテーマは戦後70年を迎えた今年2015年、現実味を帯びてきました。ご存知のように今年の9月19日未明に安保関連法がそのような形で成立いたしました。自衛隊を戦地に赴かせることができる戦争法だとも言われています。国会前へ私も何度か参りましたが、全国各地で声をあげ続けた市民たちを切り捨てた、まさに強者の論理が貫かれたのではないかと感じております。現地においでになった方もいらっしゃると思いますが、辺野古に米軍基地を建設する動きにも国は強権的な姿勢を隠そうとしないと感じております。



翁長沖縄県知事は9月に国連人権理事会の席で、「沖縄の人々は自己決定権や人権を無視されている」と世界に訴えています。国は「普天間基地の危険をなくすためには、辺野古移設しかない」と言っているのですが、じゃあその危険と安全とは私たちにとってはいったいなんなのかということです。オスプレイが落ちてくる危険ももちろんあります。様々な危険があるでしょうけれども、暴力により身体や心を傷つけられ、生命をも奪われるような危険が日常化していること。DVや性暴力を振るわれ、恐怖の中で日々を暮さなければならない状況で、いったい安全は保障されているんだろうかと考えます。高里さんがお話をくださったように、沖縄の女性たちは戦後70年、性的攻撃にさらされ続けてきました。言い換えれば、沖縄の女性たちは戦時下を生き続けてきたし、今もなお戦時下を生き続けていると思います。しかし、米兵による女性に対する暴力、性暴力被害の多くは、依然として沈黙を余儀なくされています。犯罪としてもし認めるとしても、女性に対する暴力は個人的な問題、個人的な犯罪としか位置づけられず、重要な人権問題だと捉えられていない。周縁化されて差別されているということを高里さんはおっしゃったと思います。本日は非常に重いテーマですが、最適な3人のパネリストをお迎えすることができました。まず、若尾さんと竹下さんからご発言をいただきます。そのあと、お二人の発言を受けて高里さんから短いコメントをいただき、本来でしたらフロアとのやりとりをしたいところですが、時間的な制約がありますので、壇上だけにお任せいただければと思っております。それではまず若尾典子さんから話を伺います。

(若尾典子さん)

みなさん、こんにちは。若尾です。

私に与えられたテーマは「基地と性暴力」という大変難しい問題です。しかも、いま沖縄に暮らしていない私が、沖縄でこの問題を語ると言うことは、とてもできることではありません。ただ、この夏、学生さんが京都から沖縄を訪れ、戦跡や基地を見て戻ってきました。「自分の命が、祖父母や曾祖父母、すなわち戦争をくぐり抜けてきた人たちからバトンタッチされた、ということであらためて強く感じた。安保関連法案を成立させてはならない」と。沖縄で語ることに躊躇していた私は、彼らに背中を押されました。沖縄に学ぶ者として、いま私が考えていることをお伝えできればと思い、この席に座っています。

「ジェンダーに敏感な視点」は、「見えない」化されている現実を「見える」化することを課題にしています。そこで私は、与えられたテーマについて、2つの問いを立ててみました。一つは、なぜ在日米軍基地は、「沖縄」問題なのか？いま一つは、なぜ性暴力が、「在沖」米軍基地問題なのか？です。

<基地の島>

在日米軍基地問題は、なぜ「沖縄」問題なのでしょう？その回答は、おそらく簡単でしょう。「そんなこと、わかっている。沖縄には、昔から米軍基地がたくさんある。だから、沖縄問題と言えは在日米軍基地問題だ」と。私も沖縄に暮らし始めたころは、そう思いました。復帰して半年ほどたった沖縄に、私は暮らし始めました。住まいは首里でしたから、米軍基地を直接見るわけではありません。でも、毎日、新聞で米軍基地による様々な被害が報道されており、私は新聞記事を読みなが



ら、首里の小さなアパートで「ここは戦場だ」とつぶやいたことを思い出します。またコザ市（今の沖縄市）に行った帰り、那覇行のバスを待つとき、背中にはフェンスがあり、フェンスの向こうには銃を構えた米兵たちが行進をしている光景を見ることもありました。映画でしか見ないような場面を生でみると、やっぱり沖縄は基地の島だ、「基地の中に沖縄がある」と思いました。

たしかに沖縄は27年間、アメリカの軍事支配下にありました。1945年、沖縄戦で勝利した米軍による直接占領が始まり、1972年復帰まで続いたのです。これにたいし日本本土（＝ヤマト）はポツダム宣言を受諾しての降伏でしたから、連合軍による間接占領下に置かれ、ポツダム宣言に基づいて日本国憲法の制定をはじめとする「戦後改革」が進展します。連合軍による占領は、1952年平和条約によって解除されます。たこの平和条約は、沖縄を日本政府の合意の下、米軍事占領下に置き続けることも決めました。平和条約発効の日、沖縄にとり「屈辱の日」です。しかも、平和条約によって連合軍はヤマトから去ることになりましたが、連合軍のなかの米軍だけは、安保条約（旧）と行政協定によってヤマトに居続けます。旧安保条約は1960年に改訂され、安保条約（新）と地位協定に根拠をおく在日米軍基地が、現在まで存在しています。この安保条約の枠組に沖縄が入るのが、1972年5月15日復帰でした。

したがって、安保条約にもとづく在日米軍基地の存在は、もともとヤマトが「本家」です。しかも、前泊博盛氏は、米軍基地のヤマトと沖縄の面積比率が、1950年代は9対1、1960年代は5対5だったと指摘しています（「安保をめぐる日本と沖縄の相克」島袋純他編『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店、2015年）。現在のように、米軍基地専用面積の73%が沖縄に集中している状況は、むしろ復帰後のことだといえそうです。

<ヤマトの米軍基地>

では、そもそもヤマトにある米軍基地に、問題はなかったのでしょうか？この点を、吉次公介氏が「国民的『十字架』としての米軍基地—『忘却された歴史』を問い直す」（『世界』2015年10月号）で明らかにしています。

まず、米軍基地はヤマトでも人々の暮らしを脅かしてきました。1952年から2013年までの61年間、防衛庁が把握しているだけでも米軍の事件・事故数は、約21万件。日本人死者1090人、です。この数字に、復帰前の沖縄は入っていません。ヤマトの米軍基地でも、米兵による事件・事故が多発していました。特に1950年代前半はひどく、毎年100名近くが死亡しています。後半になって、50名くらいになります。少し落ち着くのは60年代ですが、ご存知のように1968年には九州大学でF4ファントム機が墜落します。また、米原潜の佐世保入港など核疑惑も浮上しますし、大騒音にも悩まされます。1977年には横浜で米軍機が墜落して、2人の幼子が亡くなる事件が起きます。このとき、重症を負った母親は、子どもが活着していると思い、子どものために必死に生き延びようと、60回もの手術に耐えますが、とうとう1982年に亡くなります。

では、ヤマトで人々は我慢していたのでしょうか。そうではありません。人々は、基地拡張に反対し、騒音問題を提訴し、何より米兵による事件・事故に強く抗議し「基地反対」を表明してきました。一体いつまで占領がつづくのか、と。在日米軍基地問題はまさに「ヤマト」問題でした。1959年、米軍基地拡張に反対する人々が米軍基地に入ったとして、逮捕・起訴された砂川事件で、地裁の伊達判決は、米軍基地の存在を日本国憲法9条に反する、としました。あわてたアメリカ政府と日本政府は、最高裁に「回避」判決をださせます。憲法9条は、日本の軍事力に関する規



範であって、外国の軍隊については何もいっていない、と。これでは、伊達判決に示された安保条約違憲論に太刀打ちできるわけではありません。

そのせいでしょうか。日本政府は、米軍基地の縮小に取り組みます。1958年、岸首相（当時）のとき、海兵隊など地上戦闘部隊がヤマトから撤退します。1968年、佐藤首相（当時）は、基地周辺住民の不安解消に最善の努力を払うと言い、事実、いくつかの米軍基地削減が実現しました。さらに1970年代、「外国の軍隊が首都のそばにたくさんいるのは望ましい状態ではない」との佐藤首相（当時）発言によって「関東計画」が打ち出され、1970年代後半には、関東地域の米軍基地はほぼ半減します。日本政府は、米軍基地の危険性を放置せず、米軍基地削減に取り組んできたのです。

では、その結果、何が起きたのでしょうか。実は、ヤマトに置かれていた在日米軍は、アメリカ、韓国そして沖縄に移動しました。沖縄の海兵隊は1956年に山梨と岐阜から来ました。1971年3月三沢の飛行部隊はアメリカと韓国に移動しました。1971年5月横田基地のF4ファントム戦闘機隊が嘉手納にきました。危険な米軍は、韓国や沖縄に移動させ、ヤマトには置かないことにしたのです。その結果、とくに復帰後、安保条約に基づく在日米軍基地がおこす問題は、「沖縄」問題となりました。

＜見えない米軍基地の恐怖＞

米軍基地の危険性の「見えない」化政策、すなわち「沖縄」化によって、安保条約は支持を得ていきます。それは、次のような論理でした。自衛隊は憲法9条に従い専守防衛に徹し、軍事大国にはならない。しかし、それだけでは不十分なので、最も信頼できるパートナーである米国と安保条約を結び、米国の抑止力を背景に日本の安全を確保する、と。この考え方は、2014年7月、集団的自衛権行使を容認する閣議決定がなされるまで、日本の軍事政策の基本姿勢でした。

自衛隊は「専守防衛」とされることによって憲法9条との整合性が確保され、それでは不十分だから、ということで安保条約が正当化されたのです。しかも、占領軍だった米軍は「信頼できるパートナー」と位置づけられました。いまや日本は、アメリカと対等な大国だということです。1970年代、1980年代、日本政府は経済大国意識をあおりつつ、安保条約にもとづく米軍基地への支持を確保していきました。それは、沖縄の人々に押し付けられ続けている米軍基地の危険性を「見えない」化することでした。この時期、沖縄で暮らしていた私は、この現象をヤマトの「安保ボケ」と命名していました。安保条約が「日本の平和」のためといえるのは、沖縄の人々から平和を奪っている現実が「見えない」化されているからです。「沖縄」の実態を見ることなしに、安保条約を支持するなんて「安保ボケ」ではないか、と。沖縄差別による米軍基地の「見えない」化政策は、安保条約支持を確保し、これを隠れ蓑に自衛隊の増強が進みました。

そして1990年代、この日本政府の軍事政策が転換を迫られます。1989年ベルリンの壁の崩壊以降の事態です。アメリカは、対ソ戦略として世界中に拡大した在外米軍基地の削減に乗り出します。「平和の配当」です。在沖米軍基地も、当然、削減の対象でした。ところが、日本政府はこれに反対し、アメリカに在沖米軍基地の維持を要請します。この動きは、2009年から2010年にかけて、鳩山首相（当時）の普天間基地県外移設方針を断念させるために、日本政府高官らが、アメリカに鳩山氏への圧力を要請していた事実によって、よく知られるようになりました（ガバン・マコーマック＋乗松聡子『沖縄の＜怒＞』法律文化社、2013年）。



＜在沖米軍基地の必要性＞

なぜ、日本政府は、在沖米軍基地に固執するのか。日本政府に柔軟な思考が欠落しており、古い戦略にしがみついている、という人も多いのですが、私はそうではないように思います。1つは、この広大な在沖米軍基地が日本に返還されても、日本政府は困ります。まず、自衛隊基地への転用は極めて困難です。ヤマトと違い沖縄の軍事基地は、米軍の銃剣とブルドーザーによって強権的に取り上げられたものであり、個人所有が多いのです。そして、なんとか自衛隊基地に転用できたとしても、沖縄戦で日本軍による残虐な行為を受けた経験をもつ沖縄で、日本政府が広大な自衛隊基地をスムーズに運用することは難しいでしょう。

しかし、それだけではありません。いま一つ、米軍を沖縄にしばらくつけることによって、この地域での紛争にアメリカを「引きずりこむ」ことが意図されていると思います。尖閣問題について、アメリカは関与したくありません。領土問題は当事国で解決すべきであり、アメリカを巻き込むな、ということです。しかも、中国の戦闘能力の上昇によって、米軍基地を沖縄に集中させていることは、米軍にとって不利です。米軍基地問題は、アメリカの戦争に日本が巻き込まれることを問題にすることが多いのですが、在沖米軍基地を維持しようとする日本政府の意図には、逆にアメリカを引きずり込もうとするところがあるように思います。この点は、宮里政玄氏が「国際政治の中の沖縄」(『世界』868号)で指摘しています。国際政治学者のなかには安保関連法をも支持する立場の人もいますが、沖縄の国際政治学者が鋭い指摘をしていることは、さすがだと思います。

日本政府は、在沖米軍基地をとにかく維持させ、それをテコに、自衛隊を海外に派遣し、米軍指揮下で自衛隊を実践的に鍛えることを考えているように思います。安保関連法は、湾岸戦争で金だけをだして国際社会から非難されたトラウマからだと言明されます。しかし、なにより実践経験のない自衛隊への危機感が強いと思います。

アメリカは、日本の軍事力増強に一定の懸念をもってはいますが、それ以上に、軍事的・経済的にアメリカの負担を軽減したいという要求が大変に強い。したがって、米軍に協力する形で自衛隊が海外で戦争に参加することは大歓迎です。ただ、現行の安保条約は、自衛隊が日本の領域内でしか動かないことを決めています。これは日米の合意です。したがって、自衛隊が日本の領域外で集団的自衛権を行使するためには、安保条約を改定する必要があります。

しかし、米軍基地の危険性を「見えない」化することで、なんとか安保条約を正当化してきた日本政府は、安保条約の明文改定は困難だと判断したのでしょう。条約改定ではなく、日米の話合い(ガイドライン)によって、自衛隊の海外派兵が検討されるようになります。それが「安保再定義」です。1996年「日米共同宣言」、1997年「日米防衛協力のための指針(新・ガイドライン)」は、安保条約適用範囲をそれまでの「極東」から「周辺事態」へと変化させ、自衛隊の行動範囲も拡大する方向を打ち出しました。安保再定義は、日本が集団的自衛権を行使する、そのために安保関連法を制定するという政治課題をもたらすものでした。結局、2015年「新・新ガイドライン」で仕切り直しをして、安保関連法が登場したのですが、すでに1990年代半ば、日本の政治課題は安保関連法へと動き始めていたのです。

ところが、日米で合意された日本の政治課題の進展をストップする事態が生じます。1995年、3人の米兵による集団レイプ事件(=1995年事件)です。この事件によって、「見えない」化されていた米軍基地の危険性があらわになり、普天間基地の撤去が緊急の政治課題になりました。し



かし、沖縄の米軍基地の維持は日本政府の要求でもあり、普天間基地撤去は辺野古新基地建設にすり替えられました。すり替えを見抜いた沖縄の人々は、この20年間、辺野古新基地に反対する闘いを続けています。この沖縄の闘いによって、安保関連法の登場も、今年まで、くいとめられてきたわけです。

＜沖縄の女性運動＞

そこで、第二の問いに入ります。なぜ、性暴力が在沖米軍基地の問題なのでしょう。

1995年事件は、多くの人々に衝撃を与えました。しかし、いまでは、基地反対運動の「きっかけ」として言及される程度です。なぜか。一つには、性暴力事件は、一般男性によるケースと同じ刑法上の問題として処理され、裁判による決着をみました。米兵ではなく男性による事件として処理されました。「自然」論とでも名づけることのできる立場です。いま一つは、軍隊が本質的に男性中心の暴力であり、性暴力はつきもの、という「自明」論とでもいうべき受け止め方があります。いずれもの立場からも、なぜ、沖縄で、基地と性暴力の関係が問われるのかが、「見えない」のではないのでしょうか。

沖縄で米軍基地が性暴力との関係で問題にされたのは、性暴力が、男性にみられる「自然」なものだからでも、軍隊の性暴力として「自明」なことだからでもありません。この点を明らかにしたのが、沖縄の米軍基地問題を「ジェンダーに敏感な視点」から「見える」化を試みてきた沖縄の女性たちの営みです。それが、1995年9月北京で開催された世界女性会議での沖縄のワークショップです。この会議は、女性への暴力が中心テーマになりましたから、「沖縄における軍隊・その構造的暴力と女性」と題するワークショップも、国際的な流れを受けての試みだと思われがちです。しかし、北京会議の行動綱領に、戦時性暴力への取組は掲げられましたが、「平時」の外国軍事基地によって起きる性暴力についての言及はありません。また、1995年事件との関連からいえば、このワークショップは、1995年事件の前に準備されました。しかも、開催日は、すでに沖縄で事件が起きた後でしたが、報告者たちに事件は知らされていませんでした。したがって北京会議で提起されたのは、1995年事件ではなく「沖縄の歴史」からみた性暴力と軍隊の問題でした。

このワークショップでは、沖縄からの無言劇と報告を受けて、3人の女性が発言しました。アメリカの女性は「でもレイプって米兵だけなの？」と言いました。この発言は、その後、沖縄で、基地反対運動を非難する人々、とりわけ米兵からよく聞かされることになります。またベトナムの女性は「アメリカ帝国主義との闘いをがんばってください」ということでした。そして最後に、日本の女性が、「北京にきて初めて知りました。いったい沖縄県は何してるんですか」といいました。聞いていた私はむっとしましたが、高里さんは、やさしく大変丁寧に、沖縄県もがんばっていること、ところが日本政府は「おもいやり予算」のような米軍優遇政策をとっていることなどを説明しました。

北京会議においても、平時の外国軍事基地と性暴力の関係を問題にすることは、新しい試みであり、沖縄から発信された独自のものでした。この力があつたからこそ、1995年事件に直面して、被害者を守り、二度と被害者を出さないために、女性たちは基地反対運動を牽引することになりました。それは同時にこの問題は沖縄だけのことですか、と世界に向けた問いかけでもありました。そして私は、このワークショップによって、基地と性暴力の関係には、それぞれの国の文化・歴史、ジェンダー観や軍隊観が刻印されているのではないかと考えるようになりました。この点を検討



したのが、若尾典子「軍事基地とジェンダー ——在沖米軍基地と女性の経験から」（『ジェンダーと法』No.11、2014年）です。

＜米軍神話＞

まず、1995年事件は、アメリカの軍隊観を浮き彫りにしました。アメリカはこの事件に大きな衝撃を受けました。なぜか。被害者に関心を寄せたからではありません。アメリカには「米軍神話」ともいうべき軍隊観があるからです。米兵を外国に派遣するのは、アメリカの自由と民主主義を守るためであり、米兵は派遣された当該国で自由と民主主義を武力によって示す役割を担う存在とされ、それゆえ米兵は世界で一番モラルがあると考えられている、というのです。これには、私のほうが驚きました。こんなに、在外米兵の実態はアメリカで「見えない」化されているのか、と。そういえば2003年、ラムズフェルド国務長官（当時）が来沖し、「普天間基地は世界一危険」と発言したという報道に接したときも、逆に、その無知さに驚きました。アジアの小さな島に、わざわざ米軍が行ってやっているんだ、という程度の認識なのでしょう。

したがって1995年事件がアメリカに与えた衝撃とは、米軍神話が揺らぎ、在外米兵への信頼が失墜すれば、アメリカの世界戦略たる在外米軍基地政策は立ち行かなくなる、という危機感にありました。しかし、沖縄からみれば、1995年事件だけが「衝撃」ではありません。なぜ、沖縄で、米兵による性暴力があとをたたないのか。そこに、米軍基地の受入国のジェンダー観・軍隊観が関係しているのではないか。基地と性暴力の関係には、派遣する国と受け入れる国、それぞれの軍隊観が刻印されている、と私が考える点です。

例えば、第2次世界大戦直後の米軍占領です。アメリカはドイツと日本と沖縄を占領しました。日本の場合は間接占領ですが、ドイツや沖縄では直接占領でした。米軍占領下、どこでも米兵によるレイプや買春が起きました。しかし、この問題にたいする米軍の対応は、それぞれの地域で異なりました。ドイツでは米軍は、ドイツの国内法で売春が禁止されていることを尊重します。アメリカも売春禁止でしたから、女性観を同じくする対等な国とみなしたのでしょう。そして米兵には、アメリカから妻を呼び寄せるなど、ドイツの市民生活になじませる政策をとります。

日本は国家として管理買春を採用していましたし、占領軍にすぐに慰安所を提供しましたから、とても女性観を共有できるような国でないことは明らかでした。占領軍は、日本政府に公娼制廃止を命じ、ついで占領軍慰安所もオフリミットにします。ただし、日本政府の買春容認の姿勢をみた、占領軍は、管理買春の禁止にとどめ、兵士の性病予防対策を強く要請するだけでした。これは米兵には、日本の女性は性的利用が簡単にできる、というメッセージでした。

そして沖縄における米軍は管理買春禁止を実施することも拒否し、米兵による女性の身体の性的利用を野放しにしました。日本は自国の女性でさえ、米兵の性的利用に提供することに寛容です。その日本から差別されてきた沖縄の女性を、戦闘で勝利した米軍が、自由な性的利用の対象とすることは、当然のこととみなされたのでしょう。その後も、沖縄では管理買春が維持されます。Aサインバーによって、米兵の買春が保障されたのです。沖縄で売春防止法が施行されるのは、復帰後のことです。



＜自然の摩擦＞

また、アメリカは 1950 年代、冷戦体制のなかで在外米軍基地を世界的に展開しますが、そのときのことです。この基地政策を遂行するにあたり派遣された先での米軍が注意すべきことを、アイゼンハワー大統領(当時)は 3 点、指摘しました。1 点は、その地域が反共産主義の旗印に疑問を持っていないか。米軍の役割に、疑問を持っては困りますから。2 点に、民族主義が高まっていないか。外国軍隊は、受入国の主権を侵害する存在なのですから。

そして 3 点目が、「自然の摩擦」は問題化していないか。これは、言い得て妙です。大量の男たちが行くわけですから、結婚、レイプあるいは売春といった現象がおきる。軍隊を派遣する以上、その国の女性の身体を性的に利用することになるのはやむを得ない(＝自然なこと)けれども、それが「自然の摩擦」として問題化しないように注意しなさい、ということです。在外米軍基地政策は、性政策とワンセットであることが、派遣するアメリカにおいてはきちんと自覚されている。米兵が基地受入国の女性との間に「自然な摩擦」が生じることは当然だが、それが問題化しないようにすること、したがって性暴力は、基地政策の重要課題としてコントロールすべきものだ、ということです。

しかし、それは同時に、受入国の側が「自然なこと」であり「摩擦」ではない、すなわち「自然の摩擦」を問題にすることがなければ、アメリカにとっては問題はない、ということです。ヤマトにおける米軍基地において、性暴力事件はなかったのか、それとも「問題」にならなかったのか、問われるところです。

もちろんアメリカは、性暴力事件を「管理」対象とするだけではありません。「自然の摩擦」が問題化しないように管理するだけでなく、逆に「自然の摩擦」を政治的に利用してもいます。この点を、チャルマーズ・ジョンソン「帝国の治外法権——3 つのレイプ事件が語る日米地位協定と沖縄」(『世界は変えられる』七つ森書館、2004 年)が明らかにしています。2001 年から 2003 年にかけて起きた 3 件の沖縄の米兵レイプ事件を検討した彼は、被疑者が無実を訴えると、アメリカの政府や国会議員が、大変迅速に対応していることに注目します。「無実」の兵士を救えば、世界中の戦場で戦っている兵士への励ましになる。アメリカは米兵を保護してくれている、と。しかも、自由と民主主義のために外国で戦う米兵の冤罪を晴らすことは、アメリカ国民を感動させます。したがって、米兵への救援活動は、国会議員にとっては票になる重要な仕事です。このようにして「米軍神話」が維持されているのです。

「自然の摩擦」の政治的利用は、日本では、在沖米軍基地への反対運動を非難する立場に顕著にみられます。米兵による性暴力事件を女性たちが問題にすると、まず、被害者を傷つけると非難されます。被害に沈黙することが被害者を守ることだ、というわけです。

＜政治化されている性暴力＞

しかし、米兵による性暴力事件は、そのこと自体がすでに「政治」化されています。アイゼンハワー大統領も自覚していたことですし、1995 年事件によって日米両政府があわてふためいた事実からも明白です。被害者を支援する女性たちが「政治」化しているわけではありません。性暴力事件の被害者が「沈黙」しても「告発」しても、米兵の性暴力は、日米両政府によって「政治」化された



仕組みのなかに位置づけられ、「政治」的に処理されています。加害米兵を保護する政治的仕組み、すなわちアメリカと日本の間に地位協定が存在しており、この適用は、とりもおさず両政府の政治取引です。もちろん在外米軍基地に適用される地位協定は、日本だけ、沖縄だけの特殊なものではありません。アメリカはアメリカのために命をなげうつ人々を、外国に送っています。その兵士たちを守るのは、アメリカの任務です。だから、ドイツでも日本でも、地位協定によって米兵は派遣先の国の主権から保護されています。

米兵による性暴力が「政治」化されている仕組みは世界的に共通していても、現実には、どこで、どのようにおきるのか、その対応はどのように行われるのかは、アメリカと受入国との関係によって異なります。そして、沖縄では、性暴力事件が起きている。そこには、戦後、日本から分断され、米軍事支配下におかれてきた沖縄の歴史がある。だからこそ、日本政府には重大な責任があります。ところが日本政府の軍隊観には、アメリカの米軍神話にみられる兵士のモラルへの期待は欠落しています。国際的に性奴隷制として批判されている日本軍慰安所にたいし、一貫して日本政府が法的責任を認めないことは、日本兵であれ米兵であれ、軍隊による性暴力を「自然の摩擦」として容認し、むしろ女性の自己責任にすることで「問題化」しない態度といえます。在沖米軍基地の性暴力は、日本政府のジェンダー観・軍隊観の問題を明らかにしています。

時間がきましたので、後から言えなかった分を補足することにして、安倍政権の主張する「強い日本をとりもどす」ということは、軍隊の性暴力を「自然」・「自明」あるいは「必然」とするもののように思われること。この軍隊観は、在沖米軍基地の性暴力問題にも、日本軍慰安所問題にも、貫徹していると考えられること。この軍隊観の下で、安保関連法ができ、辺野古新基地建設が行われているところに、私が危機感をもっていることをお伝えして、報告を終わります。

(戒能)

若尾さんのお話を聞きながら、会場の皆さんを壇上から眺めていたんですが、みなさん目をまん丸にして吸い込まれるように話を聞いていました。副題に「歴史的、構造的に考えること」というのがついていました。構造的に考えるということはどういうことなのかと、目の前が少し開けたような気がすると同時に、ヤマトの安保ボケを鋭く突かれたなというのがありますし、女性の分断ということも鋭く突かれたなという気もしました。後ほどの討論の時にまたお話をさせていただければと思います。

続いて、竹下小夜子さん。精神科医の立場から、性暴力被害の現状、それから沖縄での米軍基地あるいは軍隊と性暴力と言う観点からお話をさせていただければと思います。

(竹下小夜子さん)

竹下です。1年が経つのが早くて、また懐かしい顔にお目にかかれてうれしいです。性暴力被害に遭われた方が、極めて長期にわたって過酷な後遺症に苦しんでいる現実があります。今年の3月に内閣府が男女間の暴力に関する調査結果を発表しましたが、それによりますと女性の約15人に1人がレイプ被害を体験している。加害者は交際相手、元交際相手が約3割。配偶者、元配偶者が約2割。職場関係者、知人が約2割。そして見知らぬ人が1割。これは一般市民に対する調査結果です。私のもとに受診に来られる方は



被害の苦痛・後遺症という形で来られるわけですが、その方たちのデータでの見知らぬ加害者からの被害というのも1割です。その三倍近い方が家庭の中で同居する加害者から被害に遭っています。性虐待、近親姦ですね。内閣府のデータに基づきますと、被害女性の約7割はどこにも相談していない。警察に連絡・相談したというのは4.3%にすぎません。私自身が診療した方たちは自分で精神科医を受診してきた方たちですから、レイプ被害をしっかりと自覚しているし、それに苦痛を感じている。助けてほしいと支援を求めてきたこの方たちの場合は7.1%が警察に被害届を出していました。ですから警察庁の発表する数字と言うのは本当にレイプ被害の全体のごく氷山の一角で、レイプ被害を自覚できていない方たちも少なくはないと思います。例えば、「あなたが望まなかったのならば、それはレイプです」という言葉にびっくりしたような反応をする女性はまだまだ少なくはないからです。これも内閣府の平成21年の犯罪被害類型別継続調査ですが、過去30日間の健康上の問題の有無…「殺人・傷害等」が45.7%に対して「性犯罪」が最も高い49%、半分近くですね。次に精神的な悩みという点でも「殺人・傷害等」の53.1%を超える「性被害」が58.8%と極めて精神的な問題を多く抱えている。各種犯罪類型の中でも性被害というのはとりわけ過酷な後遺症、問題を引き起こすということがお分かりいただけると思います。過去30日間の精神健康状態について類型別では、13点以上が重たい後遺症ということです。やっぱり殺人傷害事件は重症度が29.6%とすごく高く、性犯罪は25.5%。7点から12点だと殺人・傷害が27.2%で性犯罪が35.3%という内訳ですね。

私のもとを訪れる方たちは、待合室にいらした段階では性暴力被害なのか何なのかは全く分かりません。ただ問題を抱えて精神科を受診される方たちというのは、大なり小なり落ち込んでいらっしゃるものですから、問診票を記入していただく際に、全員にうつに関する簡易SDSというチェックシートを合わせて実施しています。そうしますと性暴力被害に遭ったことを理由に受診される方は全員が一眠れないだとか仕事や学校に行けなくなったとか死にたい等を主な訴えとして受診した人で、結果性暴力被害を直接のきっかけにそういう主訴を呈するようになったと判明した人のほぼ全員が一中等度以上のうつ状態を示しています。それから性暴力被害によるPTSDが主な診断名、もしくは合併診断として診断できるのはその中の6割くらいです。うつの簡易チェックシートSDSの中には「自分がいない方が周囲の人は楽だと思う」「消えてしまいたい」という項目がありますが、その質問項目に被害に遭った人たちは数人を除いて全員が丸をつけています。「しばしば思う」とか「たまにそう思う」とか程度には差がありますけれども、ほぼ全員が丸をつけている。つまり、「希死念慮（自殺願望）」をもつのが通例です。この自殺願望を持つこの人たちに生き延びていただくこと、この方たちが生き延びてくださることは精神科医の私にとってのみならず、私たちの社会できわめて大きな意味を持つと感じています。

例えば、ニューヨークの9.11テロ事件の際に私のもとに受診してくださるみなさんの精神状態が極めて悪化して、私は大変仕事が忙しくなりました。それから東北の震災の3.11のあとも多くの患者さんたちの状態が悪化して、やはり私は忙しくなりました。この方たちは倒壊するビルの映像、津波で押し流される家屋の映像の向こうの生身の人間を生き生きとリアルに感じ取っていらっしゃいます。単なる映像としてではなくてその背景の生き生きとした笑いとか涙とか怒りとか、そういう様々な感情を持つ生身の人間がこの映像の向こうにいて、その人たちの痛みや苦悩をまざまざとリアルに想像し、その痛みを感じとって調子が悪くなっているわけです。9.11のニューヨークのテロ事件の後ちょうど1週間くらいの頃に私は福岡で講演がありまして、午後からの講演で



したが、頭がぼさぼさでひどかったものですから、お昼ご飯を我慢して美容室でシャンプーブローをしてもらいました。その美容室で週刊誌を読みました。やはりニューヨークのテロ事件のグラビア写真がいっぱい載っていました。本当に無残な生々しい死体みたいな、ちぎれた腕とか、そういう映像が取り上げられていました。もちろん記事の中では「むごい」とか「悲惨」といったそれなりの表現は並べられていましたが、あのグラビア写真での取り上げ方というのは「刺激と興奮を娯楽のように消費する感覚」っていうのが極めて明らかに表現されていたと思います。あの時にたまたま観光に行っていた日本人観光客がCNNのインタビューに応じて、ニコニコしながら「こんなすごい時にニューヨークにいられた」といかにも喜んでいようなインタビュー映像がオンエアされて、アメリカの人たちのひんしゅくを買ったということが報じられていました。それから、その時にテレビで繰り返しあの映像が流されましたけれども、その時に出てきたキャスターなどはさすがに神妙な顔をしています、ゲストとして招かれた解説者はやっぱり興奮してしまって、ニコニコしながら解説を語るのをしばしば見ました。さすがに3.11の東日本大震災ではそういうことは見られなくて、みなリアルに痛みを感じていたので、テレビでもさすがにニコニコとしゃべる人はいませんでしたが。ニューヨークに観光に行ける人っていうのは一定の富は得ている人です。経済的にゆとりがなければ観光には行けないでしょう。テレビで解説を語る方っていうのは、社会的には成功した人と言えます。そしてああいう風にグラビア写真を並べる記者や編集者はいわゆる花形職業の方です。社会的に一定の成功をしたと思われる人たちのそのような反応に比べて、非常に精神状態が悪化して精神科医の元を訪れてくる方一性暴力やDV被害に遭われた方たちの反応の方がまっとうな感覚ではないかと感じました。性暴力被害というのは極めて理不尽で不当な被害です。あってはならない理不尽で不当な被害の痛みを抱えながらもこの人たちは、他者の苦悩や痛みに対するリアルな共感能力を高く持つに至らざるを得なかったといえますか……。サバイバーの方たちっていうのはボランティア活動に参加したりする余裕がない人が大半です。自分がなんとか被害を乗り越えて生きていくのに精いっぱい。だけど他者の痛みには深い共感能力を持つこの人たちが生存して社会の片隅に存在してくださっていること自体が、臨床分野で関わる人間からしますと、ある意味で社会の良心でもあり、希望ですらあると思うわけです。今日日本で切実に必要とされているのも、生身の他者に対するリアルな共感能力と想像力だと感じています。インターネット等の一部で、辺野古反対の県民の意思表示に対して「頭の悪い琉球土民」みたいな表現が書かれたりしています。こういう反応を見ますと非常にびっくりもしてしまって、単なる抽象的な人間を超えた生身の人間が沖縄にいるということ、生身の人間が感じている痛みを想像力を働かせてほしいと思うのですが、なかなか難しいですね、今のメディアのあり方にしても。それだけに、被害に遭われた方たちがそのように優れた感受性を示されるのを見ますと、この人たちが生き延びてくれることは本当に社会の救いであり、社会の良心であり、社会の希望ですらあるかもしれないとあらためて思うのです。

司法現場ではとりわけ去年くらいまではバックラッシュを感じる事が多く、被害者に過酷な状況が見て取れました。それは、これまでの判例その他でも明瞭に表れている偏見や誤解が同じく裁判官の中にも根強くあることが影響していると思いますが。大阪地検特捜部の証拠ねつ造事件以来検察庁はそのトラウマがあるでしょうし、一方で裁判所の方でも客観証拠重視になっていますし、検察庁からみていわゆる「筋の悪い」事件の告訴を取り下げさせようという動きが非常に強くなっていました。性暴力犯罪は一般的には密室犯罪で証人もいません。それから被害の結果、実は脳に



機能的な影響があるわけですが、被害についてきちんと語れなかったり記憶が飛んでしまったりという、被害者の生理的な反応についての様々な知見も全く理解されていません。性暴力被害は、司法関係者から見ればいわゆる「筋が悪い」事件が大半なのです。検事としては起訴して無罪判決になるのを一番避けたい。これは別に見栄とかちっぼけなプライドからではありません。良心的な検事さん2人から、自分が無罪を出したら検事を辞めると発言するのを実際に聞いたことがあるんです。ちっぼけなプライドから言っているのではなくて、自分たちの仕事の向こうの生身の存在を感じているのです。ですから自分たちのやることの向こうの生身の人間を感じ取るからこそ、無罪判決を出すような仕事をしてしまったら、自分は検事をやめると言っているんだと私は理解いたしました。そういうことも影響して、無罪判決が出そうな事件に関しては告訴させまいとする。だからといって、告訴取り下げの圧力というのはまったく筋が違いますが、検事からの告訴取り下げ圧力が起こっていました。さらに、警察の捜査に対する検事さんの不信もあいまって、警察がそういう事件を送検してきますと、「なんでこんな筋の悪いのを送ってくるんだ」と、警察の方も検事さんから厳しく指導を受ける、叱られることも出てきます。ただでさえ性暴力被害は手間がかかるし、一生懸命やっても検事から叱られる。そんなんだったら警察の方から告訴取り下げの圧力というのが出てしまう。警察が告訴を取り下げさせようというのは明らかな越権行為です。だけどころいう目に遭ってしまう被害者というのが結構現れて、これは由々しき事態だと思ってました。ただ今年の6月にさいたま地裁で、それから今年9月に那覇地裁で、こちらからすれば性暴力事件としては困難なケースで、極めて画期的な勝訴—加害者に対する有罪判決—を勝ち取ることができました。きわめて画期的な内容を持つ判決でした。この2つの事件は何が違ったか。担当検事さんの意気込みが違ったんです。ですから昨今の状況の中でも、担当する検事さんが意気込みを持ってその事件に取り組んでくれれば被害者はかなり救われることは強調したいと思います。

法務大臣からの法制審議会の性犯罪の罰則を強化については昨日のプレシンポでも取り上げられたと思います。その点ではこの全国シェルターネットシンポで新たに性暴力禁止法をつくろうネットワーク等の女性たちの進めてきた活動、国会の女性議員さんたちの熱意、真剣に取り上げてくださったことなどが生み出した一定の成果ではある。だけど、内容的には全く不十分なのでその点はずっと詳しく専門家の方たちが指摘してくださると思います。

これは警察庁の統計による平成16年から25年までの強姦・強制わいせつの認知件数・被害発生率の推移ですが、この中で男子は人口10万あたりだいたい0.2から0.4%の範囲で統計上はほとんど変わっていません。だけど、臨床現場では明らかに男性被害者の受診が増えています。私は女性のためのメンタルクリニックを開業したつもりでしたが、完全予約制で時間をかけた診療をしているということもあって、男性の受診希望者もわりといらっしゃるんですね。診察拒否はできないので、一応、男性恐怖に苦しむ女性たちの少ない時間帯に来てもらっています。ちなみに、アジア女性基金の2004年のデータでは、高校生だと身体的性被害は女子は4割弱、男子が1割。高校生以前の中学生くらいに被害に遭った方も多いです。このデータにおける強姦未遂や強姦既遂という表現は、男子生徒に関してはアナルセックスを意味すると思いますけれども、それぞれ3%と1%となっています。個人臨床経験からは、男性に対する性暴力は、実は教育現場を舞台にしたいじめの一環としての性的凌辱というのが決して少なくありません。

DVや性虐待から逃れた若年女性が性産業からターゲットとして狙われていて、その背景には貧困の問題があります。相対的貧困率、子どもの貧困率は上がって来ています。暴力と貧困が密接に



関連する場合があって、DVや虐待の後遺症から就労が困難だったり社会的に適応が難しい状況になって、性産業の標的になるというケースは臨床上もありますが、ただこれを指摘しますと拒否感を示す被害女性は少なくありません。それはただでさえ過酷な状況に置かれている被害女性たちが、この被害と身売という行為が結び付けられて語られることに対して、自分やとりわけ自分の子どもを守りたいという思いが働くからです。それは、こういう身売の女性に対する社会の過酷な偏見のまなざしの中に生きさせられているから。だからこのことを指摘すると傷ついたり、拒否感を示したりする被害女性たちが少なくない。それはその女性たちの（視野の）狭さという問題ではないです。これは社会的な根深いこの種の問題に対するまなざしってというのが、改めて問いかけられているのだと思います。

今日のシンポジウムのテーマは「基地・軍隊と女性に対する暴力」なんですが、軍隊が本質的に女性蔑視を内包していることは精神科医として指摘できると思います。私は生身の個人を相手にする仕事なので、実のところ日本人男性からの被害ならば苦しみは軽いとかそういうことではございませんので、米兵が加害者だろうが日本人男性が加害者だろうが私にとっては同じ重さを持つ仕事でしかないということがあります。ただ、私は暴力を拒否し憎むという立場であれば、やはり基地・軍隊というものが持っている本質的な女性蔑視…例えば、今のハリウッド映画ではさすがに見ませんが、昔のハリウッド映画であれば鬼軍曹が新兵を訓練する時に、「お前は女か！ホモか！」と叱咤する場面が結構あったわけですね。つまり、男らしさの価値を強調して、そうでないもの＝「女」「ホモ」について蔑視しその価値を引き下げることによって男らしさの価値を強調し攻撃性・能動性を鼓舞していくというやり方に現れたように、軍隊と言うのは本質的に女性蔑視を内包していると思います。ですから女性兵士たちの軍内部の性暴力を問題化する動きも、私は非常に合点がいく思いがありました。

昨年の名護市長選の3日前に当時の石破官房長官が自党が推す候補の応援演説の中で、たった6万人の名護市に、名護振興基金を500億出すと言いました。それでも名護市民は辺野古移転反対の稲嶺さんを市長に当選させたんですね。私たち沖縄では名護市長選、沖縄県知事選、那覇市長選、衆議院選挙の小選挙区、どれもすべてでとにかく辺野古移設反対の候補を当選させて、明確な意思表示を行ったにもかかわらず、日本政府は「国防はわが国の専権事項である」として辺野古移設を強行しています。こういう政府のあり方に批判的なことを言いますと、ネット上では「頭の悪い琉球土民」みたいな書かれ方がされるのです。こういう現状を救うのは、やはり抽象的な国民とか人間ではなくて生き生きとして生身の人間に対する想像力と共感能力を持つ人たちが頼りです。女性の暴力被害の被害者の支援活動に関わってくださっているここにお集まりの支援者のみなさんたちは、そういう他者の痛みに対する想像力や共感能力を豊かにお持ちの方たちです。ですから今回こういう状況の沖縄で全国シェルターシンポジウムを開催してくださったことに心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（戒能）

ありがとうございました。事件とか事故の向こう側に生身の人間を感じ取る力。共感する力というものをキーワードにお話していただきました。本当に沖縄は今困難な時期にあると思います。そこでこそ共感する力というのが必要とされるのかなと思いました。

それでは、高里さんから今のお二人のお話をお聞きになってコメントをしていただきたいと思います。



(高里)

若尾さんは沖縄に 70 年代、80 年代ずっといまして、1985 年の「うないフェスティバル」を女性 6 人でスタートした時のおひとりです。沖縄の生活を通して体験したこと、そして今こうして構造的な説明をしてくださったんですけれども、やはり沖縄と本土の両方で生活して見えてくることがあると思います。しかし、私たちは本当に「見えない化」されていると思うんです。日本の人々は日本の今置かれた状況を巧妙に見えないままにされている。憲法は大事だから憲法 9 条を守ろう、ということにはみんな気持ちを向けますが、憲法 9 条とその裏っかえしに安全保障条約があって、日本の今の状況は憲法の上に安全保障条約があるようなものですね。それは憲法第一で守ってますとみんな言うんですけど、日本全体の安全のためには米軍が駐留すること、沖縄にこれほど集中して配備されていることをよしとし、必要とし、そしてそれによってある意味では守ってもらうためには軍隊は海外には出さないということで憲法 9 条も守ってる。だけど、今安倍さんは本当に安全保障条約大好きで、日米軍事同盟関係を深化させ、それと合わせて米軍の関わる様々な状況と一緒につながっていく…。9 条をノーベル賞に推薦したいという動きもありますけれど、実は 9 条の上にかぶさっているのが安保なんですね。そういうことを国民は気づかないままに来てしまっているんじゃないかと思うんです。それで、「見えなくされている」という所に私たちは置かれているんだと思いました。

実は 1989 年代に婦人相談員だった時の経験ですが、東京で沖縄の売買春状況を発言すると「売春の本来ケースの問題がいっぱいあっていいですね」って言われとても傷つきました。そういう売買春の大変な状況がなぜ沖縄にこのようにあるのか。これは沖縄が政治的に切り離されて米軍の占領下であったこと、売春防止法が 16 年遅れで適用されたことや社会の貧困など総合的にあるからですね。そういうところで本土との意識に距離を感じるものがあつたので、北京会議に沖縄の問題を持って共通の問題をかかえているアジアや他の地域の女性たちに会いたいと思ったんですね。そして北京会議から帰ってくると、私たち自身も見えない状況に置かれているところで実際に事件が起こっていた。今竹下さんの指摘のように沖縄で気になっているのは…例えば「95 年のあの事件から何年」といって新聞が特集を組むんですね。今回もそのような取材は拒否したんです。被害者の女性のみならず様々な被害にあった人たちを思うと、あの時から 20 年、あの時から何年と絶えず起点として記憶される。その人が自ら「あの時はこうです」と言える環境なんて全然出来ていないんですね。そういう支援もそういう社会体制も全然十分でないのに、「あの時から 20 年なんだね」という形は、新たなバッシング、セカンドレイプと一緒にです。でも本当にメディアは無神経で、「その人が会うのが無理だったら、ほかに同じような被害に遭った人をどなたか紹介してくれませんか」と求めてくる。政治問題化されるとそれが一つの手段になって、例えば基地に抵抗するもののひとつの理由に、手段に使われるということなんです。じゃあ全く沈黙していただいいのかというとそうではない。じゃあそれをどのように記憶し、それを 20 年たったなら何ができたのか、実際にどういうことがなされたのかが問われなければなりません。20 年前に訴えたみんなの声には軍隊の削減も入っていた。地位協定の見直しもあった。そして犯罪を失くしていくというものがあったのに…。じゃあこの 20 年間にいったいどれほどそれらが可能になっただろうか。

戦後 70 年の今年、沖縄戦の記憶、体験を語る高齢の方々がいま多くいらっしゃるんですね。ある女性は終戦直後、収容所にいて、集団で列を作って芋ほりに行っていたんですね。米兵に襲われ



て危ないから。でもお芋を持って帰る途中に、その列が米兵に襲われお芋も放り投げてみんな必死に逃げた。しばらくたって静まり返ってもう大丈夫かなと、お芋を取りに戻ってお芋をかき集めて、草むらの先をふと見たら女性が頭を一人の米兵の靴に押さえつけられ、一人の米兵はレイプしている場面を見たんです。そうすると彼女はまた芋を放り投げてまた逃げたわけです。何十年を経ても彼女は様々なレイプ事件が出るたびにそのことを思い出しているんです。

2008年3月、米兵による14才の少女への性暴力事件を受けて、「米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する沖縄県民大会」が開かれた、横浜で米兵士からレイプ被害にあったオーストラリア女性のジェーンさんが証言をしてくれました。証言を終えて壇上から降りようすると、70代くらいの女性が駆け寄ってきてジェーンさんの手を握って、「今日から私はもっと勇気をもってがんばって生きます。ありがとう」と言いました。彼女は本当に長い年月沈黙していたわけですね。また同じ日に、別の女性から新聞社に電話があって、雨の日のその日の集会には行っていたけれど、会場にも入れず外で聞いていた。実は自分がレイプ被害にあったのも雨の降りしきった日でした、と電話した女性は語ったということです。この暴力の沈黙を強いているものは何か。それは政治的なものもあるし、それをなくそうとするものもあるけれども、私たちはこのような環境を変えていかなければいけないのかと考えるべきだと思います。

(戒能)

ありがとうございました。あと2つお話しをしていただきたいと思います。1つは、高里さんと竹下さんが触れたんですが、沖縄県での性搾取についてです。売春防止法制定が16年も遅れた…しかし売春がなかったかと言うと全くそうではない。そしてそこに竹下さんのお話ですと、貧困があり、若い女性たちの問題が出てくるというお話でした。国連の特別報告者が沖縄に来て指摘をしたこともありますが、性的搾取の問題をどのようにお考えになっているかというのが1つです。それから、大きな問題ばかり出して申し訳ないんですけども、沖縄の社会あるいはそれは日本の社会と言い換えてもいいかも知れませんが、例えば沈黙を余儀なくされている、そして政治的な意味でも性暴力がいつも周縁化されてしまう。政治の大事な問題だという意識がほとんどないという状況もある、と。これから私たちがどういう社会を作っていっていいのかということともつながっていきませんが、社会のあり方、認識、家父長制の問題もあるでしょうし、様々な問題もあるでしょうけれども、どのようにお考えか伺えたらと思います。それでは竹下さんから若年女性の問題をお話いただけますか？

(竹下)

先ほど、被害女性の中で、貧困と売春などの暴力の関連がかなり見られるという指摘に対して拒否反応を示す方がいる…その背景には社会のまなざしがあると申し上げました。これに関して、売春は女性の犯罪ではなくて、女性に対する犯罪なのだという国際的な共通認識を、きちんと支援に関わる私たちが共通して持つておく必要があると思います。それから、私的領域での暴力と戦争を含めた国家間の暴力を沖縄の女たちはそれを分けては考えて来なかったんです。高里さんが女性に対する暴力を批判した際に、「女の問題に矮小化するな！これは日米安保の問題だ」と講演会場でやじが飛んだというのを新聞で読みました。ところが沖縄の女の人たちは、例えば先ほどのピースキャラバンでアメリカに行った時、市民との対話集会で「やっぱり軍隊は国民を守るために必要じゃ



ないか」と言われて、沖縄の女性が「軍隊は本当にあなたを守っているんですか？」と言ったそうです。これは抽象的な人間についてではなく、生身のあなたという人間を本当に軍隊は守ってくれているのかという問いかけです。沖縄の女性たちの一貫した訴えのなかでは、日米安保の問題と女性の権利の問題という分けた考え方はしていないんです。平和の問題と人権の問題と分けた捉え方はしていないんです。

大田沖縄県知事（当時）が、日米政府の「沖縄は戦略上重要な位置にある」という言い方に対して、沖縄は単なる地図上の島なのではなくてそこに住む 130 万の県民に思いをはせてほしいということを行ったのですが、これも同じ問題です。沖縄は絶えず国の安全保障のためという名目で基地負担を強いられてきたんですけれども、日米安保の安全保障というのはいったい誰を守ってくれるものなのかっていうことが鋭く問われていると思います。9.11 のニューヨークテロ事件の時には、修学旅行を含めて多くのキャンセルがあり、本土から沖縄への観光客が激減したんです。つまり、本土の人たちはニューヨークのテロ事件の後、沖縄はターゲットになるとはっきり理解したから旅行を全部キャンセルしたんですよね。ですから沖縄県が米軍基地を抱えることでむしろ攻撃のターゲットになりやすいということは、多くの人が共有しているはずではないかと思います。それを「国の安全保障のため」「国民を守るため」に米軍基地は必要なんだという言うことには嘘がある。この間の選挙でも沖縄県民が突きつけてきたのは、「お金の問題じゃない。500 億円の振興基金なんてどうでもいい。そうではない、命の問題なんだ」ということ。だから「命どう宝」ということをずっと私たちは意思表示してきたんだと思います。

（若尾）

今のお話を聞いて、私の説明の仕方はヤマト的だったのかなぁと思いました。たしかに、「被害者」の側から、女性に対する暴力を発見したのは、「女性に対する暴力撤廃宣言」です。公的私的にかかわらず、家庭であれ社会であれ、そして国家が行うものであれ、女性に対する暴力は許されないということです。これは大変すごいことだと、私も思っています。ただこれを具体化することは、大変困難です。とくに軍隊の問題は、武力紛争下の女性に対する暴力、戦時性暴力については取組みが進展していますが、「平時」の外国軍隊による性暴力については、まだ取組みが課題になっているわけではありません。

在外米軍基地は世界に 1,000 ほどあり、米国はいろいろな国と地位協定を結んでいます。それは基本的には米兵を守るための法律で、それについてどういう風に考えていくのか。とにかく米軍基地はアメリカの外に置くな、という発想は、いまのところほとんどない。この点で沖縄の闘いは、大変鋭いのですが、なかなか簡単にはこの発想が広がりにくいところを説明したつもりです。たしかに、沖縄の女性が怒りを丸ごとたぎらせながら暮らしているその思いを、どういう形で受け止めるのかというところが、私たちに問われているところではないかと思っています。

それと、先ほど沈黙を強いられることの意味について質問がありました。報告では言わなかったのですが、私は沖縄から名古屋に行き、そのあと広島に住みました。その広島で、高里さんをお呼びしなければならない事態が起きました。2006 年、広島で米兵による集団レイプ事件があったのです。被害者は警察に届け出ました。しかし、この事件は不起訴となりました。しかも、この事件にたいし広島県知事は、深夜、若い女性が外出したことに問題がある、といった発言をしました。報告でもいいましたように、米兵の行動は「自然」であり、落ち度は女性の側にある、と基地受入



国たる日本は考えており、「自然の摩擦」が問題にならないように仕組まれているわけです。このような政治的対応は、米兵にすぐに情報として伝わります。米兵は、日本では女性の性的利用が許されている、と受け止めたことでしょう。

そのときに思ったことは、沖縄は、米兵の性暴力事件にたいし、被害当事者のプライバシーを守りながら、どのように対応していくのか、そのことへの社会的合意が、かなり進展している、ということです。というのも、ヤマトでは、そもそも米兵の存在が「見えない」。私も当初、気がつきませんでした。私は広島湾が見えるところに住んでいたのですが、ある晩、船から大音響で歌が流れてきました。夜中、長時間でしたから、ほんとうに驚きました。それが、米兵によるものだったことを、後から知りました。岩国基地から広島に、多くの米兵が遊びに来ているのです。でも、社会的に見えていない。だから、性暴力事件がおき、被害者が訴えても、沈黙を余儀なくされることになります。この事件を丹念に調べたのが、藤目ゆき氏の『女性史からみた岩国米軍基地—広島湾の軍事化と性暴力』（家族社、2010年）です。この本では、日本で不起訴になったこの事件が、米軍側で裁判になったこと、しかし、あくまで加害者らの行動は秩序を乱したことにお灸をすえるものでしかなかったこと、にもかかわらず、この裁判で被害女性はレイプ被害を訴えて、ひとり闘ったことが、明らかにされています。そして、米軍基地の存在によって、女性の沈黙がどのように強いられてきたのかについて、歴史的に検討されています。

沈黙を強いる構造は、沖縄だけではありません。「見えない」化されている現実を「見える」化することが、求められています。沖縄に来て、何かを「見たい」というのではなく、自分たちの生活が見えなくされているのはいったいなぜなのか。どのようにして、沖縄で「見える」化が進められているのか。そここのところを希望として学ぶことが、この集会の意味ではないかと私は思います。したがって、ヤマトに暮らす私自身が「見える」化の努力をしているのかが問われているわけですから、実は大変小さくなって座っております。

（高里）

なにも小さくなる必要はないんですよ。先ほど貧困のことが出ましたが、沖縄に先日見えた国連人権委員会の特別報告者ブキッキオさんは、児童買春や子どもに対する性虐待、子どものポルノグラフィについての世界の状況を調査し、それを是正の勧告を出す方ですね。ブキッキオさんが明確に指摘したのがジェンダー不平等。つまり、この社会の根深い性差別意識ですね。それは慣習の中に、雇用の中に、受け継がれてきた社会的な環境の中にあるわけですが、それが沖縄ではさらに顕著です。そのことがわかるのは、沖縄はもともと日本一貧困な場所なんですね。平均所得が全国平均の7割しかない。失業率が最も高い。若年の出産率がとても高い。それから、離婚率が高いのは…マイナスだけではないと思いますよ。私は3回離婚したという人に花丸をつけてあげたいくらいです。いつも、だって「バツバツバツ」なんてだめですよ。自分で決めて離婚したっていうのは、これは花丸だって。でもその過程の中でさらに貧困に向かっていくんですね。そして、母親は2つも3つも仕事を持ちながら、でも中学生の子どもは給食だけしかごはんが食べられないとか、そんな貧困状態はどこから来ているかというと、それは沖縄戦から戦後ずっと引き継いできているんですね。そういう中で、10代で子どもをもった人の子どもがまた若くして子どもを持って、30代くらいでおばあちゃんになるということも。じゃあその人たちの経済力はどうか、学校での経験はどうかというと、本当に厳しいんですね。そういう中で行きつくところは児童買春、風俗の中へ



入っていく。社会全体の経済的な基盤の弱さと戦後ずっと受け継いでいる軍事基地があることによるさまざまな社会状況、経験の積み重ね、恐怖の積み重ね…そういうものが現在特に若い女性を厳しい状況に追い込んでいくということがあると思うんです。でも犯罪が起こるときに、その犯罪を許してしまう、見逃してしまう社会がまた分厚くあるわけですね。沖縄県教育庁のナンバー2が児童買春をしても微罪で許される。以前に自分の娘3人へ性虐待した父親が青少年健全育成条例違反で罰金10万円で終わるとか。この社会は本当に加害者に寛容です。これはやっぱりジェンダー不平等がそこに根深くあって、じゃあその影響を誰が受けるのかと言うと性を商品化される少女たちが受けているということだと思うんです。そして一方では、沈黙を強いられる。今の日本の法律は強姦は親告罪ですね。これは被害に遭った人が訴えようとすると、「あなたが訴えることは加害者の生活に影響を与えますよ」などと言って、引き下げさせる法律なんですね。誰のためかといったら、被害者を守るというよりも、むしろ加害者を守るように機能しているんです。REICOで一ヶ月フリーダイアルの電話相談を実施しましたがその中でもレイプ被害にあった女性が警察に訴えているのに、事件としての受理を拒否するんですね。「写真にはちゃんと笑顔で写ってるじゃないか」とかいろんなことを言って、その人が訴えたいという意味をどんどんそいでいく。それは一人二人じゃないですね。今の日本の強姦罪は被害者の沈黙を強いる、加害者を守るようにしか機能していないと思うほどです。だからそれは徹底して変えてもらいたいと思っています。沖縄の状況が政治的にも、歴史的にも、過酷な戦争を経験している地域、米軍基地を抱えていることや、この社会が若い子の性がなんでも商品になっていく。そういう影響はこの小さな沖縄でもしっかりと出てきていると言っておきたいです。

(戒能)

先ほど親告罪であることが出ましたが、刑法改正は、明日の議員フォーラムのテーマでもありますし、またプレシンポにおいても話題になりました。法制審議会では、当事者や支援をしている方々にとって無視できないような、しかし改正の土俵にもものらない課題がいくつもあります。11月2日にご存知のように法務大臣の諮問を受けまして、法制審議会がスタートいたしました。法制審議会の中に強姦罪などの性犯罪に関する改正についての分科会が設置されております。いつごろ答申がなされるのかはわかりませんが、性暴力加害者にやさしく被害者が沈黙せざるを得ないような状況を変革するような法改正を私たちは求めているかなければいけないと思います。

4点ほど申し上げます。夫による強姦—marital rape—は支援の現場の方は切実に考えていらっしゃると思います。法制審議会の前段階に検討会があり、そこで議題には上ったのですが、夫の強姦は裁判の運用上認めているんだ、と。ちゃんと処罰しているんだと言いたいんでしょうかね。そういう意見が圧倒的多数で法制審議会の土俵にはのらないことになった。ですから、夫の強姦も強姦であるということを条文に明記すべきだという主張だったわけですが、それは議論さえされなかったということです。2点目は、刑法177条が強姦罪の規定になるわけですが、その構成要件である暴行・脅迫要件について。暴行・脅迫があったのかどうかと言うときに、常に被害者の抵抗が問われるという構造が大きな問題になるわけですね。その構成要件の緩和も土俵にはあがらない。その代わりというのでしょうか、関係性を利用した性行為についての新しい規定が提案されているんですけれど、それは監護者という概念を使いまして、監護者がその影響力を利用して行った性行為は強姦になるとし、被害者の範囲も18歳未満という限定をつけています。これは昨日のプレシンポで議論



したことなんですけれど、例えば職場におけるセクシャルハラスメントとしての強姦の問題とか、あるいは障がいがある方の施設の職員からの性暴力や、医師と患者の関係とかスポーツのコーチと選手との関係など、様々あるわけですね。そういうものはいったいどこでどう対応するのが問題になるんですが、この関係性を親から子へというように非常に狭く限定すると、本当に現場で何を何とかしてほしいというのが、従来通り被害者の抵抗の度合いで判断されるわけですね。ですから、構成要件の緩和というのは、私は非常に大事だと思っています。それから、いわゆる性交同意年齢。現行刑法では13歳ですが、これも検討会の中で両論に分かれたということで、結局は審議の対象にはならなかったということです。それともう1つは、子ども時代に受けた性虐待についての時効の問題です。電話相談の中で子ども時代に受けた性虐待をずっと沈黙してきて、30代40代になってホットラインなどで安心して相談できる環境ができて、初めて話すことができたという方が増えているということをお聞きしております。そういう場合に、これは釧路の判決が最終的には最高裁でも確定して、この場合は民事裁判での除斥期間ということになりますが、気づいたり理解するには時間がかかることや、加害者が親だったら言えないという状況をきちんと考慮して公訴時効の廃止とか公訴時効を緩和して成人に達するまで公訴時効の起算点をカウントしないという提案があったのですが、それも入らないということになっております。しかし法制審議会の部会に意見・要望を出すことはできます。ですから、現場でこういう事例があってこれは改正が必要だということをどんどん出していただかなければいけない。そして意見を出せるのはやはり支援の現場だと思います。それ以外にないと思います。マスメディアの関心も残念ながら高くはありません。ですからそういう声をみなさん大変でしょうけども、当事者の方々の声を出していただければと思います。

ちょうど時間が来ましたので、最後にメッセージをお願いします。

(高里)

今日のテーマは軍隊・軍事力を含めたものですが、私は軍隊をよしとする社会は基本的に、あることを問答無用で暴力で解決していいんだという考えを根底に持っている。これが政治の、国の姿勢にしっかりあるということは、その社会の中で暴力がずっと根強く生き続けることだと思うんです。ですから、この沖縄での経験もそうですが、軍事力を明確に拒否していくという国を私たちひとりひとりがどう作っていくか、参加していくかということも今回の確認になったと思います。

(若尾)

憲法が形骸化していると言われます。このことに、もっとも危惧を抱いていたのは、日本国憲法を掲げ、平和の島になることを希望して、日本に復帰した沖縄でした。そのとき、平良良松・那覇市長(当時)は、憲法手帳を作りました。この憲法手帳の「序文」には、復帰によって日本国憲法が形骸化している事実をつきつけられた沖縄の決意が、示されています。

「憲法の命をよみがえらせなければならない。つまり、憲法の初原の命を、本土へさしむけるのである。5月15日は、その第一歩をしるす日である。私は、那覇市民とともに、憲法を守り、憲法を実践するための、新たな『復帰運動』をこの憲法手帳をかざして開始する」

沖縄の女性運動は、この決意を受け継いでいます。しかも、復帰前には、きちんと聞くことのできなかった買春やレイプに苦しんだ女たちの声を聞くという、新たな課題を引き受けています。



日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」という決意とともに、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」をもつことを宣言しています。戦争の惨禍は、戦争になった「戦時」だけにおきるのではない。戦争を準備する「平時」の軍隊も、女性にたいする暴力という恐怖によって、平和に生きる権利を侵害しているのではないか。このことを沖縄の女性たちは、実践の中で示しています。

DV 被害者支援というソーシャルワークを実践している皆さんも、サバイバーの声に耳を傾け、彼女らの声を政治に届けるというソーシャルアクションをしています。まさに日本国憲法を具体化する運動、「憲法の命をよみがえらせる」運動を、沖縄の女性運動とともに進めておられることに、私は日々励まされていることを、お伝えして終わります。

(竹下)

例えば、いま政府はとにかく軍事と外交は国の専権事項だと言うことで海上保安庁、自衛隊、そして最近では東京都の警視庁の機動隊を動員して、本当に力づくで辺野古移転を着々と進めて行っている現実があります。それでこれに対しての沖縄県民からの発信が、ネットでよく侮蔑や悪意に満ちた攻撃にさらされるのです。ちょうどレイプ被害者が力づくでレイプ被害にあった上に、二次被害に遭うような…。レイプ被害者の痛みや苦悩と同様の痛みとか苦悩を感じさせられたり…。いろいろ腹が立ったり悲痛な思いをすることはありますが、でもやっぱり前進しているところもありますし、こちらはカチャーシーを踊ったり笑ったりしながら、みなさんと連帯しながらあきらめずとにかくサバイバルしていく。生き延びていく。生存していくということが、レイプ被害者と同様に重要なのだろーと思います。

(戒能)

ありがとうございました。ボールは投げられたわけですから、受け止めてどうするのが私たちが一人ひとりに問われているのだと思います。本日、沖縄の地で、「基地・軍隊と女性への暴力」というテーマでシンポジウムを開いたことの意義を大切にしていきたいと思います。私たち一人ひとりがどう行動するかということだと思います。今日のシンポで大変力強いメッセージをいただいたと思います。それを力にしてまた一歩ずつ進んでいきたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会)

70年前の沖縄で、実に4人に1人の沖縄県民が亡くなりました。また、沖縄戦後の沖縄は、壊滅状態。この土のどこからも一本の木も草も生えてこないだろうと言われたのが沖縄戦でございました。そして今、私は今日辺野古ブルーのスカーフをしておりますが、今切実な問題が沖縄を襲っております。どうぞ共に闘ってください。非暴力で。よろしく願いいたします。これを持ちまして、本日のプログラムを終了とさせていただきます。



11月7日(土)

基調講演：「性暴力禁止法の制定に向けて
命^{ぬち}どう宝^{たから} ～暴力のない世界へ～」

講師：高里鈴代さん（強姦救援センター・沖縄（REICO）代表）

シンポジウム：「基地・軍隊と女性への暴力」

シンポジスト：竹下小夜子（精神科医）、若尾典子（佛教大学教授）、高里鈴代

コーディネイター：戒能民江（お茶の水女子大学 名誉教授）

11月8日(日)

分科会 A 午前の部 9:30 ～ 12:00

- A-1 DV 被害と支援員の危険度アセスメント
- A-2 DV 被害者が働き続けるために～シェルタースタッフができること～
- A-3 実践を持ち寄り、より良い支援を考えるワークショップ
～たとえば、北海道とかちの場合～
- A-4 売春防止法と女性支援
- A-5 DV と子ども－シングルマザー枠組みからの実践
- A-6 性暴力被害者のための総合的支援システム構築に向けて
～真の同意を問う～

分科会 B 午後の部 13:00 ～ 15:30

- B-1 LGBT への暴力と社会的支援－これまでとこれから
婦人相談所相談支援指針における、セクシュアルマイノリティへの主訴別対応を巡って
- B-2 議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて
- B-3 人身売買とシェルター ー新たな課題の渦中でー
- B-4 沖縄の児童買春の問題について
- B-5 米国研修に学ぶ、当事者を中心とした支援の有り方

A-1 会場：2 階会議室 1・2・3

DV 被害と支援員の危険度アセスメント報告

日時；平成27年11月8日(日) 9:30～12:00

場所；分科会A-1 ているる 2階会議室1・2・3

参加者数；76名(登録者数)

担当団体；NPO法人ヒューマンサービスセンター、

報告者；一般社団法人ウェルク 田村伴子、佐々木真紀、深澤純子

アンケート回収数 46名

プログラムアジェンダ

プロジェクトの目的 ウェルクとは

- I 取り組むにあたって なぜ危険度査定が必要なのか？
- II 危険度査定研究会について
- III 危険度査定研究会の内容
- IV 危険度査定員養成について
- V 今後の展開
- VI 意見交換

取り組むきっかけ 1：被害者の安全確保

危険なケースの増加

人身取引に該当する、薬物使用者、元暴力団員など、宗教、価値観、文化背景が全く違う外国人、
薬物やアルコール、精神疾患のある加害者

IT、GPS、遠隔操作を使った付きまとい、ストーカー行為

危険な面会交流の増加

危険に怯えている被害者の心身の安定に寄与

*査定により、逃げなくてもよい、仕事をやめなくてもよい支援もあり。

取り組むきっかけ 2：支援者の安全確保

シンポ参加者からの問題提起：支援者の安全性の確保は？との問いかけ

支援の場での危険なケースの増加：ネットで実名、写真を出されて誹謗中傷

同行の行き帰り、変装する支援者、

26年度支援者向け研修 危機回避版「被害者・支援者の安全と安心のため、危険に関する客観的な視点を持とう」を開催した。

取り組むきっかけ 3：加害者更正は、被害者支援

暴力の発生と再発防止を図る



DV被害者の危険度査定方法とマネジメントプログラム開発の調査／研究

DV被害を受けた女性と子どもの危険度を客観的に査定し、マネジメントプログラムの開発につなげる調査・研究。

資金提供 27年度公益信託 オラクル有志の会 ボランティア基金より

研究会メンバー（27年9月現在）

- ・DV被害当事者、支援者
- ・弁護士、警察官OB
- ・精神科医、小児科医、臨床心理士
- ・行政の婦人相談員、大学の学生相談員
- ・子ども虐待防止支援者
- ・性暴力被害支援者
- ・RRP研究会の関連部署の専門家
- ・その他

Ⅲ 危険度査定研究会の内容

プレ事業 26年度エキスパート養成講座 危機回避 危険度査定編

発表者：毛利元貞氏（脅威・査定管理コンサルタント）

日時：平成26年9月13日 場所：リーブラ（港区男女平等参画センター）

テーマ：脅威査定 事案（ケース）の危険度を見立てるコツ（報告書、DVD）あり

27年度事業

- ・準備会危険度査定ツール開発研究会 講師 毛利元貞氏
- ・第1回危険度査定ツール開発研究会 講師 高橋郁絵氏
- ・第2回危険度査定ツール開発研究会 講師 森田展彰氏
- ・危険度査定員養成講座 試行版 3日間全日 講師 毛利元貞氏、江崎澄孝氏

◆全体事務局 一般社団法人 WERC

危険度査定ツール開発研究会 準備会

第1部 危険度査定と査定ツールの使いかた 講師：毛利元貞氏（危機査定コンサルタント）

第2部 ディスカッション 研究会の位置付け

日時：平成27年4月12日 14時～17時

場所：リーブラ 参加人数：16名

第1回 危険度査定研究会 査定プログラム／ツール開発（一部抜粋）

カナダの危機査定ツール B-SAFER の紹介

発表者：高橋郁絵氏 原宿カウンセリングセンター 臨床心理士、RRP研究会

スカイプ経由 高野嘉之、Ph.D. 所属 John Howard Society of Grande Prairie

日時：平成27年7月19日 14時～16時

場所：リーブラ 参加人数：14名

カナダアルバータ州で使用されているリスクアセスメントツールの紹介

B-SAFER (Brief Spousal Assault Form for the Evaluation of Risk)

DVの再発防止のためのリスク査定＋マネージメントカナダのリスクマネジメントプログラム

加害者プログラムは裁判所の命令により実施、州が経費を負担する。

例) 1プログラム 16週 アルバータ州で80カ所を実施

リスク査定

- ・暴力行為の分析 ケースフォーミュレーション
- ・暴力行為が起こりえるシナリオを考え、リスクマネジメントの手段を考える

リスクマネジメント

- ・マネジメントの手法 監視／監督
加害者更正プログラムの実施
- ・リスクにおける最終判断 高／中／低
 - －ケースの重要度
 - －深刻度
 - －切迫度
 - －被害者の可能性
- ・アクションを起こす

第2回 危険度査定研究会 暴力による認知の歪み (一部抜粋)

テーマ：DV被害母子の再被害を防ぐ心理評価とそれに基づく支援

発表者：森田展彰氏（筑波大学 准教授／医学博士 精神科医）医学医療系社会精神保健学

日時：平成27年8月2日 14時～16時

場所：リーブラ

参加人数：13名

◆講義の内容から

「日本におけるDV母子支援におけるリスク」

「面会交流をめぐるリスク」

「女性や子どもの認知に伴うリスク」

- ・被害者の危険への認識や不安感

「再被害を防ぐために」

- ・母子支援について

- ・加害者更生プログラム プログラム例：ケアリングダッドほか

◆危険度アセスメント・マネジメントにつなげる視点

日本におけるDV母子支援におけるリスク

面会交流をめぐるリスク

暴力の認知に伴うリスク



再被害を防ぐために

危険度アセスメント・マネジメントにつなげる視点

危険度査定員養成講座 試行版 3日間全日

講師：言語行動研究所 所長 毛利元貞氏（危機査定コンサルタント国家技能検定2級キャリア・コンサルティング技能士、産業カウンセラー）

講師：江崎 澄孝氏（元神奈川県警 警察署長、本部生活安全部長を歴任）

日時：平成27年9月20日～22日 3日間 午前10時から16時まで

場所：全国女性シェルターネット 会議室

参加人数：各日平均14名

講義 1日目 講義（一部抜粋）

- ・暴力とは、暴力を見立てる、危険度が高い相手の兆候
- ・加害者タイプ別
- ・支援者のリスクチェック
- ・危険度マネジメントの基本、危険性の判定、危険度査定チェックリスト

ロールプレイ 2日目 傾聴 小さな信頼

ロールプレイ 3日目 危険度査定

被害者の気持ちを理解しつつも、加害者像を見立てるために話を聞き、マネジメントプランを作成する。

査定員の視点

- ・被害を査定するには客観的データが不可欠 事実、証言、プロファイリング
- ・危険度は階段。査定はあくまでも点（今の段階）。過去3か月間の加害者の言動を継続的に見立てる。
- ・加害者によってプロセスはちがう。被害者が加害者の情報をもっとも持っている。

危険度マネジメントの基本

- ・結果と影響を常に考慮すること。民間ができることは限られる。訴訟も想定し、組織のバックアップの範囲や可能かどうかを明確に提言する。支援者団体トップがどう考えるかが重要。

危険度高：直接対決は一番まずい。その後のキャリアを考えるべき。保護命令、シェルター、加害関係者への注意、通達、精神的治療の強制。

危険度低：監視&待機、適切な安全確保、接触を極力避ける、適切な関係者への通達
状況を見立て、客観的視点を持ち、「結果と影響」に注目する。大切なのは「現状よりも悪化させないこと」



まとめ 危険度査定今後の展開

危険度査定の最終的な目標の一つは、被害者の人生に及ぼすマイナスの影響を最小限に抑えること。安全が第一だから、という一言で、被害女性が仕事を辞め、愛着のある土地を離れ、大切にしてきた住まいもペットも手放し、過去の友人関係も断ち切り、名前を変えて生きることを選択する支援か、またはそうではない支援か、多様な支援を可能にする

危険度査定の課題

共通認識として、法場で効力を発する意見書を作成し、社会に影響を及ぼすこと。

危険度低ケースの場合には、母子が逃げ続けることなく、安全に暮らすことを可能にする。

終了後参加者からの意見

この分科会には、“危険度査定に興味があって参加”の人が多かった(35名)。

日々の支援の現場で「当事者を逃がすだけ」の今の支援に疑問を抱いている支援者もかなりいることが明確になった。危険度が査定できれば、“当事者個々に合わせた支援が可能になる”という当然のことに共感する意見が多かった。一定の理解が得られ、共有できたと思う。また、危険度を査定することで、当事者が支援を選択する流れが生まれることへの期待と従来型支援との葛藤に対する懸念の声も出ていた。

今後の事業展開に対しては、概ね期待が大きく、研修参加希望が名、DVD申込者は18名、昨年の危険回避版の報告書は50冊すべて完売となった。養成講座の開催を通して、今後具体的に繋がっていきける可能性を感じていただけたと思う。

《アンケートから抜粋》

- ・日本のDV被害者支援においては、夫と妻を引き離し、連絡を絶つという枠組みしか持たないが、DVといってもケースバイケースであって、面会交流や養育費請求においては、関係を断つだけでは解決できないものもある(子の親であることは消せない)ため、それ以外の選択肢を探ろうとする枠組みづくりには共感でき、今後の支援としてもとても重要である。(弁護士)
- ・「ワンサイズ・フィット・オール」はその通りだと思う。個別にアセスメントできて、個別に支援していけたら、それに越したことはない。「安全」の名のもとに、当事者たちは断念するものが多かったが、少しでも失うものを減らすことができるとよいと思った。(団体職員)
- ・被害者は「全てに対し恐怖」と感じていることが多いが、しっかり見極めることで、適切な支援が出来るようになるのではないかな。(NPOスタッフ)
- ・暴力による影響やトラウマ体験の影響など、現状をアセスメントするだけでなく、変化を予測したアセスメントを行うという点が非常に興味深かった。信頼関係を築くことや傾聴を何故行う必要があるのか再認識できた。(社会福祉学部学生)
- ・婦人保護する部署なので、加害者との接触はあまりないが、危険度を査定してくれる部署(委員会)があればいいと思う。(男女共同参画相談支援センター職員)
- ・自身の業務と併せてとても参考になった。(DV加害者プログラムNOVO、大学教員)

《改善点》

- ・当事者が支援を選ぶ権利としての社会的支援にもつながるのではないかな。ただ、被害者は心



理的な恐怖、不安を持っているし、従来型の支援者は危険を強調して「危ないから逃げなさい」という支援を続ける中、このような枠組みは広まるのだろうか？（弁護士）

《今後への期待》

- ・今後もっと学びたい。養成プログラムにとっても興味を持った。
- ・日々の支援の中で「逃げてからも大変」という現状は本当に課題であり、行政職員等の中に暴力に関するゆがみがあるため、被害者を理解してもらうことに困難を感じている。（行政職員）
- ・被害者が更なるマイナスを被らないための視点に、非常に共感する。「被害者は逃げるしかない」という現状やシェルターからの退所の仕方に問題があると感じていて、このプログラムが進んで行くことを願い、自身も関わりたいと思う。（NPO スタッフ）



（最55番ぐも二エ・スベクトや監導北）モ第山小 書群書環突

A-2 会場：自治研修所 302・303

DV被害当事者が働き続けるために ～シェルタースタッフができること～

担当団体：NPO法人女のスペース・おん

司会：大野 朋子（北海道ウイメンズ・ユニオン）

発題者：山崎 菊乃（NPO 法人女のスペース・おん）

佐藤 香（パープルユニオン）

小山 洋子（北海道ウイメンズ・ユニオン）

■はじめに

1993年に女のスペース・おんが開設して以降、シェルターと労働組合と一緒に活動してきた。しかし、それにもかかわらず、シェルター利用者が仕事を続けるということでの支援ができず、退所後の労働事件に労働組合として取り組んできた。

シェルターに入る時に危険だから仕事を辞めるように、そうでないと入ることは難しいと話し、仕事をあきらめて入所してきた。中には、仕事を続けられないのならシェルターに入らないと言って、本来保護すべき人を保護できなかったこともあった。

被害者が仕事を辞めたり、子どもが学校に行けなくなることは、そもそも権利侵害であり、DVで権利侵害を受けているのに、自分の身を守るために労働権を失うということは本末転倒でないかとの思いを強くしている。

昨年・一昨年の分科会において、シェルター利用者が就労継続できたケースについてのアンケート調査を実施したり、会場での意見交換をおこなった。シェルター退所後に発生する労働問題の解決事例の報告や、セクハラ事件の労働災害認定までの報告をするとともに、「女のスペース・にいがた」と両輪で活動している「女のユニオン・にいがた」での活動報告も受けながら、これからのシェルターと労働組合の連携の在り方を探った。最後は参加者全員からの意見や体験談を伺った。

■発題者報告 小山洋子（北海道ウイメンズ・ユニオン書記長）

1 事例報告

(1) 一児の母。シェルター退所後生活保護を受給する。ハローワークの求人票で応募し、採用される。口頭で雇用条件を提示され、慣れるまではパートということで、弁当製造の調理補助・配達業務等を行う。入社後1ヵ月で、他の男性社員を配置するとの理由で、シフトを大幅に減らされた。就労により生活保護からの脱却を目指していた本人は大幅の収入減で回者に不信感をつのらせ、女のスペース・おんに相談に来た。

北海道ウイメンズ・ユニオンが会社に対し労働契約違反事件として団体交渉を申し入れた。2回の団体交渉を経て、会社は雇用契約提示義務違反及び不利益変更を認め、本人の退職を前提に金銭解決で合意した。



- (2) 一児の母。シェルター退所後生活保護を受給する。調剤薬局で就労を始めたが、雇用契約書や給与明細書が交付されないままで働かされた。会社に対して何度請求しても交付されず、北海道ウイメンズ・ユニオンに相談に来た。ご本人の希望で団体交渉まではせずに、継続相談をしながら解決を図った。本人が直接交渉を続け、雇用契約書と給与明細書を交付させたが、本人は会社の将来に見込みがないと感じ、退職した。
- (3) 単身高齢の当事者。シェルター退所後、清掃員として就労した。大学構内の清掃業務をしていたが、入札により雇用主が変わった途端、労働条件が悪化し、更に突然途中から説明もなく倍近い業務量となったため、これを断ったところ、解雇予告通知書が送られて来た。このため北海道ウイメンズ・ユニオンに相談した。団体交渉を申し入れたところ、これを拒否したため、北海道労働委員会に救済申し立てをした。

■発題者報告 佐藤香（パープルユニオン執行委員長）

佐藤香さんは、2011年に個人加盟ができる女性のための労働組合であるパープルユニオンを立ち上げ、現在は執行委員長として、東京を拠点にセクハラやマタハラ等の労働問題の解決に奔走している。本分科会ではご本人が闘ってきたセクハラ労災事件の報告をしていただいた。

(1) 派遣先でのセクハラ被害 2003年12月～2006年7月

大手通信会社に派遣社員として勤務していたとき、上司から執拗に食事を誘われたり、手を握られるなどした。食事の誘いを断ると業務上の嫌がらせが行われた。このため、心身に不調をきたし「適応障害」「不安障害」「うつ状態」と診断される。

派遣元会社や会社の労働組合に相談をするも具体的な対応をしてもらえず放置されたため、解離症状が現れる等心身症状が悪化し、退職を余儀なくされた。

(2) 労災申請・行政訴訟 2009年8月～2015年3月

- ・2006年7月に退職した後、あらゆる心身の症状が出て就労困難となる。しかし、生活をしなければならぬので短期間のアルバイトをするも男性との接触がフラッシュバックを誘発するなどし、アルバイトを継続する事ができなくなる。
- ・このため労働基準監督署に休業補償給付請求をするが、不支給決定が出される。不服申立てある審査請求・再審査請求も棄却される。(2年間かかっている)
- ・上記棄却を不服として国を相手に国内では初めての行政訴訟を提起した。(2010年)
- ・国が一転してセクハラによる「労災」を認めた。しかし国は短期間のアルバイトをした事は就労可能であると判断したため、アルバイト後の休業補償は通院日のみとなった。この事は、セクハラ被害者の実情に即していないと、不支給の処分取り消しを求めて再度行政訴訟を提起した。
- ・2015年3月、不支給処分の取り消しの判決が出された。

セクハラを受けて心身に大きなダメージを負いながら、日本で初めてのセクハラ労災認定を



勝ち取るまで、実に12年間の歳月を費やしなけりなかつた。その道は想像を超える険しさであつた。彼女に伴走し続けたのはシェルターとユニオンの仲間たちであつた。「セクハラで泣き寝入りする女性がなくなるように」との思いが佐藤さんや支援者を突き動かして来たのである。

■参加者報告 大原 八重子

(女のユニオン・にいがた 執行委員、女のスペース・にいがた 相談スタッフ)

全国女性シェルターネットワークでの仲間である「女のスペース・にいがた」でも北海道と同じようにシェルターと労働組合「女のユニオン・にいがた」が両輪で活動している。

大原さんはユニオンの執行委員とシェルターの相談スタッフという立場で、DVの根絶と労働現場の改善のために奔走している。ユニオンでは執行委員は別の職業を持ちながら活動しており、ユニオンスタッフが相談対応できるのは月曜日の午後7～9時である。したがって相談時間の長い女のスペース・にいがたから繋がるケースが多い。

事案報告として、高齢者施設での2人の看護師が退職強要された事件を報告してもらった。

本事件は介護施設の職員が亡くなった原因を看護師が原因であるとの理由で退職強要された事件である。ユニオンに加入し3回の団体交渉を経て、不当な言動により退職せざるを得なかつた事を理由とする慰謝料請求を認めさせて和解した。

報告の最後に参加者みんなで、女のスペース・にいがたのテーマソングを歌った。テーマソングの詩の一部を紹介する。

♪女を愛するならば暴力はいらない
もし守りたい者があるなら暴力はいらない
仕事を辞めるか続けるか 私が決めること
一方的に辞めさせるなら 顔をあげたたかおう♪

■会場からの意見

会場からは様々な意見が出された。大きく分けて(1)被害当事者の労働に関する事 (2)施設等で働く職員自身の労働問題 の2種類に分けることができる。

(1) 当事者に関するもの

- ・DV被害を受けてシェルターを利用した後は70～80%が生活保護利用する。就労の問題解決としてシェルターとユニオンの両輪の活動は目から鱗であった。
- ・DVで仕事を辞めて避難した後、非正規労働についた。勉強して正規雇用になり気持ちが安定したところセクハラにあった。会社は訴訟にしたいとの理由で、好きな所に異動してくれと言われた。
- ・ユニオンの存在を初めて知った。活用していきたい。 など

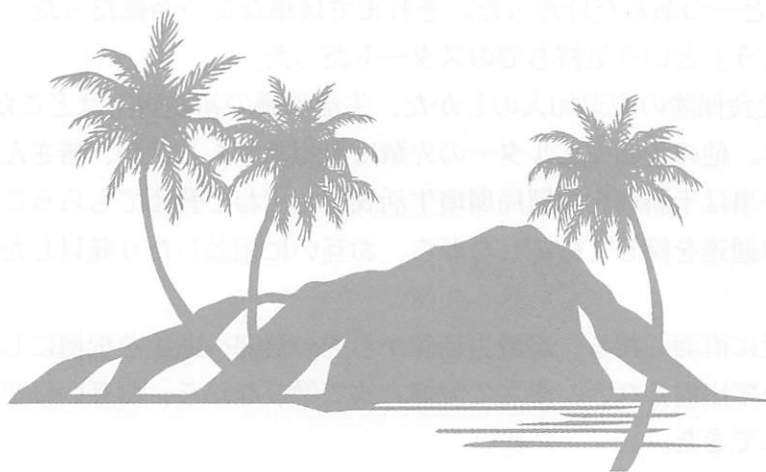


(2) 職員自身に関するもの

- ・上司にパワハラを受けてきた。周りは知らん顔をしている。労働問題として訴えて辞めると、他の所で仕事が出来なくなると言われた。
- ・不当解雇は本当にある。田舎で声をあげるのはハードルが高い。一步踏み出したい。

■まとめ

今回の報告を受けて、多くの参加者からシェルターとユニオンの連携の大切さを感じたとの意見を頂いた。今後もDV被害者と支援者の労働権を守るための連携を模索していきたい。



A-3 会場：3 階和室でいご・ゆうな

**実践を持ち寄り、より良い支援を考えるワークショップ
～たとえば、北海道とかちの場合～**

日 時：2015.11. 8 09：30～12：00

担当団体：駆け込みシェルターとかち

司 会：棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち 代表）

発 題 者：棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち 代表）

鳴海 恵（駆け込みシェルターとかち 事務局）

第一部 09：00～10：30 『とかち方式』と呼ばれる支援スタイルについて

自己紹介

駆け込みシェルターとかちの自己紹介を。駆け込みシェルターとかちは、今年 19 回目の総会を開催した。駆け込みシェルターとかちが産声をあげたのは 1997 年 4 月。離婚相談を受けていた弁護士が、人権擁護活動をしていた有志に声をかけ、発起人 8 名でスタートした。学習会を 2 回開催した後 7 月から相談電話を設置して相談業務を開始した。この年の 12 月には北海道シェルターネットワークの会議が開催された。駆け込みシェルターとかちは当初シェルターを持たず、相談員らが自宅で保護する、という経緯ののち、1998 年 10 月に専用シェルターを開設した。現在のシェルターは 8 か所目。おおむね 2～3 年ごとに移転している。

現在までに保護した女性は 200 名を超えている。専従職員の配置は 2004 年から。DV 防止法の改正で暴力の範囲が広がったことから、相談が増加することが予想されたため。2003 年度までは年間一桁だった保護件数が 2004 年以降は常に二桁で推移している。

1. 連携が進むまで

私は 2004 年に専従職員になったものの、団体が借りてくれた事務所のドアを開けると、床に fax つき電話がぼつんと一つあるだけだった。それまでは単なる一会員だった。責任感と緊張、正直なところ「どうしよう」という気持ちでのスタートだった。

年金の取り扱い、社会保険の脱退加入のしかた、生活保護の初期費用はどこが負担するかなど、わからないことだらけ。他の民間シェルターの先輩に尋ねたりもしたが、皆さんお忙しいということもあり、わからない事は十勝総合振興局環境生活課をたずねて教えてもらうことに。当時は振興局の担当者も国からの通達を探して確認しながら、お互いに相談したり発見したりしながら、支援にあたった。

関係機関の理解不足に直面したら、環境生活課からその機関へ通達を根拠にした支援依頼の電話を入れてもらって改めて出向くなど、まさに泥縄方式で学びながら、お互いにできることを考えながら、日々の活動をしてきた。



新人の専従職員にとっては、わからないことばかり、関係機関で「それは無理ですよ」といわれたら「でもこうしないと相談者が困ります。命にかかわることです、何か良い方法はないでしょうか?」と食い下がり、関係機関の担当者に知恵を絞ってもらうこともあった。

たった一人の新人専従職員ができることには、限界があったが、しかし、奇しくもそれが関係機関の連携を図ることになった。

私が何度でも関係機関へ出かけて行って相談したことで、おのずと顔見知りになったことも関係作りには功を奏したかと思う。

官庁の職員は当事者を車に乗せることなどが簡単にはできないので、同行が難しい。民間シェルターは上司の決裁を待たずに行動でき、時間外でも柔軟に対応できるフットワークのよさ、機動力がある。しかし、関係機関への連絡調整は官庁からのほうが通りやすい。

関係機関の連携には、DV センターからの働きかけが決定的に欠かせない。また、民と官、立場は異なっても同じ目的を持つ仲間としてお互いを尊重しあう、という態度がスムーズな支援に欠かせないと思う。

2. 現在の連携

2004 年秋、DV 防止法関係機関連絡調整会議において駆け込みシェルターとかちは「DV 被害者に同行して市町村へ行くが、各窓口で何度も同じことを説明しなければならない。そもそもどこへ相談したらよいか、がわからない。どの窓口も“責任者ではない”といい、DV 被害が理解されないこともある。シェルターが同行してでもそうなのに、同行支援がない当事者はなおのこと困惑し、支援をあきらめるかもしれない。これは生命と人権にかかわる。支援したい気持ちがある職員がいても、“他の部局にお願いする立場に無い”と遠慮があるようだ。各市町村に DV 被害者支援の総合窓口を作ってほしい」と要請した。12 月帯広市議会で女性議員が窓口一本化について一般質問してくれたことも大きな後押しとなり、早速帯広市が動き、2005 年度から DV 総合窓口が設置された。

2005 年度からは環境生活課（配偶者暴力相談支援センター）の職員が十勝管内全町村を訪問し、DV 防止法の理解を求めつつ、窓口設置を働きかけた。当初は「北海道と市町村は対等なはず。それは強制か」とか「帯広市とうちのような小さな町ではできることが違う」という反発もあった。しかし、DV 防止法の効果的な運用と、DV 被害者が適切な支援を受けることができるために、と環境生活課担当者が粘り強く依頼した結果、2006 年度末までに十勝管内すべての市町村に DV 総合窓口が設置された。私たちシェルターも、DV 防止法関係機関連絡調整会議が開催される都度、「市町村が責任をもって、自らの住民を支援すべき」と発言し、環境生活課の応援をした。

環境生活課が作成し毎年更新している『対応可能事項とりまとめ表』により、町村により異なる DV 取り扱い窓口の連絡先や対応内容が一覧できるようになった。2005 年秋・2006 年秋に作成された取りまとめ表では、窓口が設置されている市町村、されていない町村が一目瞭然だったことも、窓口設置への推進力になったと思う。

また、今日お配りしている『手引き』は、大変よくできている。相談票がどういう書式なのかわからない担当者もかつてはいたが、『手引き』を参考に、ほぼ統一した相談票が作られるようになった。人事異動で担当者が変わることもあることから、『手引き』を毎年配布してほしい、とシェルターが環境生活課に要請し、毎年配布されるようになっている。



具体的な流れについては、フロー図を見ながら説明する。一時保護の判断は、他関係機関とともに公的な場所で相談を受けて行う。一時保護必要性の判断に客観性を持たせることとともにスタッフの安全のため。うちは暴力団関係の案件も一時保護している関係から。

町村の方を保護する際には、環境生活課から当該町村のDV担当者に連絡を入れる。子どもさんがいれば学校や保育所への連絡などが必要。DV担当者が庁舎内の関係部署に連絡をする。相手方が学校に押しかけた、などの危険な動きなどは町村の担当者から環境生活課を通じてシェルターに連絡が来る。学校に置いてある教材や上靴などは環境生活課に届ける、などもしている。シェルターにいる当事者の意向なども環境生活課に伝える。環境生活課は、情報が集中するセンターであるとともに、私たちの大切な相談相手でもある。

※具体的な流れ

一時保護の判断は他の関係機関と一緒に

市民：帯広女性相談室で女性相談員とともに面談

町村：十勝総合振興局で担当者とともに面談

警察：生活安全課員と面談

① 一時保護

・学校・保育所などへの連絡は、DVセンターからの連絡で市町村のDV担者が庁舎内連携を図る

② 帯広警察署へ暴力相談～他所轄の場合は帯広署から連絡を入れる

→家出人搜索の不受理、相手方への注意

③ けがをしていたら受診～シェルター同行、理解のある整形外科へ～保護命令申立や事件にするときに使う診断書を発行してもらう

④ 弁護士の依頼～離婚協議から依頼している。DV案件に精通している弁護士。7人。

⑤ 保護中の学習支援～家庭教師派遣

⑥ 家さがし～仲介業者3件

⑦ 家具什器、布団、衣類～個人経営のリサイクルショップ。サンキ（見積もり書作成、柔軟に対応）

⑧ 転入手続きなど～当該市町村のDV担当者にDVセンターから連絡調整

⑨ 引っ越し～指定した赤帽さん

⑩ 固定電話～NTT、知り合いの担当者

⑪ テレビ接続など～町の電気屋さん

⑫ ガス～プロパン業者、給湯器もつけてくれる

⑬ ケアマネージャー～入所中から自立後の支援を相談

⑭ 自助グループ運営～畑仕事、手仕事、ビューティレッスン、パソコン講座、料理教室、茶話会、家庭訪問など

3. 連携による成果

・関係機関どうしだけでなく、庁舎内の連携がはかられた。窓口になった担当者には自覚が生まれ、DV防止法や通達について勉強するようになった。庁舎内連携を図らないと、担当者自らが苦労しなくてはならない。また、庁舎内連携ができたことで、生活保護課や高齢福祉課、障害福祉課、戸籍住民課、子ども課等の窓口でもDV被害者を発見、支援へとつながるケースが増えている。



- ・関係機関からは何かあると環境生活課に連絡や相談が入るようになった。環境生活課と一緒に考え、関係部署や人を紹介。環境生活課に情報が集中する仕組みができている。
- ・環境生活課主催の研修には、市町村始め関係機関に参加を呼びかけ、毎回多くの参加がある。環境生活課職員も他機関の研修や講演会に参加し、人と人のつながりを大切にしている。
- ・支援内容の充実～専門家が携わることとなり、質の高い適切な支援が受けられる。
- ・そして何より、シェルタースタッフの負担が軽減された。無駄な時間や仕事量やガソリン代などにくわえ、無理解な職員と接するときのがっかり感からの解放は何にもまして気持ちが良い。

4. 民間の協力も大切

当事者が自立するときには、民間の会社の方々にも接することになるが、この時に危険な状況を作っては元も子もない。シェルター関係者の知り合い、スタッフの知人などからすこしずつ人脈を広げていって、現在は安全で安心な業者さんたちのお世話になっている。最近特にお世話になっているのが、女性のケアマネジャー。知的障害の認定をうけないまま大人になってしまった、あるいは精神疾患があり、シェルターを退所しても見守りや生活支援がなければ自立生活が難しいと思われる方がおられる。去年は19件の保護のうち8件は何かしらの障害を持つ方々。今まではスタッフが生活支援をしてきたが、スタッフが少ない中、退所後いつまで支援を続けるのかというジレンマを抱えていた。ケアマネさんは障害認定手続き、グループホーム入所、ヘルパー派遣、作業所通所など、専門家ならではの社会資源の活用により、皆さん安心して生活しておられる。

補助金のこと～毎日の日誌、それを基にしたサポートの記録・相談記録を毎日記録。行政は数値化を求めるので、その根拠になるものを作成しておくことが重要。総会資料や自分たちの活動の記録としても貴重なものとなる。

シェルター（すてっぷ）利用のしおりの紹介～入所してからの流れを知っていただくことで不安の解消に。

シェルターのご紹介 ※写真

盗難防止のための鍵付きロッカーを用意している。イオン黄色いレシートキャンペーンで年間6万円ほどの額面のギフトカードをいただくので、洗剤やトイレットペーパーなどの消耗品などを賄えている。

シェルターでの生活～買い物は同行。レシートを提出していただく。自立後は生活保護での生活が多いので、その練習という意味でも買い物を計画的にすることをお話している。

入所・退所にあたっての誓約書の紹介～最近誓約書にプラスしたものは、賠償責任。物品の破損や第三者にシェルターを教えてしまい、急きょ移転したケースがあるので、文言として加えた。現実には帰宅した方に賠償していただくことは難しい。

帯広市からの補助金は21万円。北海道内の他のシェルターに比べて極端に低い金額で、財政的に大変厳しい。今年の春にはスタッフを一人減らした。女性の自立や男女共同参画社会の実現を目指す私たちだが、スタッフが経済的に自立できない。私が11年前にスタッフとして採用されたのも、平和・人権運動をしていた関係もあるが、配偶者の収入があるから給料が支払えなくても大丈夫、という事情があったことも否めない。来年夫が定年を迎えるにあたり、にわかに生活について



考えざるを得なくなっている。行政はいつまで私たち民間の情熱におんぶしているつもりだ、と腹が立つ。どなたも大変な思いをしている。みんなで力をあわせて頑張っていこう。

Q 十勝の人口規模などは

A 帯広市17万人と18町村。北海道には婦人相談所だった援助センターが1か所。あとは民間シェルター8か所が北海道をカバーしている。ちなみに、十勝は岐阜県より大きい。

Q 公営住宅の活用についてはどうか

A 随時入居できる古い公営住宅は電灯も浴槽もカーテンレールもなく、初期費用がかかってしまうので、民間アパートを使うことが多い。比較的新しい公営住宅は募集期間が決まっているので、行政が配慮して入居させてくれても募集時期以外の入居は住民に不審がられる。

Q 愛知県のシンポの後にボランティアで立ち上げた。400万円の補助金をもらっている。シェルターない。窓口一本化もない。私の顔ひとつでパスしている。これからきちんとシステム化したいと思っている。

A 窓口一本化の成果は大きかった。担当職員が勉強する。自分のために庁舎内連携を図る。一本化には、配偶者暴力相談支援センターからの働きかけが重要。

Q 県の基本計画が市で探さないと見つからない状況だった。市のプランも作られていない。

A 男女共同参画プランを作る際の審議委員募集があれば、是非応募してください。審議委員の発言は議事録に残り、無視されない。議員にならなくてもできることがあります。

Q うちがNPO。とかちはどういう団体か？

A 任意団体。NPOを検討したこともあるが、暴力団関係も扱うので、理事長宅を公開しなければならない危険性を鑑み、NPOにはならないこととした。

Q 収益事業はしているのか

A 音更大袖振り大豆の手作り味噌、今日持参した十勝小豆、日高昆布の販売など、デートDV防止講座などの出前講座。



第二部 ワールドカフェ～3～4人ずつのテーブルで

1. 課題・対策・その結果について書き出してみよう
2. テーブルごと発表
3. 課題と対策の共有

司会者：体験を共有しよう。

1. グループワーク
2. シェアタイム

- ① お金の問題は当然のことなので省く。経験20年近い人・新しい人の混在したグループ。情報の共有化と人材不足がテーマになった。情報の共有化には毎週1回2時間の勉強会をしている団体があった。スタッフ間の心のサポートは、最終的には人間関係。オープンに素直に話そう。スーパーバイザーが必要。相性が合わない当事者もいる。そういう場合はスタッフをバトンタッチ。第一世代、第二世代から第三世代に手渡すためには、女性の問題・運動としてとらえる意識が必要。『希望の作り方』という本がお勧め。
- ② 継続していくにはどうするか。市民協働事業として400万円補助金が出ている。担当部署とタイアップしての補助金。市民協働事業では必要性が認められないと打ち切りの恐れ。男女共同参画事業として位置づけるべき。議会でもできることもある。議員にも働きかけてほしい。議員として頑張りたい。
- ③ 二次被害にあわせないこと大切。上から目線のお助け目線はダメ、対等な関係を作ろう。『女性の人権を確立する』という原点の共有。行政職員のスキルアップを。スーパーバイザーが必要。子どものケアにも取り組まねばならない。複合する困難さにどう対応するか。資金の問題はやはりある。
- ④ 住宅を借りる際の保証人の問題がある。団体に貸し付けてもなかなか返済されない。保護費支給日に家庭訪問かねて返済してもらいに行き、あわせて生活費の使い方などの助言をしている。精神障害の方への対応は、ケアマネなど専門家に入ってもらうこと。専門家につながるには、研修の場などで知り合って。行政との連携を。政治が法律などで決めていくことも大切。政治の面から頑張る。
- ⑤ 人材不足。スタッフ養成の難しさ。行政主催の研修会に積極的に参加。発達障がいが増えていけるのでは。教育の現場が福祉の現場と化している。DVが疑われるケースには関係機関検討会に民間団体が入ることで閉ざされた学校内に情報が届くようになる。デートDV防止講座に行くが5,000円から15,000円。スキルアップして得た内容なので、きちんと講師謝金をいただくようなシステムを作る必要がある。

司会者：それぞれのテーブルから課題が出た。解決のための提案を付箋に書いて貼ろう。

司会者：それぞれが課題をしっかりとらえていて、積極的に発言され、進行役がいらないほどだった。課題が始まり、ということでこの分科会を持たせていただいた。今日の感想を付箋に書いて、前の



テーブルに貼ってお帰りください。ご自分とみなさんに拍手を！

また、持ち寄った団体のパンフレットやシェルターでのお約束などの資料を（講師の後ろの床の間）並べて置いて下さい。皆さん自由にお持ち帰りしましょう。

感想

- ・「女性」の問題。人権として。年齢ではない。元気もらいました。
- ・再検討、色々と再確認することをしようと思います！
- ・北の国、北海道の人、人情が温かい。DVが無くなる日、女性が生きやすい日を目指し続けましょう。
- ・全体会もいいですが、こういう具体的な話ができる部会がいいですね。もっと時間が欲しいです。
とかちのスタッフの皆さまお疲れ様でした。
- ・支援員としての自覚！わたしたちが元気でないといけないと再認識した。スーパーバイザーについていい話を聞いた。支援員たちの全国的な集まりなどあったらいいなーと思った。
- ・窓口の一本化、関係者との連携について、学ぶところが沢山ありました。また、色々な現場の生の課題が聞けて、必要としていることが何なのか、持続していくための予算確保など、持ち帰るお土産が沢山できました。ありがとうございます。
- ・とかちの皆様、壊れるのも続けられるのも人間関係、大きなことです。ありがとうございました！女性の運動としてつづけていく。話していきます。
- ・自分たちの活動を客観視することができました。ここでの情報などをこれからの活動の力としますね！ありがとうございました。
- ・この分科会に参加できたことが良かったです。学校外での皆様方の支援活動にふれ、全国の状況を聞いたことに感謝です。ありがとうございました。
- ・地域によって対応格差があることを知りました。さまざまな形で女性と子どもの支援をされている皆さんの思いに触れることができて、私のやる気になりました。
- ・持続可能な支援のあり方、二次被害にあわせない覚悟、研修
- ・準備お疲れ様でした。大納言美味しかったです。
- ・「とかち方式」行政窓口一本化。職員が勉強をするようになったことはとても参考になりました。ワールドカフェは楽しかった。仲間がいれば、頑張れる！
- ・いろんな方と交流できて良かった。
- ・「とかち」の資料、「すてっぷ」のパンフ、参考にさせていただきます。



A-4 会場：自治研修所 301

売春防止法と女性支援

担当団体：認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ
司 会：中村明美（ウイメンズハウスとちぎ理事長）
発題者：大津恵子（社団法人 ウェルク代表理事）
竹下小夜子（さよメンタルクリニック院長）
細金和子（慈愛寮 寮長）
松本周子（全国婦人相談員連絡協議会会長）

中村明美（ウイメンズハウスとちぎ 理事長）

21年前、婦人相談員として関わっていた頃は、婦人相談所に併設された長期保護施設があった。そこは、売防法に関わる問題を抱えた女性達が保護され食、住を確保され、自立のための通院、通勤も可能だった。しかしDV法ができると、DV以外の被害女性たちが保護されにくくなってきた。この女性たちの自立にこそ長期保護施設が必要なのではないか。来年は売春防止法60周年、支援の現状と課題について、それぞれ支援の現場の状況から発言をして下さると思う。

細金和子（婦人保護施設 慈愛寮 寮長）

1) 婦人保護事業について

2002年 DV法施行 ハードもソフトも変わらずに事業の拡大がされていく
各県に必置の婦人相談所が配偶者暴力センターを兼ね、DV被害者の一時保護を。
（緊急一時保護と長期保護に両方を受ける建前で、実際は中長期保護の必要のある女性はくの場ではじき出されていった）
人身取引被害者の保護（2004）やストーカー被害者保護（2013）も通知で保護施設に

2) 婦人保護施設について

全国48か所 入所率全国平均30%代
形態・対象・職員配置など、県の位置づけにより様々（ガラパゴス化）
必置ではないので、ない県もある（廃止になった県も）

3) 慈愛寮について

妊産婦で産前産後の女性とその新生児、乳児を対象とした全国唯一の婦人保護施設
10～40代 3～4か月利用が多い 外国籍10%前後

① 生活歴

何らかの暴力被害者80～90% DV家庭 両親の離婚 半数近く中卒・高校中退者
社会的養護の中で育った人20～30% 母子家庭・生活保護家庭も少なくない
知的障害・発達障害があっても障害児（者）として教育・援助を受けられずにきた人も多い

② 性産業と結びついた状況



家出し、取りあえず食べていくため	家族関係が悪く家庭から逃れて
居場所として歌舞伎町への帰属	ホストに親切にされて
知的障害であるため狙われて	精神障害で通常の労働が続かなくて
性虐待の被害者	児童養護施設等を退所後、住み込みの職を失い etc

4) 慈愛寮の利用者を通して、支援に繋がっていない多くの女性たちへの性搾取の実態が見える問題を抱えることによる生活困難

売防法 5 条違反 18 歳未満違法風俗（援デリ・JK 等）

5) 全国婦人保護施設等連絡協議会の売春防止法改正・女性支援の法的整備に向けた取り組み

2012 婦人保護事業の課題に関する検討会設置・・・政権交代により途中で

それを受けて厚労省は婦人相談所のガイドライン作成

2014 相談員指針できるが、法律改正の動きにはなっていない

婦人相談所長には何の権限もないことから、現場が全部リスクを負いながら支援していかなければならない実態を所長たちが声をあげ始める

2014 12 月 法務省・厚労省・内閣府に初めての要望書

→「売春防止法改正に係る要望書」、

女性の人権を守る視点から法律を変えていかないと現場の支援と乖離するばかり

DV を受けながら転々とする中で性被害にあって支援に繋がる女性と緊急一時保護された女性と本質的に女性の課題は何も変わっていない。全ての女性が支援される女性支援の法律が整備されるよう、ともに色々な場から声を上げていきたいと思う。

松本周子（全国婦人相談員連絡協議会 会長）

婦人相談員は、昭和 31 年に売春防止法が制定されて後、婦人保護事業の三本柱の一つとして位置づけられた。婦人相談員の仕事は、当時売春をしている女性の保護更生にあたるとされていたが、家庭環境の破綻、生活困窮等、様々な困難を抱え、他に相談する機関がない女性たちにも窓口が開かれた。しかし、それは女性個人の問題や特性として扱われ、社会問題であることや、女性の人権の保護という認識はなかった。

その後、DV 防止法、人身取引行動計画、ストーカー規制法も根拠法に加わり、女性相談員はソーシャルワーカーとして、人権の尊重、ジェンダーの視点、社会構造にも目を向けながらの対人援助の仕事であると位置づけられるようになった。

現在、婦人相談員は全国に 1300 名近く設置されているが、経験の積み重ねができない雇用体制（3 年、5 年の雇止め、非常勤の相談員が 80% を占める）にあり、専門性が育たない状況で、婦人相談員自身、女性の性が最も侵害される部分を深く受け止め認識するというまでには至らないのではないかと危惧する。

今年 3 月末、婦人保護事業が始まって以来初めて、婦人相談員に対して「婦人相談員相談・支援指針」が厚生労働省の先駆的ケア策定・検証調査事業として出された。この指針を得て、婦人相談員の業務が明確にされ、婦人相談員には高い専門性が求められていることがわかった。これまで課題となっていた一時保護されてからの相談者への支援のばらつきを是正し、切れ目のない支援と業務の標準化を目指すものでもある。



この指針が厚労省から県を経て現場に行き渡るまでに曲折と時間を要したが、何とか衆知されつつある。全国の相談員間のネットワークの必要性を感じる。

相談の現場では、DVだけでなく売春も増えており、貧困と直結していると感じている。色々な相談が来る中で、婦人保護事業の3本の柱（婦人相談所・婦人保護施設・婦人相談員）間の連携があまりできていない状況がある。相談員だけが抱え込んで二次受傷を受けるケースも多い。今後は相談業務ではもちろんのこと、社会的にも、婦人保護事業の他の柱と連携して女性支援についてソーシャルアクションを起こして行かなければならないと考える。

中村 二次受傷、ストレス症状の中で頑張っておられるにもかかわらず、全国バラバラの対応でいいのか。DVも売買春の被害者も包括的に助けられる法律とは果たしてどんな法律かが今私たちに投げかけられている一つのテーマでもあるのではないかと思う。

大津（元民間シェルター矯風会代表 現㊹ウェルク代表理事）

1) 日本キリスト教婦人矯風会

1980年代後半、アジアの女性たちのための緊急避難所「女性の家HELP」を作る

2) 矯風会との関わり

1980年代当時タイで生活。帰国後、人身売買被害者女性に出会う。その後、拘置所の面会や裁判支援を経て、「女性の家HELP」のスタッフ 2000年同ディレクターに

3) HELP入所者の状況

1986年設立当初・・・外国籍の人のみ 出稼ぎで架空の借金を背負う

1990年代・・・人身売買被害者 路上で勧誘する行為で売防法5条違反

観光ビザしか持たず、捕まれば強制送還

後半には人身売買は減少したが、国籍様々

2000年頃・・・外国籍と日本人半々 日本人は夫からの暴力被害やホームレス

2002年 売防法施行

2004年 人身取引被害者が婦人相談所に入所可能になったことでHELPに来なくなった

取り調べをそれぞれの県の警察でするので、県の婦人相談所が便利という理由

現在・・・日本人の夫を持つ外国籍のDV被害者が多く入所している状況

4) 外国籍女性支援

① 女性が今何に困っているのか聴き取る（HELPの場合は、同国人のスタッフが対応）

外国籍の方を受け入れるには文化的なものも配慮しなければならない

② これからどうしたいのか（国に帰りたいのか、子どもをどうしたいのか）

多くが日本で子どもを育てたい・・・離婚すると配偶者ビザがなくなる（在留資格の問題）

子どもの監護者にならないと在留資格が得られない。

生活困窮者の在留資格は一年ごと更新必要

③ 日本語支援・・・日本語の習得は、日本の中で生活するには大切

④ 支援の際の留意点、「言葉ができないので支援できない」という人がいるが、片言でも思いがあれば通じる



竹下小夜子（さよメンタルクリニック院長）

— 3人の発言を踏まえながら —

1) 婦人保護施設の収容率が平均33%の現状について

DV防止法施行直後の混乱時、県の婦人保護施設で研修を担当

相談員を「先生」と呼ばせるのは止めてはと提案したが、相談員はその象徴するものを理解できない→ 売防法の精神が施設に反映

DV法施行当時、全国の婦人保護施設への入所対象者が多すぎるという認識から、収容人数の定数に合わせようと取捨選択。婦人保護施設等が収容人数に合うような運営に努めてきたことがこういう結果になったのではないか。定数に合わせるような仕事をすることは、必然的に社会ニーズに応えられない支援機関になってしまう。

2) 売防法に関して

目的・売春を助長する行為の処罰と売春を行うおそれのある女子の補導と更生保護の措置

売春の禁止（3条）・単純に売る行為・買う行為は処罰対象になっていない。

売防法は売るほうを防ごうという趣旨でできた法律

買春防止法必要・男性生理神話 医学的にみればウソ

3) 性暴力、DV・虐待被害者の包括的支援法必要

性暴力、性虐待を受けた児相関与を超えた年齢の人達への中長期的なサポート体制が脆弱 むしろ風俗や歌舞伎町あたりがセーフティネットになっている現状

4) スタッフの二次受傷 共感疲労の背景

関係機関との折衝でも消耗、一人で抱えこんで疲弊

ケース会議の毎週定例化が極めて重要

業務の中にしっかり定着させて、取りあえずの総合支援策を求めていく

関わった支援スタッフのバーンアウト防止

三人の発言を通して心打たれたのは、関わる人たちの情熱が社会を変えていくことに繋がっているということ。私にとっては、改めてこういう話ができただけの全国シェルターシンポも元気づけさせてもらえた重要なネットワークである。

フロアからの発言

○この分科会をきっかけに、総合的な女性支援法を作る動きが進むといい

○それぞれの機関の連携ができず、情報の共有も難しい現状。今回民間と公的機関の皆さんが一堂に会すことができた。この分科会がスタートになればいい。

○婦人相談員も婦人保護施設も県や厚労省に物申していいと思う。一番問題意識を持っている相談員さんから情報を発信して頂き、周囲を巻き込む動きを作って欲しい。民間と行政、相談員さんたち、手を繋いでやっていけたらと思う。そういうプロジェクトができれば、ぜひ参加したい。

文責 認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ 大木敏子



A-5 会場：3階研修室1**DVと子ども——シングルマザー枠組みからの実践**

担当団体：嬉野市男女共同参画をすすめる市民の会

協力団体：NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

司会：波田あい子

発題者：波田あい子／大戸はるみ

はじめに

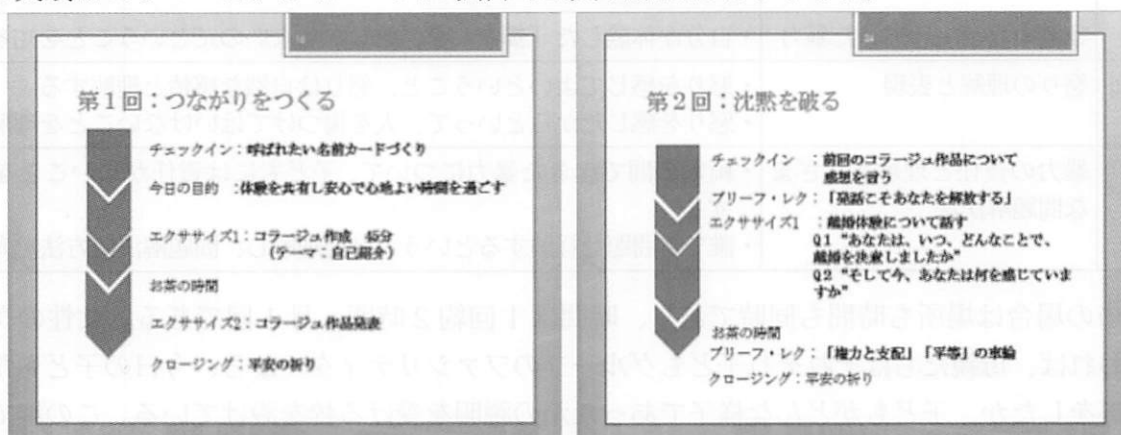
発題者・波田はH23年から「DV被害女性と子どものため」の母子同時並行プログラムを嬉野市女性・子ども・家庭支援センター事業として実施してきた。そして5年目のH27年には表題にあるようにシングルマザー枠組みによる同時並行プログラムの実施に踏み切った。過去4年間のプログラム効果は明らかであったが、しかし、参加女性が集まらないという現実と直面したのである。その理由を各種のデータや社会情勢の変化を勘案し確信したのはDVそれ自体が減少したのではなく、被害形態および女性の対処行動が変化したことによると考えた。

“DV被害女性”というラベルは誰も貼られたくはないのは当然であろう。

本年H27年はシングルマザーと子どもたちと銘打って募集を行ったところ8組の母子が参加。母親（全員30代）たちは皆ひどい精神的DV（少なくとも）を受けていたことが明らかになった。そこから、都市圏で展開している「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」との連携が、これからのDV被害者支援にとり有効な展開であると考えた。

1. 女性と子どものための同時並行プログラム

嬉野市で実践した女性（母親）グループ6回のテーマとその内容は、それぞれ図示したとおりである。このプログラムはカナダで開発されRRP研究会が日本版マニュアルを作成している。嬉野市の実践はこのマニュアルをベースに独自の工夫を加えたものである。



第3回：多くの感情を大切に その1 チェックイン：ここ1週間あなたはどんな気持ちで過ごすことが多かったですか ブリーフ・レク：感情を大切にすることは お茶の時間 エクササイズ：Q1あなたは、今ここで、なにを感じていますか？ Q2 いま、私は～に気づいています クロージング：平安の折り	第4回：多くの感情を大切に その2 チェックイン：この1月間のなかで思い浮かぶ出来事とその気持ち ブリーフ・レク：回復とは プラスの感情も嫌な感情も認める。 そしてそれを話し合共感してもらう お茶の時間 エクササイズ：Q1. いま、私は～に気づいています Q2. もし、あの人がここにいたら、 なんといったと思う？ クロージング：平安の折り
第5回：怒りの感情のプラス面を学ぶ チェックイン：DVチェックリスト記入 いくつ当てはまったかを発表 エクササイズ1：思い起こしてどんな気持ちになったか 怒りの感情がわいてきたか？ ブリーフ・レク：被害を受けたら怒りを感じて当然 お茶の時間 エクササイズ2：怒りを避けるのはなぜ？ ケース：自分の回避パターンを知る クロージング：平安の折り	第6回：自分の葛藤パターンを知る (最終回) チェックイン：日常よく対立し葛藤を感じる場面や 人について話してください エクササイズ1：自分の葛藤パターンを知る ケース1, 2, 3, ... ※図・感情・考え方・行動の三角形を用いる お茶の時間：自由会話 クロージング：平安の折り

子どもグループのテーマと内容も表に示したように、母親グループと同じテーマを子どもの年齢に合わせてプログラムを行っている。

子どもプログラムのテーマと内容		
	テーマ	内容
1回	はじめまして＆同じ体験の仲間	・同じ体験をした仲間と出会い、自分が一人ではないと知る。 ・さまざまな暴力の種類を知る。
2回	さまざまな感情の理解	・感情の語彙を増やすとともに、どのような感情も「あってよいもの」ということを知る ・自分の感情に気づく
3回	家族のなかで体験した暴力	・自分が体験した「暴力」を、話してもよいのだということを知る
4・5回	怒りの理解と表現	・怒りを感じてよいということ、怒りは自然な感情と理解する ・怒りを感じたからといって、人を傷つけてはいけないことを理解する
6回	暴力の責任と理解さまざまな問題解決法	・両親の間で起きた暴力について、子どもには責任がないことを理解する ・誰でも問題を経験するということを理解し、問題解決の方法を考える

嬉野市の場合は場所も時間も同時であり、時間は1回約2時間、月1回である。女性のグループが終われば、母親たちはそれぞれ子どもグループのファシリテーターから、今日の子どもたちにどんな事をしたか、子どもがどんな様子であったかの説明を受ける枠を設けている。この場で交わされる親子の会話は大変意味がある。一例を挙げてみよう。



『最終回（第6回）終了後、子どもの様子を伝えた後、母親が家庭での様子を話してくれた。

Y子（5歳・女兒）

Y子： 私のお父さんはいないの？

母： いるよ。でも、お父さんと一緒にいる時、お母さんがとってもきつくて、あなたのためにも、お父さんと離れて暮らそうと思ったの。

Y子： じゃあ、お父さん死んだの？

母： 死んでないよ。でも、今どこにいるかお母さんも知らないの。

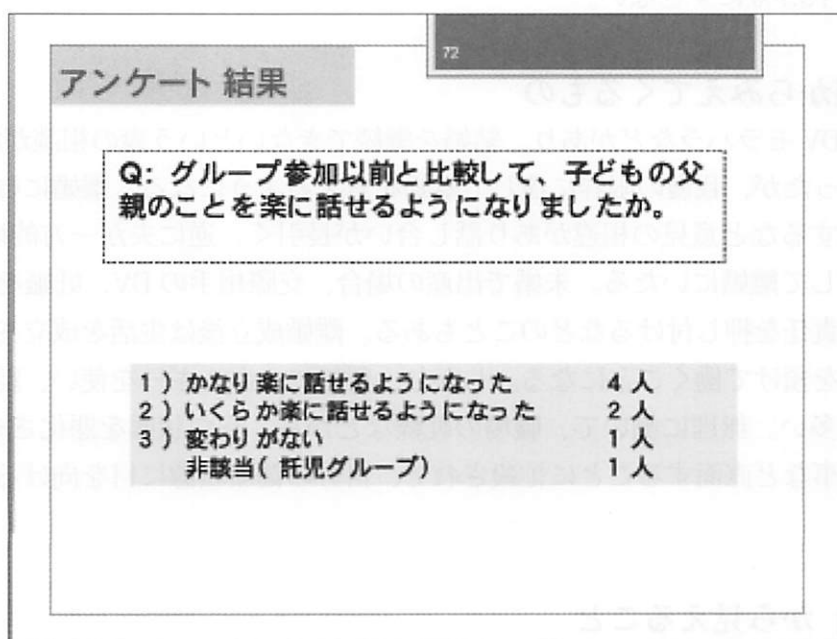
Y子： 次のお父さんを、探さないといけねえ。でも、私が好きな人じゃないとダメ。

母： 今まで、お父さんのこと聞けなかった？

Y子： 聞いたらダメって思った。』

プログラム効果についてのアンケート結果

上記の親子の会話が「母・子の同盟」を形成した意味ある会話ということに異論はないと考えるが、さらに、プログラム最終回にこの同時並行回復プログラムの効果を参加者に率直に尋ねることにした。そして、次のような1点に絞り込んだ質問に記入してもらった。結果は以下の通りで、演者（波田）としては、相当にプログラム効果があったと判断している。



2. シングルマザーの現状

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡の大戸はるみの発表。

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡は、1984年4月、母子家庭の命綱である児童扶養手当の改正案が国会に提出されていたため、任意団体「児童扶養手当の切捨てを許さない福岡の会」として活動を開始した。2006年4月から指定管理者として「福岡市立ひとり親家庭支援センター」

の管理・運営にあたっている。

平成 23 年度全国母子世帯等調査結果概要から母子家庭の現状

母子世帯数は 123.8 万世帯、全世帯数 4,668 万世帯（2013 年国民生活基礎調査）に対する割合は 2.6%とまだ少数派である。一方児童扶養手当も含めた所得は平均 223 万円。母子家庭になった理由としては死別 7.5%、離婚 80.8%、未婚の母は 7.8%である。死別による母子家庭は減少し、離婚が増えている。母子世帯が困っていることは家計 45.8%、仕事 19.1%、住居 13.4%、自分の健康 9.5%と生活基盤や本人自身の健康不安も大きい。また、子どもについての悩みでは、教育・進学 56.1%、しつけ 15.6%、就職 7.2%と子どもの将来に責任を負う立場から、重い負担になっていることが分かる。

この 30 年間で変わったこと

労働環境の変化が大きい。正規雇用が減少しているので、安定した雇用によって維持される生活ができない。全てに非正規、有期雇用が導入されて、パート、派遣、外注などで人件費を削減する傾向がある。事業所の営業時間が長くなり、シフト勤務や夜間勤務できることが条件の求人が増えている。介護事業者からの求人は多いが、夜勤や泊まりがある。企業の都合による細切れ雇用が増えている。短時間勤務、週 3 日勤務、期間限定の勤務などでダブル、トリプルワークをしないと生活が維持できず、貧困化が進んでいる。また、別れた夫から養育費を受け取れていない。「現在も受け取っている」は 19.7%にすぎない。

センターの相談からみえてくるもの

離婚前相談では、DV モラハラなどがあり、結婚を継続できないという妻の相談が増えている。DV は結婚当初からあったが、我慢の限界に達して離婚を考えるようになる。離婚にむけて、夫が親権や面会交流を主張するなど意見の相違があり話し合いが長引く。逆に夫が一方的に追い出したり、家を出ていくなどして離婚にいたる。未婚で出産の場合、交際相手の DV、妊娠を認めない、経済的に負担しない、責任を押し付けるなどのこともある。離婚成立後は生活を成立させることが最優先となり、子どもを預けて働くことになる。しかし、離婚にエネルギーを使い、精神的に万全の状態ではないことが多い。無理に働いて、職場の軋轢などから、うつ状態を悪化させるなどもある。子どもの世話や仕事など直面することに忙殺されて、自分の健康状態に目を向ける余裕がない人が多い。

「おしゃべり会」から見えること

DV 夫について、同じような経験談で、共感を得て安心する。恐怖感は続いており夫に似た姿を見かけると怯える。夫に探し出されないように、関係ない地域への転居を選んでいる。嫌なことを思い出したくないので、心の底に押しこめている。相手とは会いたくないが、一度会わせると子どもは喜んでいて。面会交流の際に自分は会わずにすむよう援助機関があると助かるなどの意見が出る。子どもへの影響として、子どもが泣き叫んだりするとDVの何らかの影響ではないかと心配する。夫に似た人間になるのは困る。夫にしぐさが似てくると可愛いと思えない。面会交流などありえない、いい影響を与えるとは思えないなどとも語られる。



A-6 会場：1階 ホール

**性暴力被害者のための総合的支援システム構築に向けて
～真の同意を問う～**

担当団体：ウィメンズセンター大阪

NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性と身体を考えるネットワーク会議

問題提起者：加藤治子（産婦人科医師）（SACHICO 代表）

雪田樹理（弁護士）（SACHICO 理事）

原田 薫（ウィメンズセンター大阪代表）（SACHICO 運営委員）

司 会：高見陽子（性と身体を考えるネットワーク会議）（SACHICO 事務局長）

加藤医師（SACHICO 代表）

この5年間に1000人を超える方々がSACHICOに来所されました。そのうち、全体の62.1%が未成年です。

レイプ被害にあって72時間以内であれば緊急避妊薬の処方をします。72時間以上7日以内であれば子宮内避妊器具で避妊ができます。性感染症も少なくありません。警察に言うつもりがない方々にも、「今であれば証拠を採取することも出来る」とお話して証拠保管もしています。

弁護士相談は年間30人位。カウンセリングも60人位しています。性虐待被害児の非加害親へのカウンセリングもしています。

強姦被害に遭っている人はもっと大勢いるはずだけど、その一部がSACHICOに来て、さらにその一部が警察に通報しているという状態です。

治療方針の決定や、細やかな診断のためにも拠点病院の産婦人科が必要です。継続的な診療、提供できる支援の提示をし、弁護士や精神科医の紹介につなげます。学校との連携として、相談に乗ることもしています。被害者のボディイメージの回復と、自尊感情の回復がとても大切です。

過去に受けた被害へのケアや診療、それからDV被害の多くは妊娠されてこられる場合が多いので、非急性期でも診療、支援が必要です。

レイプ・強制わいせつの加害者と面識がある場合も多く、面識のない相手からの場合もお酒や薬物を使われる場合もあります。例えば、警察に強姦と認知されるためには、かなりの暴行脅迫が必要になります。下着の写真をネットに流す、局所の写真を撮られる、ナイフを突きつけられる。お腹を拳で殴られる…、そこまでされないと、検事、あるいは裁判官に認められない。なぜ逃げなかったのか、なぜ助けを呼ばなかったのかと聞かれる。面識のある相手だと「同意があったと思った」と主張する加害者が多く、起訴されないことが少なくありません。

DV被害に関して、妊娠されている方の場合、中絶に夫の同意書が必要といわれます。セックスをするということは仲が良いからじゃないかと検事や裁判官は考えるようです。中絶するかしないかは女性の性的自己決定権の問題であり、それを守る拠点になる性暴力救援センターを目指さなけ



ればならないと思います。

原田ウィメンズセンター大阪代表

性非行と言うレッテルで来られる子ども達についてのお話とそこから見えるものを共有できたらと思います。

国連では性暴力の定義を、身体の統合性と性的自己決定を侵害するものとしています。これは大人が知っているだけではなく、子どもと定義を共有化することで、子どもが自分の身に起こったことの振り返りをできるようになります。社会全体としてこの性的自己決定の感覚を育むことを怠った事自体が性暴力、社会構造の問題だと言えるかと思います。巻き込まれ、搾取された挙句、慮犯少年と言う形でしか SACHICO に訪れることがないということが現状だと思っています。心と身体だけではなく人権意識も傷つけられた子どもの救援に向けて、産婦人科医療を中心とした病院拠点型のセンターの役割は大きいと思います。

子どもが被害を開示するのは学校の先生が多く、12～15歳のお子さんたちが多いです。身近な人からの被害も多いですが、例えばコミュニティーサイトで友達になり、同年代と思って会っていたのに実際には年上で、被害に遭う。それを訴えても、自分で待ち合わせ場所に行ったのだから同意でしょうと非難される。

直近の被害から中長期の被害、虐待の場合、非加害親へのケアが非常に重要で、特に母親へのカウンセリング、母子両方へのサポートを行っているという事例が多いです。

子どもに真の同意はあり得ないですが、母親をはじめ、家族もこの子が悪いとレッテルをはっている場合が多いので、これは真の同意ではないということを周囲の大人達にも教育をすることがとても大事です。

子ども達とも真の同意とはどういうことかと話しています。お互いに力の差がないか。その行為をしたら、起こり得る結果（デメリット）本当にお互いわかっていたのかどうか。それから、その行為をやらないという選択肢もあるという事をお互い分かっていたか。子どもは自分には断る選択肢はないと思っています。デートDVで来られるお子さんと、妊娠の心配とか性感染症の心配で来られる方はほとんど「お互い好きでした」と言いますが、では真の合意かというところではない。全てが揃って本当の同意なんですね。「私のからだは私のもの」と全然考えられない環境にあったんだなということが見えてくるお子さんが非常に多いなと思います。あらゆる暴力に共通しているのは、子ども達が嫌と言えない関係性に持ち込まれていることと、罪悪感とか恥意識をもって「訴えてもどうせ無理」というふうに無力化されている。親にも先生にも言えず、孤立してしまっている子ども達が非常に多いです。そんな中で加害者との力の不均衡がより一層強化されています。

性暴力というのは、性的人権を侵害するということです。自分の体の仕組みや構造を知っておかないと、自分にあった被害についても語れないですね。そのために性に関する情報教育をされる権利も性的人権です。寝た子を起こすなどいっているおとなはまだ多いし、子どもの性暴力被害なんて私の周りでは滅多に起こらないと思っている人もとても多い。しかし、性的人権の概念から言えば、子どもに性に関する正しい知識を渡さないこと自体が、子どもに対する性暴力だというふうに言えると思います。



雪田弁護士

SACHICOのネットワーク弁護士33名の取りまとめ役をしております。

刑法の強姦罪では、強姦罪が成立するためには、暴行、または脅迫をもちいて、13歳以上の女子を姦淫したものが強姦の罪ということで3年以上の有期懲役に処するとなっています。13歳未満の女子に対する姦淫行為はたとえ同意していても強姦罪が成立します。この13歳という性交同意年齢を引き上げるべきではないかと議論になっているところです。

抗拒不能と認められないことが多いという背景には、強姦罪の規定ができたのが1907年の明治時代に作られているということがあります。女性の人権なんていうことはなかった時代。女性は家の子孫を残すために子どもを産む道具であるとされていたわけですから、他のお家の子孫を残すようなそんな目にあった時には必死で抵抗しなさいよと強い抵抗が求められていた。その思想で作られた条文なわけです。強姦罪の暴行脅迫の要件を緩和しようというのは長年被害当事者、被害者支援の声だったのですが、加害者が「同意があると思っていた」「被害者が13歳以上に見えた」と主張し、これだと故意がないので検察庁は起訴できませんということが非常に多く生じています。強制わいせつ罪でも、暴行または脅迫を用いて13歳以上の男女にわいせつな行為をしたものは6ヶ月以上10年以下の懲役に処するとなっています。しかし、強姦罪が非常に強い暴行脅迫があった場合となっているのに対して、強制わいせつについてはそのような強い暴行脅迫は求められていません。例えば急に胸に触るとか急にキスをしてくるとかそういうものも、行為自身が暴行であるということで、強制わいせつ罪が成立するとされています。

真の同意を考える時には、暴行脅迫の要件と性交同意年齢の線引きがミックスされた形で問題になっていると理解いただいたらいいのかなと思います。例えば、被害者が14歳の少女であった場合、強姦罪が成立するためには少女が抵抗できないくらいの強い暴行脅迫がなければダメということになります。そして、「同意してくれたんだと思いました」と加害者が言えば故意がなかったとなってしまう。そして、「多少強引に迫れば諦めて同意による性交ができると期待したとしてもそれは不自然ではない」などと故意を否定する事情として裁判官が述べている判例もあります。

真の同意とは何かを理解するためのルールということでは、お互いが情緒的にも知的にも対等である必要があります。相手への誠意が必要です。お互いをよく理解している必要があります。罰を与えられたり危害を加えられる心配なしで同意しなかったり、断ったりすることが許されるべきです。国連の立法ハンドブックでは強制力、暴力を用いてなされるという要件を無くすべきだと言っています。

被害者ではなく、加害者に対して、同意をどのようにして得たのかという証明を求めるべきだという考え方が一つの提案としてなされています。もう一つ、暴行脅迫ではなく、広い意味で強制的な状況下で行われたということを要件にするという考え方もあります。しかし性犯罪の罰則に関する検討会が取りまとめた報告書が出されて、法制審議会に諮問がされましたが、暴行脅迫要件や性交同意年齢に関する議論が抜け落ちています。今、諮問されている内容では非親告罪化は実現するようです。それから、現在の強姦罪は男性器が女性の膣に挿入するというものだけになっていますが、膣性交、肛門性交、口淫を処罰の対象にして行為者・被害者の性別を問わず、男性の被害者にも強姦罪が成立するようにしようという動きがあります。18歳未満のものを影響力を利用した性行為やわいせつ行為も強姦罪強制猥褻罪と同様に処罰するという事で、暴行脅迫がなくともよいとする



という議論がありますが、これは適応できる範囲が看護者ということで限定的です。例えば職場や、施設の中での障害を持つ方が職員から受けるといった様々なケースについては抜け落ちています。

今日のテーマ「真の同意とは何か」は上記の検討会で全く議論されなかったです。検討会の2回目、3回目には当事者が意見を述べましたし、そういう考え方を持っている研究者の方も意見を述べましたが、残念ながら結果に反映されていない。これからは私たちが声を上げて、せつかくの刑法を改正するチャンスを活かさない、いつこうといった機会がくるかわからないと思います。

<参加者とのやりとり>

Q：被害者支援をしていると弁護士に証拠集めをしなさい、証拠がないと聞えないと言われる。

雪田弁護士

最高裁で被害者の供述の信用性がないということで跳ねたケースがありました。被害者の証言がいかに具体的で迫真的なものだったとしても、それを補強する証拠がなければダメだと。被害者の証言プラス客観的な証拠がなければ難しいので、弁護士がそのように言うこともあるかと思います。しかし、国連の立法のハンドブックではそういう補強する証拠を被害者の証言プラス補強する証拠を要求する立法を無くしなさいと言っています。

加藤医師

事実は認めるけれども同意だったと言われてしまうこともあります。どんなにその時の状況が被害者にとって加害的な状況であったかということをやはりカルテに残していくということで、刑事事件になった時に医師の診療の供述書という形で出すことができます。

Q：小中学生に伝えていく必要性を感じる。学校での取り組みが他の自治体でどのようになされているか聞きたい。

雪田弁護士

学校への取り組みは素晴らしいです。学校の加害、被害とか性非行のレッテルを貼られた子がまた学校へ戻る時のハードルは高いです。被害・加害を放置していたら、学校が噂を広げるのを放置したというだけになってしまう。すぐに学校に戻れたというケースもあれば、不登校の子どもの学習支援のところに行かされたケースも。それは、学校が勉強のフォローしますよという親へのアピールでしかないんです。教職員が子どもからのサインに気づく力を発揮できるようなサポートと一緒に考えていけたら非常にいいと思います。

Q：警察が被害後の検査費用を払ってくれないことがあり、産婦人科が費用を負担しているケースがある。

加藤 SACHICO 代表

国連からの勧告として支援センターでの費用全て、緊急避妊から性感染症の検査、中絶、そして

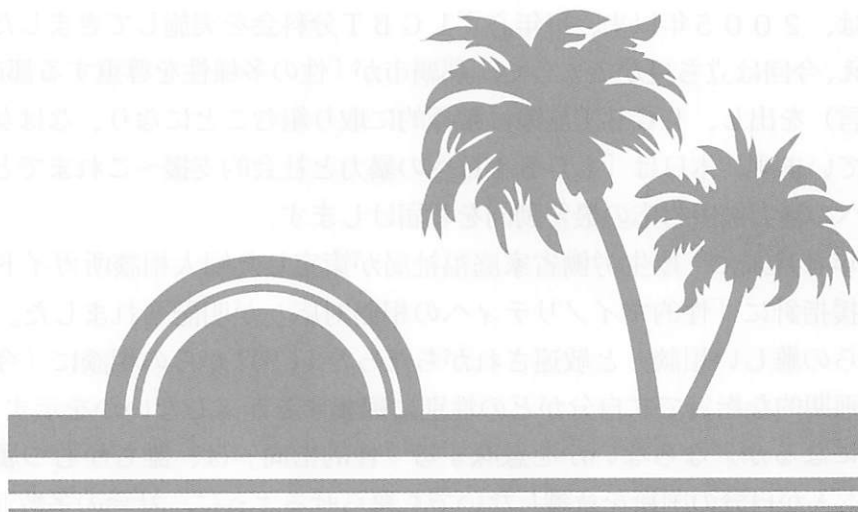


後々のカウンセリングまで公的なお金で実施すべきであると言われています。被害者が警察に言うかいわないかも問うなど勧告が出ています。日本の場合は警察に行って、事件性があると認められると一回分は検査が受けられます。ようやく、大阪では警察のところへ行けば90%以上はお金は出してくれるようになりました。

＜司会まとめ＞

各都道府県に一つ以上は性暴力救援センターが必要だとおもいます。それぞれの現場の声を集約して全国連絡会として、声を上げていく取り組みもしていきます。

性暴力被害者の支援体制の整備についても、支援をする物を規定し、しかも国の責任できちん総合的に支えるという支援法を作っていく必要があります。民間で頑張っている病院拠点のワンストップ救援センターに公的な支援をし、法律上の立場、権限をもったものとして位置付けていくということです。国会議員の皆さまも参加していただいたこの分科会で、参加者一人一人ができる支援について、総合的な支援について考え、これからを提起できた分科会でした。



B-1 会場：3 階研修室 1

LGBTQ への暴力と社会的支援 — これまでとこれから

～婦人相談所相談支援指針における、セクシュアルマイノリティへの主訴別対応を巡って

参加者：70名

担当団体：NPO法人共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク

協力団体：高知ヘルプデスク、札幌エルポート

司会進行：原ミナ汰（NPO法人共生ネット代表理事、よりそいホットライン#4コーディネーター）

発題者：高知ヘルプデスク 浜口ゆかり、札幌エルポート 工藤久美子（紙面参加、PPT提供）

<プログラム>

1. 婦人相談員相談支援指針「主訴別対応 13. セクシュアル・マイノリティ」概要紹介
2. 性の多様性DVD上映と解説 原 ミナ汰
3. 発題者発表

高知ヘルプデスクの活動紹介：浜口ゆかり

札幌しずくネットの活動紹介：資料提供：札幌エルポート 工藤久美子（発表：原ミナ汰）

4. 課題整理：参加者全員によるグループディスカッションと発表

8人程度のグループに分かれて話し合い（20分）

ディスカッションのポイント：

- ・「婦人保護」における「女性」の定義について
- ・使い勝手がよいシェルターとは？～典型事例の検討、など

1. 婦人相談員相談・支援指針に「性的マイノリティへの相談対応」を明記

本日はセクシュアル・マイノリティの分科会にへのご参加ありがとうございます。全国シェルターシンポジウムでは、2005年以来、毎年必ずLGBT分科会を実施してきました。参加人数は回を追うごとに増え、今回は立ち見ができました。那覇市が「性の多様性を尊重する都市なは」宣言（レインボーなは宣言）を出し、LGBT施策に積極的に取り組むことになり、なは女性センターの皆さんも参加されています。本日は「LGBTQへの暴力と社会的支援～これまでとこれから」と題して、セクマイへの暴力被害対応の最新動向をお届けします。

今年2015年3月末に、厚生労働省家庭福祉局が策定した婦人相談所ガイドライン及び婦人相談員相談・支援指針に「性的マイノリティへの相談対応」が明記されました。これまで「よくわからない人からの難しい相談」と敬遠されがちだったLGBTIからの相談に「今後はともに取り組もう」という画期的な指針です自分がどの性別に帰属するか／しないかを示す「性自認」、どの性別の人を好きになるか／ならないかを意味する「性的指向」は、誰もがもつ属性です。たとえば、この国で日本人が自分の国籍を意識しないでも暮らせるように、社会の多数派に属する人びと



は、たまたまそれを意識しないで済んでいるだけなのです。この分科会では、この指針の意義は何か、これを現場で活かすには何が必要かを考え、各地で始まったLGBTQ支援の動きを共有します。

婦人相談支援指針は、中核都市のレベルまで電子データで配布されたそうですが、現場の相談員には「見たことがない」という方が多く、手元に届くまでまだ時間がかかりそうです。これは主に支援に関わる当事者からのヒアリングをもとに作成され、170ページありますが、125～130Pに以下のLGBTI相談支援の留意点などがでています。

・婦人相談員相談支援指針「主訴別対応 13. セクシュアル・マイノリティ」概要

(1) 相談・支援のポイント ①LGBTIとは ②LGBTIについての法制度の現状

(2) 相談・支援内容

①DV被害：親密な関係にある同性からの暴力被害もDV

②トランスジェンダー（性別違和）

③性暴力被害：異性間だけで起きるわけではない

(3) 活用できる施策・制度、連携機関・団体

(4) 相談・支援における留意点：

①LGBTIの方からの相談の特徴

②LGBTI相談の留意点

皆さんの身近でまだLGBTの受け入れに対して抵抗があるとか、危険に思うという上司や相談機関があったら、連携してちょっとずつ扉を開くために、この指針が有効です。

ただし、全体を見渡すと「性の概念」がまだ大まかで、セクマイ以外の分野では性的指向とか性自認(SOGI)の視点がなく改良の余地があります。どの課題でも、身体の性だけでなく性自認や性的指向をみて、自分の性別をどうとらえるか、人との付き合い方、コミュニケーションの取り方、誰と生きていくかなどをアセスメント項目に加えてほしいですね。

2. 性の多様性解説

・共生ネットのDVD『セクシュアル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活とここを守る』（8分間）上映。性は多様であることを知っているのと知らないのでは大きく違い、子供たちに対する接し方も違ってきます。この他、当事者のインタビュー、親の会の話、先生が気づかなかったことなど、60分のDVDです。価格：1500円、小規模な会で無料上映可能、各地の講座でよく使われています。<http://www.kyouseinet.org/dvd/dvd.html>

・「性の多様性」の図3つのポイント

これは性の多様性の図。自分がどの辺にいるのかを考えるためのマップで、3つのポイントがあります。

一つ目、男か女か性別は二者択一ではないということ。人の感覚は、必ずしも男とか女とかに囚われているわけではないのに、世の中には選択肢がありません。

二つ目、男だったら男らしく、女だったら女らしく、という縛りがあるが、みんながそれに沿っ



で生きているわけではない。「らしさ」モデルが多様でない社会は非常に息苦しい場所です。

三つ目、「異性を好きになることが正しいのか」今は条件つきで「正しい」とされ、異性を好きになったら必ず結婚してその人の子を産む、という一本道がひかれています。でも本来、道は森の中であっちこっち分岐したり、海に出たりするもの。性的指向とは性の「訪れ」。正しいか間違いかという倫理以前に「誰に心惹かれるか」という気づきです。自分の好きな人、パートナーになる人は、性別も含めて選択できるのが大事です。

・思考停止とよくある二項対立 ～ 既成概念を問い直す

性の多様性はよくわからない、と言う「思考停止」に陥ることがあります。なぜかという、「これはアウト、あり得ない」と思っているものを「それでいいんだよ」言われるから。これまでブレーキを踏んでいた上に、アクセルを踏むと、脳がエンストおこしてフリーズする。それで思考停止になる。その時は無理をしないこと。周囲の人が、思考停止になった時は、責めないで相談支援モードで待ちましょう。秘訣はゆっくり進むこと。抑えつけて「なんで?!」って怒っていると疲れてしまう。どんな場合も違いを認めるのがポイントです。

思考停止のもう一つの要因は、男か女か、などの二項対立的な考え方です。これは安易で往々にして差別が生まれます。敵か味方か、正しいか間違っているか、場合によっては正解は一つではありません。

・緊急対応のために

先日、婦人相談員対象のあるワークショップでのことです。ワークの中で何も書けない人に「何に困って書けないの?」と尋ねると、「もし暴力の相談が来て、その人の性別が女性じゃない感じがしたら、相談を受けるべきか。どう支援したらいいかまで頭が回らない」とのこと。「じゃあどうしますか?」って聞いたら、「ひとまず聞いてみますから、またかけてください、と言う」とのこと。これが、レストランでクーポンを使うなら「ちょっと待っててください、聞いてきます」でいいでしょうが、暴力を受けているとか、死にたいとか、身の危険があるときに、聞いてみますから明日また、と言っても、二度とかかけられないかもしれない。だからそういうことは、あらかじめ想定して、決めておく必要があります。

LGBTから緊急電話がかかってきた場合、なにが出来るのか、できないのか、関係機関などを調べて準備しておく。自分たちが受けられないときのつなぎ先を決めておく。自分のところにはまだ来てないが、あっちにもこっちにも来てる。今度来たらこうしよう、と想定するのがインクルージョンの考え方です。災害時もそうですよね。他の場所に地震がきた、津波がきたといっても、他人事で済ませないで、きちんと想定して、もしもの場合どこに行くかを決めておく。それと同じことをLGBTの相談にしてほしいのです。

3. セクシュアルマイノリティ支援の動き

1) 高知ヘルプデスクの取り組み

ハマさんは、NPO 法人高知ヘルプデスクを運営しています。事業名はコナツハット。コナツというのは、高知の柑橘コナツからとりました。2010年3月NPO 法人となり、高知を主な拠点と



して、地域とLGBTのプライドを大切に活動しています。

浜口：皆さんこんにちは、ハマです よろしくお願ひします。・・(拍手)

私の生まれた時代は 東京都に婦人相談所が初めて設置され、売春防止法が制定された年です。高知は自由民権論の発祥の地で、植木枝盛（うえきえもり）も高知の人です。日本で婦人参政権が認められた1945年より60年以上も前、高知では楠瀬喜多（くすのせ・きた）が、戸主で納税者なのに女だからという理由で参政権がないのはおかしい、と当時の内務省に直談判して日本初の女性参政権が認められています。

地方でLGBT当事者が生きるのはすごく困難です。そこでやろうと決めたきっかけは、英会話教室で外国人講師がゲイとして堂々と働いている姿をみて、なんで自分は堂々とせんかなって思って、親兄弟にも言わずいきなり地元紙にカミングアウトしました。(笑)

・高知県内のLGBTの孤立を解消

平成26年度はDVシェルター運営事業でした。内容はレイプ被害相談、ピアカウンセリング、就労支援、短期宿泊、同性間DVシェルターです。電話相談は八ヶ月で46件。

「46件って多いです。よりそいホットラインには1日1500件のアクセスがあり、100件は受けませんが、東京でも地域の電話相談はかけにくいのか、通話数が急に減ります」

メールは相談しやすいのか、意外と地元の方が多くて、八割方高知県内の相談でした。とっかかりとしてはいいですね。初めての同性間DVシェルターの利用者はのべ5名、滞在期間は平均24日、利用者の年齢は主に二十代前半と後半。同性パートナーやFTMやトランスからの暴力被害者は社会的支援が使えず、誰にも言えないんです。

高知県内のLGBTは1)情報が少ない、2)家族の理解がない、3)実家暮らしが多い。4)家制度が強い。5)病気の悩みが多い。今年の事業はLGBTの自己尊重感回復支援プログラムです。自己尊重感が低くて、ずっと自己否定して生きてきたんで、まずはそれを回復する必要がある。

- 1) フレンドリーミーティングはLGBTを理解したい非当事者の場。
- 2) シェアリングミーティングは、支援者の場。カミングアウトしている当事者も入って、自助グループの人と交流します、
- 3) 一番人気のソーシャルワークミーティングは臨床心理士、精神科医、社会保険福祉士の勉強会。
- 4) クローズドミーティングは、当事者のみの安心安全な場所を提供します。「知りたい、支えたい、支えられたいという人をうまく組み合わせた構成で、4つあることに意味がありますね」

2) セクシャルマイノリティ支援団体L-P O R Tの取り組み

今度は、札幌の取り組みのプレゼンを見ましょう。札幌エルポートの工藤久美子さん、今日は来れないので紙面参加します。Lポートは2011年に設立され、多様な女性を中心とした活動で、セクシャルマイノリティ支援活動と被災地支援に協力、面談・電話によるピア相談と権利擁護活動をしています。今はNPO法人として、2012年8月からセクシャルマイノリティの電話相談を毎月一回、四時間実施。これまでに31回124時間、通話数130件、相談完了数45件です。同行支援となった深刻なケースもあり、警察署同行3件、役所同行4件。同性間DVによる住民票閲覧制限措置や、一時保護をお願いしています。面談は12件。セクシャリティだけでなく、生活相談4件。同性間DVのフォロー4件。学校要請の訪問面談もあります。今年4月に、文科省から性同



一性障害だけでなく、それ以外の性的マイノリティにもきちんと配慮をしよう、と幅広い通達が出たことで、問題が一举に表面化しました。学校は多様な性的悩みを抱えている生徒の対応に追われており、札幌市内や道内の学校からの要請で、保護者や生徒と面談相談を受けています。

・ディスカッションとまとめ

短い時間ですが、高知と札幌の活動を知り情報交換することで、いろいろな話がでてきたと思います。この婦人相談員指針は、LGBTであろうと誰であろうと困窮ニーズが高い人をサポートするのはとても大事なことだと謳っています。人口比率でみたら10件～20件に1件は来るかもしれない。誰かが救われれば、その人には親も家族も恋人も救われる。一人を支援すると、本当に大きく広がります。LGBTはオールジェンダーですから、今後も相談の未来像やビジョンを共有できればと思います。今日は熱心にご参加頂きありがとうございました。（拍手 閉会）



B-2 会場：自治研修所301

議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて

担当団体：NPO法人全国女性シェルターネット 全国事務局

協力団体：性暴力禁止法をつくろう ネットワーク

司 会：遠藤智子（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長）

発題者：衆参国会議員および地方議員の皆様

性犯罪の罰則の改正について審議されていることを始めとして日本社会の性暴力被害者支援を巡る状況は大きく変化しています。今回のフォーラムでは、民主党と社民党が準備されている「性暴力の被害者の支援に関する法案」の骨子も参加者に提供され、論議されました。

出席議員：糸数慶子参議院議員、神本美恵子参議院議員、斉藤和子衆議院議員、高木美智代衆議院議員、福島みずほ参議院議員、福山哲郎参議院議員

（五十音順）

● 性暴力禁止法をつくろうネットワークの報告

周藤由美子氏（フェミニストカウンセラー：ウィメンズカウンセリング京都）

・刑法強姦罪の見直しの状況

刑法強姦罪は明治40年以来100年改正されていない。平成22年（2010年）第三次男女共同参画基本計画が平成27年までに刑法強姦罪を見直すと記載。男女共同参画局「女性に対する暴力に関する専門調査会」の報告書においても強姦罪の非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直しに言及。

2014年10月には「性犯罪の罰則規定に関する検討会」が設置され、第2回、第3回に全国の被害当事者と支援者に対してヒアリング。しかし、検討会では法律の専門家による議論が中心で、被害者や現場の人の「これはおかしい」と思っていることが通じないのかと無力感を感じた。8月に検討会の報告（資料参照）をへて法制審議会へ。

・問題点（諮問に含まれていない点）

- ① 配偶者間の強姦を対象として明記 A 暴行・脅迫要件の緩和（裁判でいかに抵抗したかということを立証しないとイケないのは不合理） B 公訴時効の延期 C 性交同意年齢の引き上げ（14歳が何をされるか理解できず小声で「やめて」と言っただけでは「嫌だったかもしれないけれどレイプとまではいかない」と無罪判決が出されてしまう）

・盛り込まれた内容

- ① 強姦罪の量刑の引き上げ
- ② 強姦被害対象を「女子」から「者」とか「人」へ
- ③ 地位・関係性を利用した性的行為の処罰：18歳未満の者に対して「現に看護する者であるこ



とによる影響力の利用」となったが、非常に限定したものに。

④ 親告罪の削除と性交類似行為を性交と同様に扱う

100 年経ってやっと巡ってきた改正のチャンスに当事者の声を反映させるように要望していきたい。また、性暴力被害者救援ワンストップセンターの根拠法も必要である。

● 沖縄の現状報告

竹下小夜子氏（精神科医：沖縄）

・配偶者間についてもレイプとする法律を

DV 被害者支援の現場では高齢の性的 DV についての相談が増加。臨床の面から言えば、身体的暴力よりも言葉による虐待の方が辛く、最も辛いのが性的な DV。配偶者間といえども片方が望まない行為は本質的にレイプであるということを法律で明確にすることが、社会の認識とりわけ男性の考え方を大きく変える。曲がりなりにも先進国と言いたいのならここはきちんと作ってほしい。

・強姦罪における暴行・脅迫要件について

98 年にデータを旧総理府の審議会にも提出したが、レイプに直面した方で「逃げる・叫ぶ・抵抗する」という行動が取れた女性は 12%。多くは抵抗どころか叫ぶことすらできない。構成要件として「抵抗の度合いが問われる」のはかなり妥当性を欠いた司法判断である。例えば、強盗に「金を出せ」と言われた男性がおずおずと財布を差し出すという行動をとったときに、「あなたはお金をあげたかったのだから」と強盗が無罪になることはありえない。お金を差し出した被害男性に「なんで抵抗しなかった」「なんで叫ばなかった」「怪我もしていないじゃないか」と責めることもない。この「おずおずとお金を差し出す」という行為は合意ではない。

私たちは危機に直面したときに、fight or flight（戦うか逃げるか）ではなく、tend and befriend（暴力を誘発しないように相手に従う）という行動パターンをとる方が一般的。ここが今の司法判断ではまったく理解されていない。現場の実態に即した法改正を。

・24 時間病院拠点型のワンストップセンターが必要

2013 年に沖縄県で一ヶ月間（平日 3 時間、土日 5 時間、留守電 24 時間）の電話相談をした。92 件の相談のうち 50 件が性暴力被害。被害に遭って 72 時間以内というケースが 3 件（72 時間以内：緊急避妊措置が可能な時間）。20 年以上経った被害の相談が 22 例。留守録に相談電話が入っていたこと、緊急対応が必要なケースが 3 件含まれていたことから、24 時間 365 日対応できる病院拠点型の支援がどうしても必要なことが分かる。20 年以上後遺症に苦しんでいる方達が半数近い。中長期的なサポートシステムを考える必要がある。

・貧困や暴力被害から性産業のターゲットに

貧困とジェンダー不平等、暴力の問題が分かち難く結びついているケースが多数。性虐待・性暴力・DV などの暴力被害から逃れても、後遺症で食べていけるだけの収入が無く、性産業のターゲットとなる脆弱な立場に置かれる。性産業の中でまた新たな暴力にさらされるという悪循環になっているケースが婦人保護施設などでも認められる。性虐待・性暴力・DV の被害者は長期にわたって苦悩し、貧困の連鎖におかれても中長期的な支援が無い。児童相談所に対応できる年齢を過ぎた若年者に対する有効な手立てが無い。



・買春防止へ

売春は女性の犯罪ではなく「女性に対する犯罪である」というのが国際的な認識。買春に関する法を作らなければならない時期。売春防止法には買春処罰がない。きちっと買春を処罰していくと法的に明確にすることが、多くの人の意識を変える。

・総合的なサポートを

それぞれの省庁からのお金を柔軟に使うのは困難な実態。DV防止法に関して横断的な支援制度を整備してきた実績を性暴力にも活用した総合的な支援法を。

●各議員から

・糸数参議院議員

沖縄は第二次大戦下において、全国で唯一地上戦が行われ、現在も狭い地域に多くの米軍基地を抱えている。そのため、今日に至るまで米兵による強かん事件で多くの女性が大変な目に遭ってきた。救済はおろか、事件として公表されることもなく、女性たちは泣き寝入りを強いられている。私自身も、95年の米兵による少女暴行事件以降、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」のメンバーと一緒に、強かん救援センター沖縄（REICO）で電話相談をスタートさせるなど様々な取り組みに携わってきた。DV防止法や売春防止法、ストーカー規正法、児童虐待防止法、刑法―。既存の法律の改正だけで性暴力の根絶は困難ではないか。女性や子どもたちを守るためにも、性暴力禁止法の日も早い制定に力を尽くしていきたい。

それと同時に、沖縄では米軍が駐在するために、多くの若年女性が望まない妊娠をしている。米軍基地の近くでは中高生の妊娠が多くみられる。生まれた子どもは、祖母の戸籍に入れて育てるというケースが今でも多いそうだ。彼女たちは地位協定によって、父親に養育費を請求することも困難な状況にある。こうした被害者の相談を受けている女性たちが「ウーマンズプライド」というNPOを立ち上げ、携帯電話を24時間枕元に置き、法律の枠内では支援できない人たちをサポートしている。政権与党をはじめ、私たち国会議員がこうした事実をしっかりと認識し、状況改善に全力で取り組まなければならない。

・神本参議院議員

民主党としての法案である「性犯罪等被害者支援法案（仮称）骨子案」について。性暴力禁止法を作るとすれば刑法の見直しも必要だが、法制審議会を待ってはられない、被害者支援法だけでも先に作ろうということで、性犯罪等被害者の支援に特化した法律案。性犯罪等被害者としたのは、性暴力とすると無形のものが入らないのではないかとということから。性犯罪「等」の中には女性に対するあらゆる性暴力を含む意味がある。目的・基本理念は、「性犯罪等被害者に対して十分な支援を行うこと」「必要な支援を途切れることなく受けられるようにする」で、国の責務として総合的な施策を策定し、必要な財政措置をする。特に力を入れているのはワンストップ支援センター。国連は20万人に1ヶ所と勧告している。国が総合的な基本計画を作ってワンストップ支援センターをまず国と都道府県の責任で作るとしたこととした。センターは病院拠点型が一番いいという議論もしている。また、都道府県の支援計画や被害状況の年次報告を公表しなければならないとした。「性犯罪等被害者支援連絡調整会議」を設置し当事者あるいは支援者参画の審議会の意見を聞かなけれ



ばならないとした。セカンドレイプを防ぐための司法面接制度の導入、レイプシールド法の検討、公訴時効の検討を行うという骨子で条文化を進めている。性犯罪とは個人の尊厳・人権に関わる魂の殺人という捉え方がないと被害者支援も本物にならないという思いを強くしている。

・ 斉藤衆議院議員

国会議員になる前は高校で常勤講師をやっていた経験がある。信頼関係ができてくると「実は援助交際をしていた」と話してくれる高校生がいた。性に対するハードルが非常に下がっている危惧がある。性的自己決定権を若い人たちが学べる環境を作っていくのが急務。暴行・脅迫要件は本当になんとかしなきゃいけない。合意がないものは性暴力じゃないかという視点が必要。Colabo（仁藤夢乃主宰）の夜の街歩きに参加した。colabo で出会った少女はとにかくお腹が空いていたから、男性が声をかけてくれておにぎりをくれてその後に性暴力に遭った。JK ビジネスの入り口が性暴力の入り口になっている現状を痛感した。貧困も非常に問題だ。サイゼリアで女性非正規社員が副店長から強かんされて自殺した事件。「正社員になりたければ」ということが脅しとして成り立ってしまっていることが問題。非正規社員は月収 20 万円未満が 78.2% で女性だと 9 割近い。貧困の中で子どもたちが食べもの欲しさに性産業に流れていく、風俗の仕事につかざるをえないという現状に追いやられている。社会的な構造をしっかりと改めていかなければいけない。全国各地で被害者の女性のみなさんに寄り添っているみなさんたちの財政支援の根拠になる支援法の立法化を全力でがんばっていききたい。

・ 高木衆議院議員

今日は党としての考え方を。DV 被害の昨年度認知件数は 59, 072 件（警察庁）で 5 万件を初めて超え増える一方であるという状況を受け止めている。性暴力被害者のためのワンストップセンターを各都道府県に少なくとも 1 か所設置すべきということで我が党も動いている。党内閣部会長として官房長官に「専門の相談、医療面のケア、警察への届け出などを一元化させ、法的・心理的・医学的・社会的な支援」を受けられるよう強く申し入れをした。女性警察官・担当警察官の増員、体制の整備。被害者にも加害者にもならない教育を推進すべき。また人材の育成のための財政措置をしっかりと取るべき。民間団体に対する助成を拡充することということを確認している。与党として、アクセルとブレーキをしっかりと使っていくのが公明党の役目。平和と人権を守るためにアクセルを踏み、女性議員増もしっかりと進める。また、ワンストップセンターの設置については、山本香苗議員を中心に根拠法の検討を開始している。おそらく概略は民主党さんと社民党さんが出されたものとほぼ同じような内容になるのではないかな。これからはどうしたら早くできるのかという議論。

社会的弱者を守ることは超党派で政治の責任として取り組むべき。残念ながら今回の法制審議会には盛り込まれていないが、児童の頃に虐待や暴力を受けた方たちに対する生涯を通じた支援がトータルパッケージで必要である。第 4 次男女共同参画基本計画の策定にも党として提言を行う。ワンストップセンターの設置の数値目標、被害者の保護と自立支援の充実、低年齢化した被害者も視野に入れた整備など。DV・ストーカー被害者が、法テラスで無料の法律相談をうけられる仕組み作りの法案をすでに衆議院に提出している。昨年 9 月土方代表をはじめ当時の松島法務大臣の元にご一緒させていただいた。検討会の内容がまずはしっかりと盛り込まれ、また私どもが願ひ



ている内容も入りますように今後も見ていく。この沖縄から私自身も誓いを新たに、みなさまの応援団ということで決意をさせていただいた。

・福島参議院議員

社民党の案はイメージ的には「性暴力禁止法」引く「刑法」＝「性暴力被害者支援法」。野望は 47 都道府県にとりわけ病院拠点型、伴走型サービスを作ること。内閣府は女性への暴力対策室の概算要求が今年も 1 億円を超え、少しずつ予算を増やしてモデル事業を実施。急性期における証拠採取や妊娠を防ぐなどの機敏な対応、病院での素早い対応は必要。弁護士のとこにきた時に、服も捨てている・精液などの採取ができないとなるとちょっと遅い。厚生労働省に補助金が出ないかとか NGO の皆さんと交渉しつづけてきたが、なかなか突破できない。厚生労働省の中に、ジェンダー、性暴力、男女共同参画などが入っていない。これは法律を早急に作るしかない、この骨子案となった。骨子案の柱は 2 つ。ひとつは病院拠点型。「相談を常時受け付け得ることを原則としつつ、地域の実情に応じてあり方を検討」。2 つ目は NGO に対する支援。この法律案は、目的で、国及び地方公共団体は性暴力被害者が次の内容の支援を受けることができるよう必要な施策を講じる（資料参照）とした。国と地方公共団体、とりわけ国の責務で、今までできなかった被害者に対する総合的支援が実現できればと。民主党案と非常に近いところもたくさんあり、予防や教育・啓発はもちろん大事だ。DV 防止法が成立したように超党派で全会一致で実現できるようにしたい。たとえ満点の出来でなくても、これができることで全然違う。私は病院拠点型にこだわって、厚労省、内閣府、文科省を動かしていきたいと思う。また第四次基本計画の中身のチェックや意見も大事。一緒にやっていきたい。

あと少しだけ。自民党の日本国憲法改正案は憲法 24 条 1 項に家族はみな助け合わなければならないとある。道徳が教科になり、学習指導要領の 3・4 年生用は祖父母、父母を敬愛し明るい家庭を作ることとなっている。これが教科になり、採点される。DV があり虐待があり性暴力があり、子どもを取り囲むのは善人ばかりではなく、問題が家族にあることもあるということ、いろんな家族があるのだということを伝え、子どもたちを守りたい。

・福山参議院議員

実は 2010 年の男女共同参画基本計画には明確に刑法の改正については言及されている。その時に当然非親告罪化も性交同意年齢の引き下げも、構成要件も全部 2015 年までにやれと問題提起をしている。それに沿って今物事が動いているとお考えいただければ。

障がい者権利条約を批准する際に Nothing about us, without us ということで、私たちのことは私たち抜きに決めないでという標語があり、当事者が権利条約や法律の策定に関わった。性暴力も被害者とその支援しているみなさんの声を抜きに議論してはいけない。法制審議会での議論に被害当事者・支援者の声を聞くという状況を与野党を超えて国会で作っていかねばいけない。法制審議会性犯罪関係部会は第 2 回が 11 月 27 日に開催予定。そこでは強姦の範囲を「13 歳以上の者」と性別の不問にすること、3 年だったものを 5 年に法定刑を引き上げるという点が審議される。その後 12 月に、親等からのわいせつ行為等に関する議論がなされ、その後は未定。2 月の法制審議会の総会に、おそらく間に合わないだろうということで法制審への報告はおそらく 2 月以降になる。



その時にいかに国会の中で「当事者の話を聞け」と、提起されている構成要件等の問題を法制審議会の中に届けていくのが課題。臨時国会が開かれれば、国会の審議の中で「この審議会がやられているけれどそこで当事者の声を聞くべきではないか」と大臣に迫れるが、臨時国会が開けていない。通常国会の中でどういう形で表にこの動きを出せるか。

法制審議会では報告が出たとして、そこから次の通常国会に刑法改正が間に合うかという微妙なところだ。2月に間にあえば通常国会で出てくる可能性はあるが、2月に間に合ってしまうということは、今諮問されているものだけがそのまま進むということになる。しかし、実際には、いくつかの論点について、自民党の中で受け入れられるか微妙なものもある。その分、要件の緩和についてはしっかり議論していくべきだと思う。

暴行・脅迫要件の緩和について反対する意見の中にはこういうものがある。「仮に暴行・脅迫要件を撤廃して不同意性交を処罰するものだとなれば、外形的な証拠がない場合に被害者の主観を証明するのはかなり難しい」、と。そうすると、「実態は本当に罪が侵されている」にも関わらず、「証明ができないから有罪にはなにくくなる」という意見がある。これに対しては先ほどの「おずおずと差し出す」という話は非常に有効な反論だと思った。今回の諮問から暴行・脅迫要件が削除されたことに対する反論を表に出していく動きを作っていただければありがたい。そこについては我々もサポートしていく。法制審議会に出てきたものがそのまま法案になるわけではない。法文上の改正に関わる時に今度は与党側の意見が相当反映される。超党派の中で意思決定をやっておいて、自民党さんから色々な意見が出てきても、「それはピントが外れているよ」と言えるような流れを作っていかなければ。

支援法はいま民主党と社民党さんで一定の案ができていますが、これはいわゆる刑法の改正があるうがなかろうが並行して動いていくのがいい。並行して動いていくとなると、超党派だとやはり高木先生にがんばっていただかなければいけない、早く与野党の中でこの支援法に関してそれぞれの政党から代表が出て、内容に関して議論するプラットフォームを作っていただきたい。そういう工夫もしていかなければいけないのではないかと考えている。

● 会場からの質疑

S: 来春には国連で女性差別撤廃委員会の日本政府からの報告について勧告が出る。現在の諮問内容では到底不十分。国連の特別報告者から子どもの売買春について指摘される問題についても一切入っていない。「現に看護をする者」ではなく、性搾取すべての問題、買春につきましても特別法ではなくやはり刑法で取り扱っていくべき。それに関連して売春防止法、堕胎罪、母体保護法の改正に取り組むべき。支援法案、ワンストップセンターの財政の問題の解消と、病院拠点型に司法面接や、証拠採取の実施も含めてほしい。中長期支援について、望まない妊娠についても含めてほしい。また、いわゆる社会的弱者の視点を入れてほしい。私たちも法制審議会の論点に対して反論できるように戦略を作りたい。

(司会) 今の質問に関連して、国連の勧告が出るとわかっているのになぜ今のような形になったのか？

・福島参議院議員

夫婦別姓だって何回も勧告が出ている。現在林陽子さんが女性差別撤廃委員会の委員長。日本が



選択議定書の批准ができないので国連の勧告に関しても無関心になるのではないかな。選択議定書の批准はできるようにしたい。

M: 中絶時に夫の同意が必要で現場は本当に苦労している。性暴力の結果にも関わらず中絶してくれる病院をさがせずうつ状態になったり、DV 夫の強かんで妊娠し、自分でサインを書いて中絶をした方が裁判の時に「夫の同意もなく偽のサインを書いて中絶をするようなひどい女」といわれ、一番では親権が取られてしまったり。シングルマザーのワークで1人が「セックスのできる家政婦だった」と言ったらみんなが「私も」と言って共感した。夫婦間の強姦は本当に多い。同意が必要だから出産を止められないというのは非常に重大なこと。現場をもっと理解してほしい。

K: 病院は中絶という処置そのものをしないという選択肢がある。SACHICO にも5年間で90数名のDV被害の方の60%が妊娠していた。せっかくシェルターに飛び込んだのに産科医に行くと「夫の同意書をもってきなさい」と言われて中絶できなかったという人はいる。加害者のことところに行くこともできないし、居場所もわかってしまうし、とても同意書なんて書いてもらえない。やはり法律が変わらないと実態は変わらない。この出していただいた支援法案、本当に素晴らしいと思います。なんとか形にさせていただきたい。

T: 沖縄県でも「夫の同意がなくても中絶をして欲しい」と精神科医が紹介状をつけて送っても、「法的根拠を示して欲しい」「警察に被害届を出して欲しい」と言う。ジェンダー不平等がある中で「堕胎手術をしません」というのが良心的な医者と言われてしまう現実の中で、被害者が追い詰められないような法律を。

Y: 女性相談をしている。支援員養成講座の受講生の中には女性性器の名前と位置もわからない人がいる。予防教育、性教育をきちんとするために民間にちゃんと予算をつけて派遣授業ができるようにしてほしい。

A: 私の母親は基地の近くで売春をしていた。25,6歳になるまで母親を憎んでいたが、やっと経済的な要因だけでなく社会的な要因でそういう仕事をしたんだと理解するようになって、初めて親を理解できたというのが現状。先ほども言われたが、「当事者なくして決めてはいけない」。いま辺野古では当事者の合意なくして、新基地を進めようとしている。あの辺野古の海をぜひ見ていただきたい。あの湾を埋めて、人殺しの基地が必要かどうか。沖縄県民は加害者にも被害者にもなりたくない。ですから、みなさんにも考えて欲しいと思う。

H: DV被害者支援をしている。DVの中でも性被害のことはなかなか話せない。今回夫婦間の性暴力が議論されないというのはすごく納得いかない。支援法案に関しては性暴力という表現を使うよう検討してほしい。意思決定に当事者を入れ、当事者の権利擁護法としてほしい。

● 今後に向けて

・福山参議院議員

早く党の代表を出して法律案を作りみなさんと盛り上げていくことが重要。社会的な排除はいろんな経路によって起る。その経路のひとつが性暴力。みなさんと連携をとりながらやっていきたい。

・福島参議院議員

ぜひ超党派でいい法案を。病院拠点型を含めて応援したい。参議院法制局の職員も熱心に現場を理



解しようとしていると思う。通常国会に法案を出して成立できるよう力を貸してください。

・高木衆議院議員

参加して本当によかった。中絶に関する夫の同意の問題、まず病院は性暴力被害者については中絶をやると明確にできるよう役所としっかり掛け合う。予防教育も全力で進める決意。支援法の成立に向けてご相談させていただきながら頑張りたい。

・斉藤衆議院議員

ぜひ超党派でやりたいと思う。性暴力がAVの契約を隠れ蓑にしている。被害者を支援する皆さんを支える形が必要だと痛感した。

・神本参議院議員

安保法制などの対立の中でどうしたら早くいい法律を超党派でできるのか、私たちは工夫をしてやりたいと思う。沖縄で開催されたので、今朝、辺野古に行ってきた。

・糸数参議院議員

沖縄の女性たちは性暴力被害、そこから波及する貧困など多くの問題に直面している。性暴力にしても、辺野古の新基地建設にしても、安保法制にしても、少数派はいつだって淘汰されてきた。しかし、次の世代を築いていく若者たちが、同じ被害に遭うような社会を決して作ってはならない。沖縄では仲井真前知事が、公約を破って辺野古の埋め立てを承認したり、ワンストップセンターを誤った方向性で決定するなど、県民の意思とはかけ離れた政治を行った。こうした状況から抜け出すためにも、沖縄でこのような会ができることをずっと望んでいたし、今回皆さんと意見を共有できたことを嬉しく思う。いっぺーにふえーで一びる（誠にありがとうございました）。

司会から：今日のフォーラムで私たちが確認すべきことは3つ。法制審議会に当事者の意見反映をしていくこと、超党派議員立法で被害者支援法を作っていくこと、そして、沖縄の声を受け止めて沖縄から始めるということ。これを全体で確認してこれからの取り組みを進めていきたい。



B-3 会場：自治研修所 302・303**人身売買とシェルター ―新たな課題の渦中で―**

担当団体：女性エンパワーメントセンター福岡

協力団体：移住連・女性プロジェクト

司会：松挿期百合子（女性エンパワーメントセンター福岡）

<はじめに>

今、移住女性の支援は、新たな課題を迎えている。現政権は、日本人女性の社会参画を促すという名目に、家事・介護分野への移住労働者の受入れを進めている。問題は、移住者への適切な権利と支援対策がないまま、外国人女性を受け入れ、そこから派生されと思われる様々な問題については、対処策も講じないまま、被害を大きくする可能性があるということであろう。

現に、その先取りとして、現制度下で在留資格が取得可能なJFC（ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン＝日比国際子）とその母の人身売買問題が中部・関西地方で多数表面化している。

この問題は、2009年の改正国籍法の施行によって、国際カップルの子どもは、出生後に日本人の認知を受け、20才までに手続きをすれば、両親が結婚しなくても日本国籍を取得できるようになったことにより、日本行きを希望するJFC母子が多くなったことを悪用するブローカーによるものである。今年は、特に60人を超えるJFC母子がブローカーによって、短期滞在資格で送り込まれ、バーで搾取される「岐阜事件」や介護施設で奴隷契約を結ばれ働かされていた事件など、JFC母子の問題がより表面化した年となった。

本分科会では、その支援にシェルター提供を含めて関わった経験、長いDV被害者支援における官民の連携の経験、韓国における移住女性のためのシェルター運営の現状報告から、自立支援も含む課題を整理し、支援の連携を深めていきたい。

<発題1>ビスカルド篤子さん（カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピス）**―JFC とその母の人身売買問題を支援して―**

シナピスは、日本カトリック教会の大阪大司教区（大阪、兵庫、和歌山）の中で社会問題を取り扱う組織である。①平和と人権に関するネットワーク、Aこども基金、B難民移住者支援を柱に活動している。シナピス難民移住者支援は1992年に設立。長崎や沖縄の離島など津々浦々から年間400～700件の相談を受ける。この3年間では、ベトナム、ペルー、フィリピンなどの順に30か国以上の出身者から相談を受けている。

本日は主に昨年に関わった、岐阜事件と言われるJFC（日比国際子）関連の人身売買事件について報告する。大規模な人身取引組織が背景にあり被害者は60名以上にのぼる。シナピスではそのうち15名を受け入れた。

1）経緯について。昨年7月に、JFCの母子が東大阪市に集住しており、来日間もない中学生の



子どもたちが不登校気味になっているとの相談を受け、学習支援を始めた。それとは別に昨年12月に、岐阜、愛知で数十人のJFCが人身売買の被害に遭い不当に働かされているとの情報が入った。そのうち3名の被害者が軟禁場所を脱出しシナピスへ来た。1月には新たに3名のJFCを保護。次に2月に岐阜県警が人身取引ブローカーを大規模摘発したことに伴い、9名を保護した。そのうち1名は性的マイノリティだった。たちまち財政難に陥ったシナピスに、岐阜県女性相談センターが保護を業務委託する形で6名分の経費を助成した。6月には、保護したJFC15名のうち1名を除く全員が中長期の在留資格を得た。

2) 保護に伴う支援について。@ 中長期在留資格のある人については、住民登録、生活保護、母子・保健関連手当、就職活動、子どもの転入学手続き、住居探し、引越し手伝い、在留資格更新などがある。A 短期滞在者については、在留資格の変更、生活支援、帰国支援などがある。B 短期・中長期いずれの滞在者にも共通する支援としては、子どもの学習や大人の日本語学習支援、病院や行政、不動産などへの付き添い。精神的ケア、特に信仰心の篤いフィリピン人への信仰面でのケアは精神的安定に役立った。C 弁護士や他のNGOなどと協働して行う支援。未成年者の日本国籍取得や、フィリピンにいる家族の呼び寄せなどは長期にわたる見込み。

3) 多様な機関との連携の広がりについて。@ 岐阜県警とは当施設での被害者への事情聴取や支援体制についての情報共有。A 岐阜県女性相談センターとは、保護業務委託に伴う情報交換や事務作業。B フィリピン領事館とは、シナピス事務局施設にて被害者との事情聴取や情報共有、今後もカトリック教会と協働体制で人身取引問題に取り組んでいく確認を行った。C 地方自治体について、当初は区役所の生活保護課の反応が鈍かったが、被害人数の急速な増加によって民間の支援では限界があることを再三訴えると迅速に対応するようになった。教育委員会や子育て支援課など、住民票を動かさない事情を考慮しつつ制度を最大限活用した。D 大阪修道女連盟のシェルター提供運動。シナピスには個室3室しかなく一時そこに12名が雑居した。住環境が悪いために同連盟に施設提供を呼び掛けたところ5修道会が登録に応じた(9月末現在)。今後も緊急保護施設として活用できる見込みである。E 日本語教室の開講。JFC全員が日本社会への定住を希望するので、日本語基礎学習指導を行うことにした。プロの日本語講師らに依頼して開講したところ口コミで希望者が増え、現在はJFC以外の移住者も含め約30名が学習に励む。

4) 課題について。@ 本人の希望に沿った支援を心がけるが、支援者が「自立」を言いすぎるのが無言の抑圧となる。ある人は精神的に追い詰められて黙って帰国していた。A 事件解決後、すべての人が就職したが、生活上の相談は今も続き、そのつど解決に向けてサポートしている。言葉、情報など異文化の中での移住者特有の生活の困難さがある。B 全ての支援活動に言えることだが、支援者と当事者との間に力の格差があり、当事者は常に支援者に感謝し「善い行い」を強いられる面がある。支援者は自分の立場が強いことを自覚する必要がある。

質問：財政やスタッフは何人くらいか。

答：専任が3名。パートが1名。他はボランティア。人件費はカトリック大司教区が負担。活動費は寄付金による。



＜発題2＞

柿原理香子さん（NPO法人アジア女性センター）

ーDV被害者支援における官民の連携の経験からー

シェルターでの支援や多言語での相談などを行っている福岡のグループ。当事者や行政機関などから年間700件ほどの相談がある。

DV被害者支援と人身売買被害者の支援は関係機関も重なることが多いが、利用できる社会資源や果たす役割に違いもある。

1) 人身売買被害者の場合は、入居当初は警察等から連日長時間の事情聴取があるので、シェルターは待機場所のような受け身的な支援となる。長時間の拘束に疲れ、また先の見えない不安感から生じるストレスを抱えてシェルターに戻ってくるので当事者の心身の状況に気を配り関係機関に伝えることも大切。人身売買で大病を抱えて入所したケースでは、地域の福祉事務所や病院、国際移住機関などの連携で支援した。

2) 被害当事者の在留資格によって利用できる社会資源に違いがある点にも留意が必要。被害当事者の困難に寄り添うのがシェルターの役割。きちんと安全と支援を提供し寄り添う気持ちが大切と思う。

3) 課題の相違だが、DV被害者の場合、保護命令やこれからどうしていくか、自分で主体的に選べる。しかし人身取引被害者の場合は、帰国が前提ですべて関係機関にゆだねられ自分で選べない。先の見えない帰国までの時間を、楽しい時間にしてもらうよう、シェルターの小さな庭での手入れやカフェでのお手伝い、ダンスセラピーなど工夫を重ねた。

4) シェルター退所後の展望についても違いがある。人身売買の場合は、働きたい、日本で幸せをつかみたいと思って来日しても、帰国するしかない。そのような中で、IOMからの帰国費用や帰国後の支援などについて被害認定を受けることで開けてくる可能性についても伝える。

5) まとめ。今回の岐阜事件を聞いて、人身売買が法整備や取り締まりの強化で形を変えて巧妙化、潜在化してきていると思う。

年に一度、移住連に加入している九州のグループで入管と意見交換をしている。入管とも理解が深まれば対応が変わる。ただ行政は異動で担当者が変わるのでその度に伝える必要がある。

どんなケースも一つの機関では支援できない。連携しながら、どの機関も少し手を伸ばして当事者を支援することが大切と思う。

質問：人身売買の被害者は、働きたいと思ってくるのに搾取され、取り調べに疲れて、あとは帰国だけ。警察や国の対応に変わらないのか。

柿原：「疲れている」ことを知らせることで、警察職員が当事者を1日気分転換に連れて行ってくれた。楽しかったと聞いた。

篤子：日本には人身取引を処罰する法律がないために岐阜事件においても加害者は処罰されなかった。



＜発題 3＞

李善姬（東北大学東北アジア研究センター）

—韓国における移住女性のためのシェルター運営の現状について—

今年 9 月のソウルの移住女性シェルターへの調査も含めて報告する。

1) 韓国では、2006 年から移住女性に対する国家次元の支援政策が施行し、「結婚移住者支援センター」が保健福祉家族部により設置された。2008 年には「多文化家族支援法」が制定され「多文化家族支援センター」に移行した。10 年間の移住女性支援政策の流れは、韓国生活適応支援から自立支援に変わってきた。

韓国での国際結婚の推移は、2005 年がピークで妻外国人 30,719 人、夫外国人 11,637 人、2014 年は妻外国人 16,152 人、夫外国人 7,164 人。結婚移民妻の出身国はベトナム、中国（非韓国系）、中国（韓国系）、フィリピン、日本、カンボジアの順（行政自治部 HP より）。

2) 政府支援の移住女性暴力被害保護施設（シェルター）は、2004 年 2 か所から 2015 年には 25 か所に増えた。ソウルには、暴力被害移住女性の職業訓練など自立支援のためのセンターがある。ソウル市の DV 被害移住女性のための 2014 年の予算は 15 億 700 万円。移住女性シェルターの入所者は 2014 年 823 人（同伴子 458 人）。出身国はベトナム 384、中国 141、フィリピン 120、カンボジア 55、ウズベキスタン 35、モンゴル 18、タイ 11 など。

3) 政府支援のシェルター運営の問題点について。

① 離婚に必要な法律支援と韓国語の教育の他、退所後の自立のための就労を支援している。A ただし入所資格は、合法滞在者、および身体的暴力を受けた場合のみに限定している。B 先住民（韓国人）女性のシェルターは、DV 被害者、性暴力被害者、性売買被害者それぞれにある。C 移住女性シェルターは区分がなく同伴子も保護支援するので専門性を超える。D 多様な出身国や文化により時々摩擦がある。F 政府の予算の制限によりシェルターの自立性と効率性が損なわれる。G 自立支援の予算の不足などがみられる。

＜おわりに＞

問題の多い家事・介護分野への移住女性への受入れが進行する中で、実践的な発題により現状、支援の課題、法整備など運動の課題が共有された。



B-4 会場：1階ホール**沖縄の児童買春の問題について**

担当団体・強姦救援センター・沖縄

司会・高里鈴代

発題者

○山内優子「沖縄子どもの貧困解消ネットワーク」共同代表

「戦後70年！ 沖縄の女性の貧困と子どもの貧困」について」

○上間陽子（琉球大学教育学部准教授）

「性風俗産業で働く沖縄の若者の現状―「沖縄のリスク層の若者調査」より」

I 山内優子さん**「戦後70年！ 沖縄の女性の貧困と子どもの貧困」について。****1 深刻な沖縄社会の貧困状況！（指標で見る）**

	沖縄	全国
都道府県別貧困率（H19年）	29.3	6.7
年間所得が200万円以下（H24年）	24.7	9.4
非正規就業率（H24年）	44.5	38.2
母子世帯の出現率（県H25年、全国H23年）	5.46	2.65
児童扶養手当受給率	1.7	0.85
生活保護率（H27.3）	2.5	1.71(5位)
若年出生率（15～19才）（H21年）	11.67	4.95
ひとり親世帯の貧困率	54.6	

2 沖縄社会の貧困が子ども・若者に与える影響

	沖縄	全国
・高校進学率（H25年）	96	98.4
・高校不登校率（H25年）1000人に対し	30.3	16.7
・高校中途退学率（H25年）	2.1	1.7
・大学等進学率（H24年）	36.2	53.5
・不良行為少年補導人数（H25年青少年人口千対）	182	35
・中卒後の進路未決定率（H25）	2.9	0.9
・高卒後の //	15.1	4.9
・若者無業者（15～34歳（25年）	4.2	2.2

3 沖縄の子ども・女性の貧困はいつから始まったのか？

- 1) 先の大戦で唯一の地上戦となり、多くの子ども・女性も過酷な戦争に巻き込まれ、ゼロの出発となった。終戦直後、焦土の中から米軍が収容所11ヶ所を設置（内孤児院10ヶ所併設）戦災孤児約1000人収容（老人400人）
- 2) 戦後27年間、日本本土から切り離され、アメリカに統治され、本土の憲法は適用されなかった。

昭和30年～40年頃の子どもたち

・貧困家庭児、性的問題児 大半は米軍相手の売春



相次ぐ基地被害・米軍犯罪

- ・ 1955 年 6 歳の少女が米兵に拉致され強姦・殺害される
- ・ 1959 年宮森小学校に米軍ジェット機墜落、
- ・ 1961 年米下士官の乗用車が少女 4 人をひき殺す
- ・ 1964 年米軍トラックが横断歩道上の中学生をひき殺す

4 復帰後の沖縄（貧困は解消されず…）

昭和 50 年、51 年に開催された沖縄国際海洋博覧会後の不況は、倒産、夜逃げ等により家庭生活を直撃し、そのしわ寄せは一番無力な子どもたちを襲った。

5 貧困は家庭を直撃。離婚率の増加（離婚率全国一）

離婚原因：夫の生活力なし（44. 1）、夫の借金（31. 0）夫の不貞（26.8）

6 女性の貧困のゆくえ

・ 離婚後、昼間働く場所がない。・ 学歴が低く資格を持たない子持ちの女性の働く場所は夜しかない。・ 夜働くためには飲まないといけない。・ 女性が酒を飲み続けるとアル中になりやすい。→体を壊す。酒を飲めない女性は？ →売春へ

昭和 61 年 3 月「児童虐待の調査」（県内初）

★ ネグレクト 55% ★ 身体虐待 27% ★ 性的虐待 10%、心理的虐待 8 %、
（ネグレクトの 95 がひとり親家庭）母親が夜仕事に出かけ、帰りが遅いため、朝起きられず、朝食の準備も出来ず、子どもたちも起こせない。部屋はゴミの山。

7 沖縄子ども・女性の貧困問題は・・・構造的に作られた問題である。

- ・ 唯一の地上戦と 27 年間の空白、広大な米軍基地と狭隘な土地・第三次産業、○失業率は全国の 2 倍近く県民所得全国の 70 % 台離婚率全国一→貧困社会・ひとり親世帯最多

8 今私たちは何を・・・母子家庭のための支援 貧困家庭の子どもへの支援

II 上間陽子さん

性風俗産業で働く沖縄の若者の状況「沖縄のリスク層の若者調査」

○沖縄で起こった性暴力事件（事件化されたもの）

- ① 2010 年 7 月、集団レイプの被害者の 14 才の中学生が自殺し、17 才、19 才の 3 人の容疑者が準強姦で逮捕された。
- ② 中高生 13 人を含む 19 人の女性たちに売春をさせていたということで知念容疑者逮捕。宮城（仙台）、福島へ連れて行かされ、管理型売春をさせられていた。原発作業員のいるところへ送られていた。
- ③ 2014 年 8 月、教育庁幹部が 14 歳の中学生に性的行為を行っていたことで逮捕。子どもの親



が警察に通報。警察がラブホテルの防犯カメラから浜口容疑者を特定。

○沖縄の性をめぐる状況—男性に対して許容的

- ・管理型、個人型売春のいずれも、インターネットの掲示板で客と女性が売買春を募るという方法がとられている
- ・客と駐車場・待ち合わせのお店で落ち合い、客の車に乗り込みラブホテルなどに移動するため、売買春は目につきにくい。
- ・沖縄では、買春をする男性に対してよりも、売春をした女性に対して批判が強いる。事件に対しても、「お酒を飲んでいた中学生が悪い」「ホテルまで行った中学生が悪い」さらには「教育庁幹部がかわいそう」という声すらある。
- ・男性の責任を問わない「文化」がある。

○沖縄風俗業界で仕事をする若者の調査を開始

- ・低学歴・定収入・低階層出身でリスクを多く抱えている若者の移行調査研究。
- ・当初は風俗業界限定ではなかったが、対象としていく若者の属性をおっていくと、風俗業界で働く女性・男性の調査ということになった。
- ・これまでの統計調査からは漏れる若者たち。→調査手法として、小規模、10名程度を対象に、長く会っていくというスタイルをとる（2012年—2015年）

○沖縄の風俗業界

- ① 働いているのは未成年から30代まで幅広い。
- ② 狭い沖縄では、地元の噂の広がりなどを管理出来るかどうかが重要である。インターネット上では、働く女性の情報が暴露されることもある。
- ③ 性風俗店ではモニター設備の完備・アリバイ工作が上げられている。

○オーナーと働く女性の関係

- ① 小さな店の場合、オーナーが働く女性の事情や生育歴を把握していることが多い。
- ② 働く女性の子どもの保育園や学校のお迎えを何時にしなければいけないかなどを把握し、それに間に合うようにしたり、子どもの病気などに配慮している。
- ③ 女性たちにとっては、そのようなオーナーは、「安心できるひと」である。
- ④ 性的関係をもっているオーナーと女性もいるが、それはオーナーにとっては、他所の店に取られないための方法であり、一方、女性にとっては、店の他の女性よりも有利に働くための方法である。



○主な店舗型風俗の仕事と売買されるサービスの内容

店舗型風俗種類	売買されるサービス
キャバクラ	数名のキャバ嬢と共に客の接待を行う
セクシーキャバクラ（いちやキャバ）	お酒を飲みながら客の接待という点ではキャバクラと同じだが、「おさわり」とよばれる性的接触を含む
ピンクサロン（ピンサロ）	女性は着衣のまま、男性客の射精を行う（ソファ席）
個室マッサージ店	女性は水着や制服などの着衣のまま、男性客の射精を行う（個室）
デリバリーヘルス	挿入無しの性行為を行う
ソープランド	性行為を行う

○ 調査対象者 (15 人) の特徴

- ① 10代で仕事を開始しているひとがほとんど。女性の場合には、18歳未満で風俗業界へ参入しているケースがほとんど。
- ② 10代で風俗業界に出入りしている女性が、子どもを持ち、パートナーと離婚した（別れた）後、子どもを育てるために、再び風俗業界に戻ってきている。
- ③ 14歳、15歳の風俗の仕事の開始者もいる。そうした女性に特に、家庭の困難・貧困が重なっている。ただし、家庭の困難・貧困は外には見えづらい。

□ 翼さんのケース（キャバクラに勤務）

両親の離婚後母親に育てられるが、母親からのネグレクトの環境で育ち、家にはご飯がいつもない。母親代わりの姉も、16歳で結婚。中学生の時、面倒を見てくれる人はいない。中学卒業時（15歳）キャバクラで勤務しはじめ、妊娠し、16歳で結婚・出産。20歳で離婚。夫が給料を入れず借金もつくり、夫のDVで離婚。前の店に戻る。同僚、友人に助けられる。離婚できたが、慰謝料も養育費もなく、生活のためキャバクラ店で働く。

□ 真奈さんのケース（個室マッサージ店、ソープランドに勤務）

父親はヤクザ。小6の時に、性被害。引っ越しが多く、友人はいない。14歳でピンサロで仕事開始。その店は不衛生で危険な店。店の内部は暗く誰がいるのか特定出来ないほど。STD予防など十分に出来ない。14歳に妊娠し15歳で出産。男性も15歳で未入籍。17歳の時、子どもとの生活のために風俗店に戻るが、夫の浮気で離婚。17歳から21歳までは恋人と一緒に愛知県に出稼ぎに行き、相手から「痩せろ」、「デブ」などと言葉のDVを受ける中で覚せい剤を使用しはじめる。過食嘔吐と下剤乱用にダイエットを切り替え、覚醒剤は止める。現在、個室マッサージとソープランドで働いている。

□ 京香さんのケース（キャバクラに勤務）

父親は基地の炊事だったけど逮捕されて仕事を解雇された。それが原因で両親離婚。友人は少年院に全員入っている。15歳で第1子を出産するが、20歳になる子ども父親から認知はなし。養育費もなし。16歳の仕事開始のキャバクラ店は、ヤクザの客に大胆に対応したりした。



ヤクザは「やさしいではあるよ。ただ、起こったら面倒くさいではある」。キャバクラネットワークを使い、情報を収集し、危険な客・ヤクザのこないキャバクラ店に勤務している。いままでのお店が同じ女性どうしでSNS上で連絡を取り合っている。

□春菜さんのケース（個人売春）

実父のDVなどで両親は離婚。母と共に東京で暮らすが、ネグレクトにあう（夜間保育所に数週間放置があたりまえ、異父兄弟である弟と2人で深夜まで過ごすなど）。5歳になった本人を父親が沖縄に連れ帰るが再婚した妻に対するDVにより再び離婚。その後父の新しい女性と2人暮らし（父親は出稼ぎで不在）15歳で家出。初めての援助交際で相手が、最初に決めた性的行為（フェラ）以外のことは要求されず、約束した金額よりも5千円多くもらえたことで、「援助交際は簡単なことだ」と思った。4年間、ほぼ毎日、ネットの掲示板で情報を探し、1.2万～1.5万程度の金額で買春客を捜す（恋人と自分の生活費になった）。身の回りには暴力事件があった。客から暴力を受けたり、一緒に女性の中にはビデオを取られたり被害にあっている危険な客にも遭遇している。客の数は千人近い。4年ぶりに父親の家に帰り、仕事をやめた。現在は2番目の母親の店で仕事をしている。売春については、「自分の中で多分悪い事したって思っていないけど、その時の環境に合わせて、自分が生き抜く道を探してしまったのがそこだったから、悪いだけであった、だから。」

○風俗に参入する女性たちについて調査からいえること。

- ・幼いころから家族の困難を抱えているケースが多い。
- ・困難は、貧困、ネグレクト、暴力などがある。（単に怠けている子どもと見られたり、不真面目な子ととらえられている。）
- ・その後、性的行為を奔放に繰り返す事を行い、その延長線上に風俗業界もある。
- ・そうしたなか、自分で家族をつくるが、その家族を養うために、もう一度風俗に戻り、不安定な生活を送らざるを得なくなっている。
- ・家族をつくった責任をとるのは女性で、男性は養育費や慰謝料を支払うことはない。
- ・男性は責任から逃げ続ける。

~~~~~

2人の発表を受けて、参加者の中で、沖縄の歴史的状況へ認識を持ったと言う感想や、現在共通の状況を抱えて日々奮闘している女性相談員からの発言など、積極的な質疑と意見が出された。



**B-5 会場：2 階会議室 1・2・3**

**米国研修に学ぶ、当事者を中心とした支援のあり方**

担当団体：NPO 法人レジリエンス

協力団体：NPO 法人博多ウィメンズカウンセリング

司会：榎木京子（NPO 法人博多ウィメンズカウンセリング）

発題者：中島幸子、西山さつき（NPO 法人レジリエンス）

この分科会では、アメリカの研修に参加して得た内容をお伝えします。お伝えする情報を私たちが一番伝えたいと思っているのは支援者の先にいらっしゃる☆さん（サバイバー）の方達です。NPO 法人レジリエンスでは、サバイバーのことを、輝きをもった人たちという意味で☆さんと呼んでいます。

日本では専門家という肩書を持っている人たちが多くの情報を持っていて、それがなかなか☆さんには伝わらない状況がありますが、こういった状況は変えて行きたいと思っています。良い情報はその人の知識になり、知識は力になります。

**【米国で参加した研修について】**

2015 年 4 月に参加した米国で 3 つの研修：

- ISSTD (International Society for the Study of Trauma and Dissociation)：トラウマと解離に焦点をあてた学会です。繰り返される暴力の中で☆さんたちは解離している可能性はとても高いため、活動の中で性暴力について説明する時は解離についての説明も含むようにしています。解離について正しい理解をしている人は少ないですし、無理解な反応もとても多いように感じます。解離が繰り返される中で、解離性同一性障害（DID）が起きている場合があります。一つの身体をいくつかの人格が共有するという症状です。こういった症状を理解し適切なサポートができる支援者が少ないため、苦しんでいる☆さんたちが多くいます。
- ファミリーバイオレンスサミット：保安官主催の研修です。オレゴン州クラッカマス郡の保安官が DV・虐待・性暴力の支援に力を入れているため、警察官を含め様々な支援者が必要な支援について学べるように開催されている研修です。警察官、医療関係者、ソーシャルワーカー、学生など様々な立場の人たちが 1,000 人近く参加されています。
- ヒーリングトゥギャザー：DID の☆さん主催のカンファレンスです。300 人ほどの参加者のうち、3 分の 2 以上が DID の☆さんです。



## 【サバイバーズセンタードアプローチ】

サバイバーズセンタードアプローチとは☆さんを中心としたアプローチです。例えば、イリノイ州ではネイリストと美容師用の研修にDVの講義を含めることとなったというニュースが先日流れました。ネイルサロンや美容院では個人的な話をすることもあるので、その中でDVと思われる話がでた時に、美容師やネイリストが対応出来るようになります。

航空会社では人身売買やLGBTについて学ぶトレーニングも行われています。スーパーボールやワールドカップやクリスマスなどの時期には、DVや人身売買を含め様々な性暴力が起きやすくなります。加害者が子どもたちや体を売ることを強いられている人たちを飛行機で移動させることがよくあるため、「何かがおかしい」と気づける知識が航空会社の人たちには必要です。気づいたらどのように通報するのか、どうやって救済するのかを知っておくこともサバイバーを中心とした支援となります。

薬物・アルコール依存症のヒスパニックの人たちの子どもためのプログラムで、ハンバーガーショップの無料券が必要となった際には、店に出向き事情を話すとハンバーガーの無料券を簡単にもらえました。本社からそのような券が毎月送られてきていて必要な人には配るようなシステムになっているそうです。米国の企業は社会貢献に予算を使わなくてはならないという定めがあることも理由ですが、企業も社会に対して貢献すべきだという社会的姿勢があるということも大きな理由だと思います。

煩雑な手続きなくして、もっと簡単に困っている人が支援を受けられる社会は日本でも可能はずです。これだけ多くのグローバル企業が揃っている国なので、社会問題について考え社会の一部である企業にも何ができると考えてもらえたらと思います。

病院で医師や看護師、ソーシャルワーカーの方達がサバイバーセンタードアプローチという考えをもつことによって、早期発見となる対応がより早くできるようになるかもしれません。ある米国の健康診断で問診の中には「誰かに傷つけられていますか」という質問が含まれています。10人中ひとりの方が「はい」と答えるそうです。飲酒の量などと同じでその人の安全や健康に関わることとの概念があれば、そのような問診が含まれてもおかしくありません。

バスや電車の運転手なども社会問題に取り組む姿勢があれば、「あの人は大丈夫なのか」と何らかの危険や異変に気づくことができるかもしれません。地域の人たちもそういった視点をもつことができれば、危ない目にあっている子どもたちや☆さんたちを助けることができるようになります。他人事とせず様々な立場で関わるのが大切です。学校の中で先生が、DVやデートDVについて知識を得ていくことも大事です。

保安官主催のファミリーバイオレンスサミットでは、支援者のために大手のスーパーマーケットがたくさんの食べ物を支給してくれます。社会にとって大切な活動をしていることをねぎらっているのです。DVや性暴力の支援というのは身体的にも精神的にもとても大変な仕事です。☆さんたちが良い支援を得るためにも、☆さんの周囲にいる支援者たちも社会からケアされなくてはなりません。



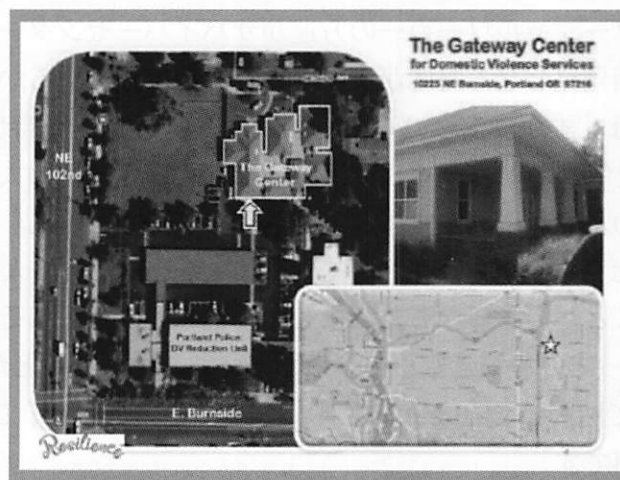
## 【ファミリージャスティスセンター（FJC）とは】

ファミリージャスティスセンター（FJC）は、DVの☆さんたちのためのワンストップセンターです。☆さんがたらい回しにならないようにするために、☆さんたちのために必要となる支援を一カ所にまとめた施設です。

## 【ポートランド市のふたつの FJC】

### ・ゲートウェイセンター：

ポートランドのゲートウェイセンターという FJC は行政主催です。ゲートウェイは、外からみたところ通常の一軒家にみえる作りになっていますが、警察の建物とは隣接していますし、警備は24 時間体制で入っていて安全にも配慮しています。誰かに見られる可能性が下げるために、人の多いダウンタウンからは離れていることもポイントです。裁判所はダウンタウンにあり、ゲートウェイからビデオリンクで接近禁止命令が申請できます。福祉、法律、アドボケート、接近禁止命令を申請するためのボランティア、様々な団体がゲートウェイには入っていて、☆さんがすぐにサポートを得ることができるようになっています。PC が使える部屋や、ビデオリンクで申請をする時に着用する貸し出し用のスーツも用意しています。



## ・セーフプレイス：

セーフプレイスという FJC はポートランドの郊外にあり、最近できた新しい施設で、保安官の建物1棟を無料で貸し出してもらっています。無機質だった作りを工夫し温かみを感じるようにして、大変な思いをしてきた☆さんが安心できる空間にするために壁紙も薄い紫などの穏やかな色に塗り替えられたそうです。キッチンには、☆さんたちが持ち帰れるパンがパン屋さんの寄付でたくさん置いてあります。冷蔵庫の中には☆さんたちのために食べ物や飲み物が入れています。相談室のライトは蛍光灯と穏やかなライトの二段階になっていて、☆さんが選べます。☆さんたちが「大切にされている」という感覚を得ることができる支援は大事です。ひとつひとつの工夫に想いが込められていて、☆さんを中心としたサポートが徹底されている施設であると感じました。

FJC が日本にできたら本当に素晴らしいことだと思いますが、FJC の理念や考え方、支援の姿勢から学べるものは大きいと感じています。





## 第 18 回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄 大会アピール

1995 年北京世界女性会議から 20 年、そして戦後 70 年の節目となる年に、日本中の、世界中の、心ある人々の想いは届かず、安保法制関連法案が強行採決されました。そしてここ沖縄では、第二次世界大戦以来の県民の苦難と平和を求める人々の意志がふみにじられ、辺野古の基地移設工事が進められようとしています。

日本の社会が暴力的な傾向を強めていることと、女性や子どもに対する暴力被害が過酷化・深刻化の度合いを深めていることとは無関係ではありません。「男女間における暴力実態調査」（内閣府 2014 年）では、DV 被害を受けた女性の 9 人に 1 人が生命を脅かされ、デート DV 被害者の 4 人に 1 人、ストーカー被害者の 3 人に 1 人が殺されるかもしれない危険な被害を体験しています。さらに、子どもたちをターゲットとする残虐な性暴力犯罪も後を絶たず、性の商品市場で搾取される若年女子の性暴力被害が大きく顕在化してきました。

女性の人権を侵害し生命の存続を脅かす「暴力」の根絶なしに、「すべての女性が輝く社会」の実現はありません。沖縄から、日本の社会から、世界のあらゆる地域から、女性に対する暴力をなくすために、私たちは以下の通り要望いたします。

- 一、私たちは、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現をめざし、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、法制審議会で検討が開始された強姦罪の見直しを含む刑法の改正について、被害当事者及び支援関係者の提案を尊重し、性暴力被害の実態を反映した抜本的な内容とすることを求めます。法務大臣によって強姦罪の法定刑の下限の引き上げ（現在 3 年）、親告罪の廃止、男性被害者も認めること、監護者による性暴力の重罰化が現在諮問されています。しかし、それだけでは足りません。暴行・脅迫要件の見直し、監護者を除く力関係を利用した性暴力の処罰化、夫婦間の強姦、性交同意年齢（現在 13 歳）の引き上げ、公訴時効の停止なども今回の法改正に盛り込むことを強く求めます。
- 一、私たちは、緊急保護命令の導入、加害者に対する不処罰を終焉させるための DV 罪の新設など DV 防止法の抜本的改正を求めます。
- 一、私たちは、当事者支援の主要な担い手である民間サポートグループ及び性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一、私たちは、「DV・性暴力被害者回復支援センター」および「女性・子どものための中長期回復支援センター」を、都道府県に一か所以上設置することを求めます。
- 一、私たちは、DV・性暴力被害者の回復支援と人権救済システムの確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。

2015 年 11 月 8 日

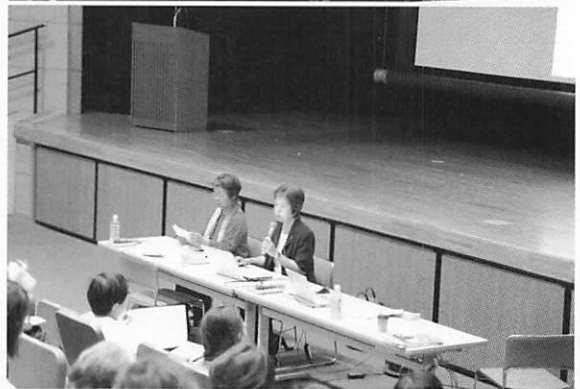
第 18 回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄  
参加者一同



## 全国シェルターシンポジウムの変遷

| 年    | 開催地等      | テ　　マ                                                                              | 社会的な動き                  |
|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1993 |           |                                                                                   | 女性に対する暴力撤廃宣言            |
| 1995 |           |                                                                                   | 世界女性会議（北京）              |
| 1998 | 第1回札幌大会   | 拡がれ、シェルタームーブメント                                                                   |                         |
| 1999 | 第2回新潟大会   | ストップ！女性・子どもへの暴力                                                                   |                         |
| 2000 | 第3回東京大会   | 私の生（いのち）は私のもの                                                                     |                         |
| 2001 | 第4回旭川大会   | DVのない地域をつくっていこう                                                                   | DV防止法施行                 |
| 2002 | 第5回大阪大会   | あかん！女性・子どもへの暴力<br>～みんなで活かそうDV防止法～                                                 |                         |
| 2003 | 第6回石川大会   | DVのないまちづくりをめざして<br>～市民と自治体の協働（コラボレーション）～                                          |                         |
| 2004 | 第7回鳥取大会   | なくそう暴力！協働で変わる社会                                                                   | DV防止法改正および基本方針の策定       |
| 2005 | 第8回愛知大会   | DVを許さない！理解・行動・勇気<br>～暴力のない社会をめざして～                                                |                         |
| 2006 | 第9回函館大会   | DVを許さない！自治・人権・協働<br>～当事者女性と子どもの自立を考える～                                            |                         |
| 2007 | 第10回東京大会  | ノーモアDV（DV根絶国際フォーラム）                                                               | DV防止法2次改正               |
| 2008 | 第11回岡山大会  | ストップDV！とりもどそう元気<br>ささえよういのち                                                       |                         |
| 2009 | 第12回栃木大会  | STAND UP！立ち上がろう！<br>DV根絶をめざして                                                     |                         |
| 2010 | 第13回久留米大会 | つながれ ひろがれ DV根絶ネット                                                                 |                         |
| 2011 | 第14回宮城大会  | 災害を乗り越えて Wake Up 人権！<br>～暴力の連鎖を断ち切る～                                              | 東日本大震災                  |
| 2012 | 第15回大阪大会  | <sup>わたし</sup> 女のからだは <sup>わたし</sup> 女のもの<br>DV・性暴力救援センターを全国に！<br>～とりもどそう性の自己決定権～ |                         |
| 2013 | 第16回岩手大会  | 性暴力禁止法の制定に向けてつながる、<br>ひろげる、パープルネット<br>～女性・子どもに対する暴力の根絶～                           | ストーカー規制法改正<br>DV防止法3次改正 |
| 2014 | 第17回山口大会  | 性暴力禁止法の制定に向けて<br>つながる 変える<br>女性・子どもに対する暴力のない地域に                                   |                         |
| 2015 | 第18回沖縄大会  | 性暴力禁止法の制定に向けて<br><sup>ぬち</sup> 命 <sup>たから</sup> どう宝<br>～ 暴力のない世界へ ～               |                         |





「命どう宝 暴力のない世界へ」

第18回 全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄 報告書  
性暴力禁止法の制定に向けて

---

主 催：NPO 法人 全国女性シェルターネット

後 援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、沖縄県、那覇市

協賛団体：フィリップモリスジャパン株式会社

「パープルリボンプロジェクト事業」

---

発行：2016 年 3 月 30 日







# 性暴力禁止法の制定に向けて

ぬち たから  
**命どう宝**

**暴力のない世界へ**



**2015年11月7日(土)・8日(日)**

**会場：ているる（沖縄県男女共同参画センター）**

**沖縄県那覇市西 3-11-1**

**（交流会）沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ**

**7階 シェルホール**

**主催：NPO法人 全国女性シェルターネット**

**後援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、沖縄県、那覇市**

**協賛団体：フィリップモリスジャパン株式会社「パープルリボンプロジェクト事業」**



目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 日 程 .....              | 2  |
| 主催者挨拶 .....            | 3  |
| 沖縄県知事挨拶 .....          | 4  |
| 那覇市長挨拶 .....           | 5  |
| 議員メッセージ .....          | 6  |
| 基調講演 .....             | 9  |
| シンポジウム .....           | 11 |
| 分科会 .....              | 15 |
| 全国シェルターシンポジウムの変遷 ..... | 24 |
| 会場案内 .....             | 25 |



## 日 程

| 11月7日(土) (会場 ホール) |                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11:30 ～           | 受付                                                                                                   |
| 13:00 ～ 14:00     | 開会セレモニー                                                                                              |
| 14:00 ～ 14:45     | 基調講演<br>高里鈴代さん 強姦救援センター・沖縄 (REICO) 代表<br>「性暴力禁止法の制定に向けて<br>命(ぬち) どう宝(たから) ～暴力のない世界へ～」                |
| 15:00 ～ 17:00     | シンポジウム<br>「基地・軍隊と女性への暴力」<br>シンポジスト：若尾典子(佛教大学教授)、竹下小夜子(精神科医)、<br>高里鈴代<br>コーディネイター：戒能民江(お茶の水女子大学 名誉教授) |
| 17:00 ～           | 交流会会場へバスで移動                                                                                          |
| 18:00 ～ 20:00     | 交流会<br>(会場：沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ 7階シェルホール)                                                               |

| 11月8日(日)      |                  |
|---------------|------------------|
| 9:30 ～ 12:00  | 分科会 A            |
| 12:00 ～ 13:00 | 昼食               |
| 13:00 ～ 15:30 | 分科会 B            |
| 15:45 ～ 16:15 | 全体会 (会場：1階 ホール ) |

※事前のチラシでは、「分科会会場の一部がパシフィックホテル」とご案内していましたが、すべての分科会会場が「ているる」及び同じ建物の3階にある「沖縄県自治研修所研修室」に変更になりました。



## 主催者 挨拶

NPO法人全国女性シェルターネット  
共同代表 北仲 千里

みなさま、全国各地から、沖縄へようこそお集まりくださいました。「女性に対する暴力」(Violence Against Women)とは、女性が、女性であるために、家庭ではDVにあい、職場ではセクハラに遭い、街では痴漢の被害に遭うというような状況を指す言葉です。1990年代以降、世界中がこの、女性に対する暴力というキーワードを出発点に、様々な被害の実態が掘り起こされ、対策に向けた動きが作られてきました。



他の多くの国と同じように、日本でも、問題は深刻です。内閣府の昨年の調査では、性的、精神的、身体的暴力など何らかのDV被害にあったことのある女性は、4人に1人にもなります。司法統計でも、離婚を希望する女性の側の理由の2位、3位、4位が、「生活費を渡さない」「精神的に虐待する」「暴力をふるう」など、DVにあたるものです。犯罪統計では、2014年には92人、つまり4日に一人は、妻がその夫に殺されています。さらに、ストーカー被害や、元交際相手などによるストーカー的殺人や傷害事件が次々と起こっています。1999年に日本でストーカー行為等規制法ができたきっかけも、大変残酷なストーカー殺人が発端でした。しかし、それから16年経ちましたが、私たちの社会では、これらDV、ストーカーなどの問題を根本的にはなくすことができていません。

さらに、夫婦間レイプから、職場のセクシュアル・ハラスメントまで、あちこちで発生している性暴力被害については、長い間、被害者が相談できる十分な環境がありませんでした。しかし近年、大阪の「SACHICO」の先進的な取り組みが始まり、それが大きな成果をあげ、政府も動き出す中で、全国各地に性暴力被害ワンストップ支援センターが作られる動きが急速に進んでいます。また、世界の趨勢から遅れた、まったくもって時代遅れな刑法の性犯罪の規定についても、政府内で見直しの動きがとうとう、始まりました。このように、深刻な被害の実情、足りない支援、足りない予算や不十分な法の力には、怒りやため息が出る毎日ですが、しかし、少しずつ、遅い歩みであるとはいえ、日本社会も、DVや性暴力の被害者が被害者と認められ、被害者の尊厳や意思が尊重され、必要な支援が提供される社会へと、まともな方向にゆっくりと歩いていることは確かです。

そして、そんなまともな方向に世の中を動かすことができるのは、まさに私たちです。

私たち、被害を受けた当事者や、被害者によりそい、何とか助けたいと駆けずり回ってきた、支援の現場にいる、私たちです。日本には現在、全国で110を超える民間団体、NGOがDVや性暴力の被害者支援などにとりくんでいると言われています。全国女性シェルターネットには、そのうち69の団体が参加しています。この、年に一度のシェルターシンポジウムは、現実どんな被害が起こっているのか、どんな支援が求められているのかについての経験が共有される、貴重な場です。この沖縄でのシンポジウムが、例年にも増して実りの多い大会になりますよう願います。一つ一つのケースへの支援を通し、その現場からの発信を通して、私たちで日本を変えていきたいと思います。



## 沖縄県知事 挨拶

沖縄県知事 翁長 雄志

はいさい ぐすーよー ちゅーうがなびら。みなさん、こんにちは。

「第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄」が、ここ沖縄県で開催されますことを心からお喜び申し上げます。また、全国から本シンポジウムに御参加いただきました皆様を、心から歓迎申し上げます。

NPO法人全国女性シェルターネットにおかれましては、平成10年の結成以来、「すべての女性に対する暴力」の根絶を目指した様々な活動に積極的に取り組んでこられました。共同代表の北仲千里様をはじめ、歴代の役員並びに関係者の皆様の御尽力に対し、深く敬意を表します。

沖縄県では、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、計画に基づく各種施策を国、市町村、関係機関及び民間団体等と連携しながら、進めております。

また、平成27年2月2日に「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開設し、性暴力被害者に対する様々な支援に取り組んでいるところです。

このような中、「性暴力禁止法の制定に向けて～命どう宝 暴力のない世界へ～」をテーマに、本シンポジウムが沖縄で開催されますことは、誠に意義深いものであります。県としましては、引き続き配偶者等からの暴力を許さない、誰もが個人として尊重される社会の実現のため、関係機関と協力して各種支援に取り組んでまいります。本日御参加の皆様のますますのお力添えをお願いいたします。

御承知のように、国土の0.6%に過ぎない沖縄県に、全国の米軍専用施設の73.8%が集中しており、基地からは様々な人権問題も派生しています。全国から参加された皆様には、この機会にこのような沖縄の現状についても理解を深めていただくようお願いいたします。

結びに、本シンポジウムの御成功をお祈り申し上げますとともに、NPO法人全国女性シェルターネットのますますの御発展とお集まりの皆様の御活躍並びに御健勝を祈念申し上げ、挨拶いたします。

いっぺー にふえーで一びる。



## 那覇市長 挨拶

那覇市長 城間 幹子

はいたい ぐすーよー ちゅーうがなびら。ようこそ、沖縄へお越しくださいました。

「第18回全国シェルターシンポジウム2015in 沖縄」の開催をお祝い申し上げますとともに、開催地の市長として、全国各地からお越しいただきました皆様を心より歓迎いたします。

本日ご参加された皆様には、日頃よりDV被害者や性暴力被害者の保護・支援に取り組んでいることに対し深く敬意を表します。

さて、本市では、「ひと つなぐ まち」という言葉をキャッチフレーズに掲げ、市政運営を行っております。配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のため「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、迅速な対応はもちろん人権教育を含めた長期的視点での解決を図るよう関係機関と連携しながら取り組んでいるところです。

市内公立の全中学校1年生へ“こころ”と“からだ”を大切にする”という視点から、思春期における問題や危険について考え、予防・解決へのヒントを提供する事を目的とし、大人になってからのDV予防につながるよう早い時期からの意識啓発事業を実施しております。

本シンポジウムのテーマである「性暴力禁止法の制定に向けて～命どう宝 暴力のない世界へ～」にある『命どう宝』とは、沖縄の方言で「命こそ宝、生命は何よりも大切なもの、命は自分だけのものではない。」という意味があります。

DVや性暴力に関する相談件数は年々増加し、大きな社会問題となる中、被害者が潜在化する場合も多く、早期発見等が重要な課題となっております。このような中、「全国シェルターシンポジウム」が本県において開催されますことは、大変意義の深いことであり、これを契機として「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向け、関係機関との連携を一層強化し、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本シンポジウムの開催にあたり多大なる御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご活躍を心より祈念いたしまして、挨拶いたします。





## 議員メッセージ

(五十音順・敬称略)

## 参議院議員 糸数 慶子

「第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄」の開催、心よりお祝い申し上げます。

女性に対する暴力、とりわけDVの被害女性に対し、法や制度は余りにも長きにわたり救いの手を差し伸べてきませんでした。そのような被害者に寄り添い、多くの力を駆りだし、法整備へと導いたのは、全国女性シェルターネットの皆さまの粘り強い活動によるものと深く感謝申し上げます。

日本で唯一地上戦が行われた沖縄は、戦中から米兵による強姦が行われ、戦後、そして復帰後も続いてきました。被害女性の救済はおろか、事件として公表されることも少なく、多くの女性たちが泣き寝入りを強いられてきました。私自身、95年の米兵による少女暴行事件を機に立ち上げた「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の共同代表として、沖縄の女性たちと手を携え、女性の人権と尊厳を守るための活動を続けて参りました。ここ沖縄でシンポジウムが開催されることは、基地問題と女性に対する暴力をあらためて考え、全国の女性たちとのネットワークをより強固にしていける絶好の機会になることと確信しています。本日のシンポジウムが、性暴力禁止法制定への大きな一歩となることをご期待申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



## 参議院議員 紙 智子

第18回全国シェルターシンポジウムの沖縄県での開催、おめでとうございます。

女性・子どもに対する暴力の根絶のために日々がんばっておられる関係者の方々、またご参加のみなさまに心から敬意を表します。昨今のDV被害の多様化、複雑化、凶悪化が挙げられ、支援を求める年代の若年化、それに伴い若い母親「シングルマザー」への支援も切実になっています。

被害者の救済と保護の拡充、自立支援の充実、暴力を防止するための施策の強化はますます緊急の課題となっています。

日本共産党は、国の予算を増やし、相談体制のいっそうの充実、関係諸機関との連携協力・ネットワークづくりと切れ目のない支援をすすめます。

また、性暴力犯罪に関する量刑等の見直しが検討され、刑法の改正が進められようとしていますが、適切な見直しを求めます。女性・子どもに対する性暴力をなくし、国と自治体の責任で24時間対応のワンストップ相談支援センターの増設、被害者に配慮した相談体制、必要な医療などが受けられる支援、二次被害防止のため専門家の養成・研修、心身の回復に効果的な支援などをつよめます。当事者・支援関係者とも手をつなぎ、あらゆる暴力をゆるさない社会をつくるため、私もみなさんと一緒にがんばります。



## 参議院議員 神本 美恵子

第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄の開催にあたり、心からの敬意と連帯の気持ちを申し上げます。今年、沖縄で開催されることにこめられた皆さんの思いをしっかりと感じ、政治の場での実現へとつなげてまいります。たくさんの国民の意志に反して、戦争へと続く安保関連法が議論され成





立していく中で、たくさん子どもたちや女性たちが暴力で命を落としていく、傷ついていくことに大変な危機感を抱いております。「命どう宝」という言葉の意味をもう一度、この沖縄で皆さんと一緒に考え、来年の全国シンポジウムまでにぜひとも、包括的な性暴力禁止法の制定を実現したいと思います。

政治を変えていくためには、女性の代表者が政治家の割合を増やしていくことが一番の早道であると、男女共同参画社会を実現した国々で多く実証されています。次は私たちの番です。沖縄の女性たちをとりまくさまざまな暴力をなくすことが実現できれば、日本は平和な社会に向かって歩みを早めることができると信じています。

民主党の男女共同参画本部長として、こうした社会の実現のためにしっかりと活動をしてまいります。シンポジウムのご盛会をお祈り申し上げ、メッセージとさせていただきます。

## 衆議院議員 高木 美智代

「第18回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄」の開催、誠におめでとうございます。

2014年9月29日、全国女性シェルターネットの代表の皆様とともに、法務大臣とお会いし、要望書を提出致しました。強姦罪の法定刑の見直しや非親告罪化などを強く訴え、大臣からは、「有識者による検討会を立ち上げるなど、性犯罪の厳罰化に向けた道筋をつけたい」との力強い決意が述べられました。そして、本年8月、検討会報告書が取りまとめられ、10月9日、法制審議会に諮問されたところです。

公明党は、法テラスでの法律相談の対象に、DVやストーカー被害者などを新たに加える総合法律支援法改正案の成立を推進しています。また、来年度概算要求においても、被害者支援の拠点となるワンストップ支援センターの整備や相談支援の拡充を盛り込むことができました。また、10月から配布が始まったマイナンバー通知カードについて、公明党の強い主張により、住民票のある住所地で受け取れない特別な事情のある方に特例申請を行う体制を整備し、DV等被害者では、2万人超の方が手続きされています。

女性が輝く、暴力のない社会の実現へ、全力で取り組んでまいります。



## 参議院議員 福島みずほ

「第18回全国シェルターシンポジウム 2015 in 沖縄」の開催、誠におめでとうございます。また、全国女性シェルターネットの皆さんが、現場で頑張っていることに、心から敬意を申し上げます。また辺野古の新基地建設反対、基地の問題と女性への暴力の情報の課題をしっかり結びつけ、暴力をなくそうと努力をしていらっしゃる沖縄の女性の皆さんに心から連帯のご挨拶をいたします。

私は、全国47都道府県に、とりわけ病院拠点型のワンストップで緊急を要する被害者に対応できる、女性の視点を持った性暴力救援センターを作りたいと考えています。こうしたセンター作りは、全国各地で進んでいて、ここ沖縄でも、沖縄県が、病院を拠点にした性暴力救援センターを作りをしています。内閣府は、去年1億円の予算をつけ、今年も概算要求で1億円の予算をつけています。これらの予算を増額すると同時に、厚生労働省も含めた様々な役所が、性暴力救援センターへの支援を促進するよう、行政交渉や委員会での質問をしております。そして、性暴力被害者支援法を超党派の議員立法で成立できるようがんばっている最中です。

平和と平等は、手を携えてやってくるという言葉がありますが、反対に、戦争と差別排外主義も手を携えてやってきます。戦争は、暴力の極致ですが、戦争をすることで、暴力が社会に蔓延していくと思います。戦争のできる国と新基地建設に反対し、男女平等、女性の暴力の根絶を力いっぱい皆さん達と行って参ります。



沖縄を始め、日本全国の、そして世界中の女性たちのシスターフッドに乾杯！私も国会の内外で力一杯頑張っていきます。一緒に、前進させていきましょう。

## 参議院議員 福山 哲郎

第18回全国シェルターシンポジウム2015in 沖縄の開催に際し、ご挨拶申し上げます。全国女性シェルターネットをはじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するとともに、日頃のご指導に改めて感謝申し上げます。

私の地元京都でも、今夏「京都SARA」が開設されました。24時間の相談支援体制の整備や関係機関との連携強化が今後の課題ですが、まだ約3分の2の県では性暴力被害者のワンストップ支援センターは設置されていません。性暴力被害に対する理解を進めるためにも、予算措置を含め、引き続き取り組んで参ります。

他方、民主党政権下で策定された「第3次男女共同参画基本計画」において、性犯罪対策の推進と性犯罪に関する罰則のあり方を検討するとしたことを踏まえ、政府内有識者会議での検討が続けられてきましたが、10月9日、法制審議会に性犯罪の厳罰化に関する刑法改正案が諮問されました。非親告罪化、法定刑の引き上げ、対象行為の拡大等の方向性は了としますが、この間の検討では当事者の声を十分に反映しているものとは言えず、被害者の心身のケアも含め、実態に即した検討・対応を求めて参ります。民主党では、性犯罪・性暴力被害者支援法案を策定中です。性暴力、DV、ストーカーなど、女性に対するあらゆる暴力を禁止する法律の制定に向け、党内外の連携を進めて参ります。

皆様の引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。



## 参議院議員 山本かなえ

「第18回全国シェルターシンポジウム2015 in 沖縄」の開催、誠におめでとうございます。また、土方共同代表はじめ全国シェルターネットの皆様におかれましては、女性に対する暴力根絶のために日々ご尽力賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、現在、公明党においては、性暴力被害者支援ワンストップセンターを各都道府県に少なくとも1カ所設置すべく、女性議員を中心に性暴力被害者支援を進めています。また、全国シェルターネットの皆様等からご要請頂いておりました強姦罪の見直しなど性犯罪に関する刑法改正、被害者救済策充実のためのストーカー規制法の更なる改正にも取り組んでいます。

DV・ストーカー、性暴力等女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。女性の活躍推進、男女共同参画社会を実現するためには、女性に対する暴力をなくしていく必要があります。全国約3000人の公明党の地方議員と連携しながら、女性に対する暴力をなくし、被害者の自立支援の充実に取り組んで参りますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。



基調講演 11月7日(土) 14:00～14:45 会場：ているる 1階 ホール

### 基調講演：

高里鈴代さん（強姦救援センター・沖縄（REICO）代表）

## 「性暴力禁止法の制定に向けて <sup>ぬち</sup>命<sup>たから</sup>どう宝～暴力のない世界へ～」

### プロフィール

高里鈴代 1940年生まれ。現在、「強姦救援センター・沖縄（REICO）代表」、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」共同代表、平和市民連絡会共同世話人、沖縄戦と日本軍「慰安婦」展実行委員会代表。軍事主義を許さない国際女性ネットワーク。過去の経歴として東京都女性相談センターで電話相談員（4年）。那覇市婦人相談員（7年）。1989年から4期年那覇市議会議員。1996年、エイボン功績賞、1997年土井たか子人権賞、2005年「1000人の女性をノーベル平和賞へノミネート」にノミネートされる。沖縄タイムス賞（社会活動）2011年、著書：「沖縄の女たちー基地・軍隊と女性の人権」1996年、明石書店。共著「ー沖縄ー社会を拓いた女たち」2014年、沖縄タイムス社。



### 「命（ぬち）どう宝（たから） ～暴力のない世界へ～」

1995年、第4回北京世界女性会議へ沖縄の女性71人は11のワークショップを携えて参加した。「軍隊・その構造的暴力と女性」のワークショップでは、軍隊の暴力の歴史を4場面の無言劇にして演じた。①1853年、米海軍ペリー提督率いる黒船が琉球に停泊中、水兵による女性レイプ事件。②1944年、沖縄戦下で朝鮮、台湾、そして沖縄の「辻遊郭」女性たちが日本軍「慰安婦」へ。③1955年、由美子ちゃん事件、④長期駐留下における性暴力。

しかし、北京会議から帰国した女性たちを待っていたのは、米兵による少女レイプ事件だった。女性たちが、まず「強姦救援センター・沖縄」（REICO）を立ち上げ、基地から起こる軍隊の暴力をなくすために、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」を結成することができたのは、北京会議全体に貫かれていた「女性の権利は人権」、「女性への暴力は人権侵害である」にエンパワーされたからだといえる。新たな活動には「北京行動綱領」の12項目中、特に・女性への暴力、・紛争、・人権、・少女の項目を重点課題と位置づけた。

そして女性たちは、軍隊を送り出しているアメリカを訪ね、沖縄の現状を女性、市民、学生、上下院議員へ訴えた行動は、米軍基地を抱えるアジアの国々とアメリカの女性たちによる「軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」が生み出した。このネットワークは、女性への暴力、環境破壊などの共通する女性の体験を学び合い、軍事主義、父権主義、植民地支配の歴史を問い直すと共に、「安保条約」「日米地位協定」の下で、ジェンダー暴力、人権侵害、環境破壊が慢性的に起こることに、ジェンダーの視点から“安全保障”が問われる。

2008年、基地外に居住する米兵による14歳の少女レイプ事件が起きた。米軍人の基地外居住の実態が



初めて公表され、沖縄はその率が群を抜いて高いことも明らかになったが、週刊誌の「危険な海兵隊と知りながらついて行った中学生」と大見出し記事は、被害者を中傷、非難するものだった。女性たちが開催した「危険な隣人は要らない！緊急集会」には、地域社会に起こっている米兵の暴力の報告が相次いだ、メディアや社会のセカンドレイプの中で、被害者は告訴を取り下げ、“親告罪”が被害者に沈黙を強いるものとなった。

2011年12月、現在の沖縄の重要な政治的課題である辺野古新基地建設に関連して、沖縄県に提出すべき「環境影響報告書」の、具体的な期日について記者から聞かれた沖縄防衛局長が、「犯す前に、犯しますよ、といえますか」と答えた。酒宴席の「オフレコ」発言とはいえ女性的心思と自己決定権を奪い支配する性暴力を肯定する社会意識の根深さを表しており、女性たちは、看過できないと抗議集会を開いた。

2012年10月、米本国基地所属の海軍兵士2人を加害者とする集団レイプ事件は、たった2日間滞在中の犯行には、被害者が声を上げて離陸直前に逮捕された。2004年10月に新設された「集団強姦罪」が適用された裁判で、9年と10年の判決出されましたが、この事件に対して、女性たちが掲げた抗議のバーナーは、「ノーレイプ！、ノーオスプレイ！、ノー米軍基地！」。起こり続ける性暴力の根源である駐留の撤退に求めるのは、当然のことではないだろうか。

現在、全米軍内の性暴力について女性兵士からの告発が顕在化しており、トラウマに苦しむ被害者たちが証言するドキュメンタリー『見えない戦争』(INVISIBLE WAR)の発表は、2013年には連邦上院の軍事委員会で、『軍内性的トラウマ』に関する公聴会につながった。米国防総省は、ジェンダー暴力防止策「性暴力ゼロ作戦」に取り組んでいるが、その実態は、「①女性兵士の33.5%が米軍内でレイプされ、63.8%が性的いやがらせを受けた、②被害申告が出ているのは17%にすぎず、その申請の32%しか認められていない。③2012年は2万6000件の被害が報告された。④しかし、被害者の大半が職歴に傷がつくことや報復を恐れて被害を報告していない。」だという。ただここには、駐留地女性の被害は含まれない。

国連は、女性20万人に1ヶ所のレイプ・クライシス・センターの設置を勧告している。日本におけるワンストップ支援センターの設置も各地で実現しつつある。その一方で、今年8月、国連の潘事務総長の発表は何を意味するのか。「国連の部隊によって何年にもわたって性的搾取と虐待が行われたという報告が相次いでいることに、筆舌に尽くしがたい苦悩と怒り、恥辱を覚える」と述べて、アフリカ地域の国連平和維持軍司令官を、少女への性的暴力を起こした兵士の責任を取って更迭したと発表した。暴力のない社会の最低条件は、戦争への道を選ばないことであり、安保法制成立はその逆であることを危惧される。

戦後70年の節目の年に、全国シェルターシンポジウムが沖縄で開催されたことを大事に思う。平時の時も、戦争・紛争下においても、また、軍隊長期駐留下においても、すなわちどのような社会状況であっても、暴力は人権侵害であるとして許さない社会を築いて行こう。

## 沖縄の女性たちから北京女性会議への平和アピール 1995年

### 命ど宝

これ以上の破壊は許さない  
核実験、軍事力、すべての暴力！  
さあ、女たちよ  
新しい平和な世界を生み出そう！





シンポジウム 11月7日(土) 15:00～17:00 会場: ているる1階 ホール

## シンポジウム:「基地・軍隊と女性への暴力」

シンポジスト: 若尾典子 (佛教大学 教授)、竹下小夜子 (精神科医)、高里鈴代

コーディネーター: 戒能民江 (お茶の水女子大学 名誉教授)

戒能民江 (お茶の水女子大学 名誉教授)

専門はジェンダー法学・女性に対する暴力研究。1992年、日本初のDV全国実態調査を実施。内閣府、厚生労働省、自治体においてDV・性暴力・セクシュアル・ハラスメント・婦人保護事業等の政策形成・評価等にかかわる。横浜市男女共同参画推進協会評議員、葛飾区男女平等審議会会長など。性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表、女性と人権全国ネットワーク共同代表、社会的包摂サポートセンター理事。近著に戒能編著(2013)『危機をのりこえる女たちーDV法10年、支援の新地平へ』信山社、ジェンダー法学会・戒能他編著(2012)『講座ジェンダーと法第3巻暴力からの解放』日本加除出版など。



本シンポジウムでは、高里鈴代さんの基調講演を受けて、「基地・軍隊と女性への暴力」について議論する。先の国会では、市民の声を無視して、安保法が成立した。現在、集団的自衛権の行使に向けて、着々と準備が進められている。いま、日本社会の「平和と人権」は戦後最大の危機を迎えようとしている。新たな戦争体制によって、沖縄の位置はよりシビアなものになるに違いない。辺野古への新基地建設をめぐる沖縄のたたかいは強固な意思の下、粘り強く続いていくだろう。この9月、沖縄県の翁長知事は国連人権理事会において演説し、「沖縄の人びとは自己決定権や人権をないがしろにされている」と世界に向けて訴えた。日本の国土の0.6%の面積を占める沖縄には、在日米軍専用施設の73.8%が集中している。「基地・軍隊を許さない女たちの会」共同代表でもある高里さんは、1994年に開かれた「女性の人権アジア法廷」において、第二次世界大戦後から現在いたるまで、基地の中に沖縄があるという状況が存続し、沖縄の女性たちは売買春(基地買春)や性暴力の被害を受け続けてきたこと、基地がある限り、沖縄の女性たちに暴力が向けられることを証言した。その翌年の1995年9月4日に3人の米兵による少女強姦事件が起きた。日本からも5千人以上の女性たちが参加し、女性に対する暴力が主要なテーマの一つであった「第4回北京世界女性会議」のさなかであった。沖縄の女性たちは、NGOフォーラムでワークショップ「沖縄における軍隊・その構造的暴力と女性」を開催し、この事件の意味とそれを生み出す構造を明らかにするとともに、力強い行動提起を行った。沖縄の島に居座る米軍基地や沖縄の軍事的位置を描いた地図を縫いこんだ大きな布の下で繰り広げられたワークショップの光景は、多くの女性たちの胸に刻まれた。おりしも、本年8月に、法務省「性犯罪の罰則等に関する検討会」報告書が公表され、近く、法務大臣から法制審議会に刑法一部改正が諮問される見込みである(9月末現在)。1907年(明治40年)以来の、性差別的・家父長制的強姦・強制わいせつ規定の改正が行われることは、画期的である。しかし、強姦罪の構成要件の緩和や夫の強姦が犯罪であることの明記などは改正課題に盛り込まれず、性暴力被害者の声や被害実態を十分反映した法改正とは言い難い。さらに、急性期から生活再建までの総合的な被害者支援のしくみを制度化する性暴力被害者支援法の制定は急務である。また、性犯罪という狭い枠づけではなく、被害当事者の経験に即した性暴力概念に基づく、包括的な性暴力禁止法の制定をめざして、さらに歩を進めなければならない。沖縄の女性たちは「戦時下をずっと生き続けてきた」。本シンポでは、いま私たちがもっとも必要とする「軍隊・基地と人権・平和」という視点から女性に対する暴力について議論し、広く発信していく機会としたい。



シンポジウム 11月7日(土) 15:00～17:00

## 基地と性暴力をめぐる沖縄の現状——歴史的・構造的に考えるということ

シンポジスト：若尾典子（佛教大学 社会福祉学部教授）

岐阜県生まれ。1972年から89年まで那覇市で暮らす。その後、名古屋での生活を経て、1997年広島女子大学（現在の県立広島大学）に赴任し、日本国憲法などを担当。2008年から京都の佛教大学社会福祉学部で人権論・ジェンダー論を担当。著書に『みづかな女性学』沖縄タイムス、1986年。『わがままの哲学』学陽書房、1992年。『女性の人権と身体』学陽書房、2005年。共著に『フェミニズム法学』明石書店、2004年、など。



安保関連法が「可決」された。自衛隊の海外での活動が、武力行使にも拡大された。この安保法は、日本の国会・国民に提案される前に、米軍とアメリカの議会に、その成立が「約束」されていた。明白に、アメリカのための「戦争」法である。それゆえ、多数決でゴリ押しする、という憲法破壊の暴挙が必要になった。この事実が、有事に備える軍事力が、平時の憲法を機能不全にする恐怖を示した。と同時に、平時だからこそ、軍事力の横暴を許さない行動ができる、という希望が見えてきた。

この希望を沖縄に学ぶことが、「基地と性暴力をめぐる沖縄の現状」というテーマの設定理由であろう。DVという私的な暴力に直面しているものにとり、平時の軍事力も「暴力」の特質をもつ。平時の軍事力は「相手」を想定して有事に備える。軍事力によって支配すべき相手、軍事力によってしか支配できない相手が存在するのだ、と。そこには、相手を支配できないかもしれない恐怖があり、それほどに相手を支配しなければならないという強迫観念がある。DVがそうであるように。

とはいえ、沖縄に暮らしていない私に、沖縄の地で、沖縄の現状を語ることはできないし、許されることでもない。ただ、私は、沖縄にたいし「応答」を迫られる、もう一方の側にたつ当事者ではある。

「私の庭にはこないで」この「私」の声は、沖縄に米軍基地を集中させている。とすれば、「私」は、沖縄から問われている。沖縄を軍事暴力の下におくことにより確保される「私の庭」（ヤマト）の「平和」とは、いかなるものなのか、と。ここに、私の立ち位置がある。副題に「歴史的・構造的に考えるということ」をつけた理由である。

1945年、沖縄戦とそれに続く米軍の戦時直接占領が始まった。ポツダム宣言にもとづく連合国軍の間接占領とは異なる出発だった。この沖縄の状況は1952年、連合国軍の占領を解除するサンフランシスコ講和条約によって継続された。ただしサ条約3条は、沖縄にたいする「日本の潜在主権」を明記した。沖縄の米軍事支配は、日本政府の「お墨付き」を得た日米「合意」事項となった。

そして1972年、沖縄は日本に復帰した。復帰にあたり、平良良松那覇市長（当時）は憲法手帳に書いた。「憲法の初原の命を、本土にさしむけるのである」復帰により問われたのは、沖縄を日本国憲法の適用から排除し、米軍事支配を支えてきた日本政府である。アメリカの軍事力に依存することでしか「私の庭」の「平安」は確保できない、と思い込む「私」の姿が浮かび上がる。この歴史をふまえ「基地と性暴力」をめぐる沖縄の問題を考えてみたい。





シンポジウム 11月7日(土) 15:00～17:00

## 臨床現場からみえる性暴力被害

## シンポジスト：竹下 小夜子（精神科医師）

沖縄県出身。昭和53年北海道大医学部卒。1998年全国初の女性のための精神科診療所を開設。同院長。琉球大医学部非常勤講師。暴力被害後遺症に苦しむ女性たちへの診療の傍ら、全国の公的支援相談機関や民間団体の支援スタッフ育成に取り組む。〈著作〉『性to生～ジェンダーのはざまから』沖縄タイムス社刊、『オキナワ～女たちは今』ゆいまーるセミナー編 ドメス出版、『女性に対する暴力の背景』沖縄ジェンダー学（2）大月書店、『Working with Woman～性暴力被害者のためのガイドブック』フェミックス社刊、『ドメスティック・バイオレンス～サバイバーのためのハンドブック』原田恵理子編 明石書店



性暴力は被害にあった人々に、長期にわたる苛酷な影響を及ぼすことが多い。受診した被害者への簡易チェックシートでも、程度の差はあれ、ほぼ全員が「自分がいけないほうが他の人はラクと思う」「いっそ消えてしまいたい」と回答し、希死念慮（自殺願望）を有する。その方たちに生き延びてもらうことが診療ではきわめて重要だが、ご本人が自らの人生を生き抜いてくださることはまた、社会的にもきわめて重要な意味を持つ。

臨床現場から見た性暴力をめぐる最近の特徴として感じるものを以下に挙げる。

- 社会正義を求め加害者への処罰を求める被害者に、司法分野での「バックラッシュ」ともいうべき事態が生じていること、
- 男性被害者の増加。男性被害者の場合、ジェンダーの刷り込みの影響で女性以上に深刻な後遺症に長期にわたって苦しんでいるケースが多い。
- 教育現場での「いじめ」の一形態として「性的凌辱」が選ばれることが稀ではない。
- SNSを利用した若年者への性虐待が臨床現場で増えているが、全体的な実態把握が困難で、社会的に有効な対策が見出せていない
- 社会的に未だに容認されている性産業の問題。DVや虐待などから逃れた若年女性たちが、心身の疲弊や貧困等の事情により、性的取奪のターゲットとして脆弱な立場に置かれやすい状況がある。
- 医療無保険状態の若年者の増加。医療の中断や、無保険を理由に医療機関への受診を選択しない若年者も少なくないと推測。
- 社会的支援システムについて、沖縄県でも性暴力被害者へのワンストップセンターが設立されたが、被害者らの声がほとんど反映されぬまま、予算執行期限内に「ワンストップ」とは程遠い従来型組織が新たに設置された。設立の経緯から、国および県の縦割り行政の弊害も見えてとれる。以上のように、臨床現場だけでも多くの問題がある。列举した幾つかは、現在の法制度では対応できず、「新たな性暴力禁止法を作ろう」の呼びかけは、より切実さを増している。

性暴力を許さない社会の実現とは、「個人が今いるその場所で、安全に安心して暮らす権利」の保障であり、「個人の安全安心な暮らしの保障」の延長線上には、国家暴力や戦争の問題がある。個人のレベルから国家のレベルまで、個人が安全・安心に暮らす権利を保障する社会を築き上げていくことが切実に求められている。



## 11月7日(土)

基調講演：「性暴力禁止法の制定に向けて  
命<sup>ぬち</sup>どう宝<sup>たから</sup> ～暴力のない世界へ～」

講師：高里鈴代さん（強姦救援センター・沖縄（REICO）代表）

シンポジウム：「基地・軍隊と女性への暴力」

シンポジスト：竹下小夜子（精神科医）、若尾典子（佛教大学教授）、高里鈴代

コーディネイター：戒能民江（お茶の水女子大学 名誉教授）

## 11月8日(日)

### 分科会 A 午前の部 9:30 ～ 12:00

- A-1 DV 被害と支援員の危険度アセスメント
- A-2 DV 被害者が働き続けるために～シェルタースタッフができること～
- A-3 実践を持ち寄り、より良い支援を考えるワークショップ  
～たとえば、北海道とかちの場合～
- A-4 売春防止法と女性支援
- A-5 DV と子ども－シングルマザー枠組みからの実践
- A-6 性暴力被害者のための総合的支援システム構築に向けて  
～真の同意を問う～

### 分科会 B 午後の部 13:00 ～ 15:00

- B-1 LGBT への暴力と社会的支援－これまでとこれから  
婦人相談所相談支援指針における、セクシュアルマイノリティへの主訴別対応を巡って
- B-2 議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて
- B-3 人身売買とシェルター ー新たな課題の渦中でー
- B-4 沖縄の児童買春の問題について
- B-5 米国研修に学ぶ、当事者を中心とした支援の有り方



**A-1 会場：2階会議室1・2・3****DV被害と支援員の危険度アセスメント**

担当団体：NPO法人ヒューマンサービスセンター

協力団体：NPO法人FTCアドボカシーセンター、NPO法人女性ネット Saya-Saya、NPO法人コミュニティネットワーク・ウェブ、NPO法人男女平等参画みなど、AWS、(一社) WERC (ウェルク)、多摩でDVを考える会、シェルターポプリ、シェルターたいむ、ウェラワリー

司 会：深澤 純子

発題者：田村 伴子・佐々木真紀

東京都内支援団体は23年度から連携して同行支援を実施してきたが、そこでの共通した認識は昨今のDV被害の多様化、複雑化、凶悪化だ。ストーカー行為による脅威なども日常的に大きくなってきている。警察や行政、弁護士事務所なども手一杯の状態、民間支援団体においても加害者による加害の危険性が高いケースの支援をおこなっている。このような状況において、支援団体は、被害者のみならず、支援者についても安全を図り、組織として活動を拡大継続するためにも、それぞれの支援員を護っていくことが重要な課題となっている。そうした事を背景に、私たちは、加害者の追跡や執拗なつきまとい行動、直接間接の加害行為などが起こるかどうかなどといった具体的な危険性を客観的に判断することを目的として危険度査定勉強会をたちあげ開催してきている。メンバーは、支援団体の支援員のほか、行政の相談員や弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、子ども支援団体などとなっている。

支援者はこれまで、緊急度や危険度を支援活動からえた各自の経験において実施してきたといえるが、さらにそれを可視化、明文化することから始めようと、26年度から危機査定コンサルタント(毛利元貞氏)らを招いて、危機査定のための実践スキルを学んできている。今年度はそれに加え、RRP研究会が日本人向けアレンジと翻訳を手掛けているカナダの危機査定ツールについて学んだ。さらに、精神科医の森田展彰先生(筑波大)によるDV被害母子の現状と回復を学ぶ講座を開催し、9月のシルバーウィークの3日間をかけて面接による危機査定実践スキルを座学ではなく、ロールプレイで学んだ。実践スキルでは、被害者からの聞き取りによる危険度アセスメントに加え、より安全にするためにどうすればよいか、リスクマネジメントを学ぶ。これらの査定スキルの基本は、すべて被害者と支援員との確固とした信頼関係が構築できるかどうかのカギとなる。その上で過去現在未来の脅威について査定する項目をヒアリングし、査定員が危険度を判断していく。人権尊重を基礎に、この実践スキルを軸として、さらに、加害者アセスメントツールについても学びを深め、より客観的に公正な判断を得ることが目的である。信頼をえるために必須の傾聴トレーニング、危険度チェック項目やいざという時のために知るべき警察制度や警察の判断や動きについてなどが、自ら危険度を査定できる支援者の養成プログラムの内容と考えられる。

危険度を査定することによって考えられる最終的な目標は、裁判に使える危険度に関する意見書を提出することである。たとえば、脅威査定委員会(仮)が「確かに危険度が高いといえる」という書面を発行し、社会的に通用することなどが考えられる。法場で公式書類として発効するものをつくっていくには、精神科医や弁護士会、法テラス、各行政機関などともつながりを得てパワーアップを図る必要がある。こうした危険度を査定した意見書をもって、裁判所に対して危険性を訴えることで、例えば加害者と接触があり、かつ子どもが嫌がっている面会交流はしない、という方向に議論が向くことも実現するのではないかと期待している。今後の支援のあり方を考える上でも、危機査定の考え方と具体的スキル、マネジメントについて、私たちの経験を基に問題提起をしてみたいと思う。



## A-2 会場：自治研修所 302・303

### DV被害当事者が働き続けるために ～シェルタースタッフができること～

担当団体：NPO法人女のスペース・おん

協力団体：パープルユニオン

司 会：大野朋子

発題者：山崎菊乃、小山洋子、佐藤香

昨年の分科会に引き続き、DV被害者がシェルターに避難しても退職に追い込まれることなく安全に働き続けるために、シェルタースタッフが労働問題の視点に立った支援をどのように行っていくのか、私たちに何ができるのか、議論を深めていきたいと思います。また、日本で初めてセクハラ労災の行政訴訟を提起し、シェルター活動を通じながらの5年余にわたる闘いの結果、画期的な勝利判決を勝ち取った原告の報告をとおして、労災の運用のあり方について被害者救済の視点から考えます。

シェルター入所の際、私たちシェルタースタッフは危険回避のため、当事者に対し「仕事は続けられない」と伝えてしまいます。このため、仕事を辞めたくない当事者はシェルター利用をあきらめ、独力で加害者から避難したり、あるいは避難をあきらめるということもあるのが現状です。その一方で加害者は仕事を辞めることもなく、これまでと変わらない生活を送っています。暴力被害を受けた当事者ばかりが多大な不利益を受けなければならないのは、被害者保護の視点からも本末転倒です。

本分科会では当事者の労働権を守りつつ、加害者から避難するためにはどのような方法がとれるのか議論します。労働権を守るための大きな力として労働組合があります。シェルター活動と労働組合とが連携して問題解決を図った事例などを紹介します。また昨年シェルターネットでご協力いただいたアンケート回答での事例を取り上げ、具体的な対応策を模索します。

また、シェルター退所後多くのひとり親家庭の女性が職場でセクシュアルハラスメントの被害にあっています。一人で子どもを育てなければならない女性は簡単に仕事を辞めることができません。そのためにセクシュアルハラスメントを我慢してしまい、精神的に病んでしまうケースもあります。

分科会後半は、2年半にわたりセクシュアルハラスメント被害を受け、うつ状態となり退職を余儀なくされた当事者である現在パープルユニオン執行委員長の佐藤香さんのお話を伺います。彼女はセクハラによる精神障害は労働災害であると主張し、労災申請から行政訴訟に至り、8年間にわたって闘い続けました。彼女の戦いが厚生労働省を動かし、新たなセクハラ認定基準ができました。セクハラで泣き寝入りしない。その道筋をどのように切り開いていったのか、職場でセクハラにあったらどのように対処したらよいのかをお話ししていただきます。

## A-3 会場：3階和室でいご・ゆうな

### 実践を持ち寄り、より良い支援を考えるワークショップ ～たとえば、北海道とかちの場合～

担当団体：駆け込みシェルターとかち

司 会：棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち 代表）

発題者：棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち 代表）

鳴海 恵（駆け込みシェルターとかち 事務局）



## 第一部 ～北海道十勝の民・官協働の支援について

「そもそも、具体的にどうしたら関係機関の連携が図れるようになるのでしょうか」

「相談がきたら、何をどうするの？どこへどのようにつなげれば良いのかわからない」

「相談票書式は統一されているのですか。他機関につなぐとき、どんな情報が必要ですか？」

「今さら聞けない。でも本当のところ困っている」

・・・そんな方が実は少なくないのではないのでしょうか。

まさに11年前の『駆け込みシェルターとまち』がそうでした。専従職員を配置したものの、生活保護での自立の際の初期費用はどこに申請するのか、年金の取り扱い、社会保険の脱退の仕方など、新人の専従職員にとっては知らない、わからないことばかり。書類の不備で関係機関窓口にも何度も足を運ぶことも。やみくもに動いて関係機関に相談してお願いして、なんとか自立のお手伝い完了。これを繰り返すうちに、配偶者暴力相談支援センターの担当者と、当事者にとっての良質な支援や関係機関の連携についてともに考えるようになりました。

情報が集中する仕組みを作ること、専門的支援はプロに任せること、当事者の住居がある市町村が責任をもって支援すること。これらが当事者の方にとってスピーディで良質な支援の提供となり、さらにはシェルタースタッフの仕事量が軽減されることにつながりました。

『駆け込みシェルターとまち』がある北海道十勝の民・官協働の支援について、具体的にご紹介いたします。

## 第二部 ～ワールドカフェ

ぜひ紹介したい、と思う自慢の取り組みや、困っている課題を持ち寄り、課題解決の選択肢を共有します。知恵を出し合い、語り合いましょう。

良質な支援のための『今日から役立つ実践例』をお土産に、明日からの活動の糧となるワークショップになればと思います。

### A-4 会場：自治研修所 301

## 売春防止法と女性支援

担当団体：認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ

司 会：中村明美（ウイメンズハウスとちぎ理事長）

発 題 者：大津恵子（社団法人 ウェルク代表理事）

竹下小夜子（さよメンタルクリニック院長）

細金和子（慈愛寮 寮長）

松本周子（全国婦人相談員連絡協議会会長）

協力団体：全国婦人保護施設等連絡協議会

全国婦人相談員連絡協議会

売春防止法が昭和31年に制定され、それを根拠法として昭和33年には全国に婦人相談所が設置された。今、その内容が今日的でないとしても、当時は女性運動の先達たちが闘って手にした女性の人権運動の輝かしい成果だった。貧困から性を売らなくてはならない事情に陥った女性の保護と自立の支援にはなくてはならない施設でもあり、性売に関わらない女性たちも売防法の拡大解釈で、さまざまな問題を抱えた女性をも保護をしてきた経緯がある。公設の婦人保護施設を併設しているところもあり、自立困難な女性た



ちが長期保護によって、通院や就業支援などを受けられる社会福祉的施設としての機能もあった。DV法ができる前から、配偶者の暴力で家を出た女性の保護も、性被害の未然防止として行われ、曲りなりにも、その自立の支援をしてきたのである。ところが平成13年にDV法ができ、婦人相談所が配偶者暴力支援センターを併設すると、かつて婦人相談所の一時保護から婦人保護施設での中長期の支援が受けられた性買など、DV以外の被害女性たちが利用できなくなる傾向になった。緊急性がなければ入り口の婦人相談所に入れず、婦人保護施設にもたどり着けない現状がある。

では、かつて、婦人保護施設が支援の対象としてきた虐待のトラウマを抱えた自立困難な若い女性、性的搾取を受けている被害者、精神的な問題を抱えている女性、望まない妊娠をした女性などはどこで支援を受けられるのだろうか。そのような女性たちから民間シェルターも支援を求められる。民間シェルターでは支援の必要性を強く感じながらも、シェルターという機能では十分なサポートの手が届かない。

このような女性たちがどうしたら地域の中で安全に暮らしていけるのか。どのように支援をしたらよいのか。どのような法律があれば女性たちを被害から守ることができるのか。

そして、売春防止法制定から60年経とうとする今、性買を当然のこととしてきたこの社会のありようを、私たち女性が自分たちの性がどのように扱われているのかという当事者性を持って考える時が来たのではないか。長い間、被害女性たちの支援を重ねてきた発言者たちと新たな活路を見出したい。

## A-5 会場：3 階研修室 1

### DVと子ども——シングルマザー枠組みからの実践

担当団体：嬉野市男女共同参画をすすめる市民の会

協力団体：NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーむ・福岡

司 会：波田あい子

発題者：波田あい子／大戸はるみ

発題者・波田は第15回はなん・近畿大会（2012年）において「女性と子どもへの並行支援」と題し、DV被害を受けた女性と子どものための同時並行心理教育プログラムについての実践報告を行った。H23年から始めたこの母子同時並行の回復プログラムは今年で5年目を迎えた。過去4年間は“DV被害女性と子どものため”を表題に募集をし、プログラムの効果を感じながら進めてきた。しかし、4年目H26年には対象女性が減少しグループとしての維持が難しくなってきた。その理由を各種のデータや社会情勢の変化を勘案し確信したのは、“DV被害女性”というラベルはだれも貼られたくはないという極めて当然の理由であった。そのことに気づき今年H27年は、シングルマザーとその子どものためと銘打ってPRを行ったところ8組の母子が周辺各地から集まった。この8名の母親は全員30代で精神的DV被害を受けていたことがグループの回を重ねるごとに明らかとなった。ドメスティック・バイオレンスの認識が深まりより早期に離婚・別居を選択した女性と子どもたちへの時宜を得た支援が求められている。（波田）

「しんぐるまざあず・ふぉーむ・福岡」の活動で特に重視し、継続しているのが「おしゃべり会」である。当事者同士だから聞いて、理解してもらえるところが大きい。

しかし、離婚原因について深くは話さない。自分と子どもとの生活を確立し、維持することが最大の課題であり、順調に進むことを誰もが望んでいる。そのためDVについて進んで語ることはないが、おしゃべり会で1人が今でも元夫の存在におびえるという話になると、口々に語り出すことがある。

それにつれて明らかになることとして次のようなことが話題になる。





- ① 子どもをどう育てるか迷う。子どもが暴れると元夫のDVを思い出す。
- ② 子ども(男児)のしぐさや癖が元夫に似てくることへの嫌悪感。可愛いと思えない。
- ③ 普段は落ち着いていても似た人を見かけるとフラッシュバックがあり、眠れない。どこに住んでいるか知っておき、絶対会わないようにしたい。
- ④ DV夫が面会交流を求めている、子どもがそれを嫌がっている。又は会いたがっている。

上記のことは潜在化しており、積極的に何かの支援を必要としているようには一見みえないが、生活の質の問題として影を落としている。

発表者・大戸が指定管理者として管理・運営にあたっている「福岡市立ひとり親家庭支援センター」は離婚前、離婚後の生活相談に応じているが、離婚原因として夫のDV、特にモラルハラスメントが増えている実態がある。(大戸)

## A-6 会場：1階 ホール

### 性暴力被害者のための総合的支援システム構築に向けて ～真の同意を問う～

担当団体：ウィメンズセンター大阪

NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性と身体を考えるネットワーク会議

問題提起者：加藤治子(産婦人科医師)(SACHICO 代表)

雪田樹理(弁護士)(SACHICO 理事)

原田 薫(ウィメンズセンター大阪代表)(SACHICO 運営委員)

司 会：高見陽子(性と身体を考えるネットワーク会議)(SACHICO 事務局長)

性暴力被害に対する総合的支援を目指し病院拠点型のワンストップセンターとして、2010年4月に「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」を開設し、5年が過ぎました。この5年間に24時間ホットラインに寄せられた相談は23,039件、来所(初診)人数は983人にのぼり、その62%が未成年です。

加害者の多くは、被害者にとって知り合いであり、刑事事件にしようとしても、「同意だった」という言い逃れに遭い被害者の思いは司法の場で認められにくいのが現状です。DVやデートDVの中での性暴力は、さらにその被害が見えにくく、「同意」以外の何ものでもないという扱いを受け続けることもあります。

現行法では13歳が同意可能年齢とされています。被害時年齢が13歳以上の場合は「明らかな」暴行・脅迫が伴っていることが必要で、被害を届けても「防犯カメラで見ると抵抗していないし、嫌がっている様子もなく、事件性はない」「どの程度抵抗したのか」などと警察や検察に返されることも少なくありません。また13歳未満についても、加害者が13歳以上にみえた(誤認した)といえは不起訴という例もありました。国連は、「性暴力とは、身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」として、女性20万人に一か所の割合で性暴力救援センターが必要であると勧告を出しています。

今この日本社会のなかで何が起こっていて、何が問題で、何が必要なのか。

この分科会では、当事者である女性の視点で「性」というものを今一度とらえ直し、「性の自己決定」とは何なのか、「真の同意」とは何なのかを考えたいと思います。



**B－1 会場：3 階研修室 1**

## **LGBTQ への暴力と社会的支援 — これまでとこれから**

～婦人相談所相談支援指針における、セクシュアルマイノリティへの主訴別対応を巡って

担当団体：NPO法人共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク

司 会：原ミナ汰（共生ネット）

発 題 者：札幌エルポート、高知ヘルプデスク、共生ネット、他セクシュアルマイノリティ相談支援員有志（九州、沖縄、関西からの参加者とも交渉中）

今年4月に策定された厚労省の婦人相談所ガイドライン及び婦人相談員相談・支援指針に、性的マイノリティの相談対応が明記されました。これまで「よくわからない人からの難しい相談」と敬遠されがちだったLGBTIからの相談に「今後はともに取り組もう」という画期的なものです。性自認や性的指向は誰にでもある属性ですが、たまたま社会の多数派に属している人びとは意識しないですんでいるだけです。この指針の意義は何か、現場で活かすには何が必要かを出し合います。各地で始まっている支援の動きを共有したいと思います。

はじめに～発題者の紹介（5分）

### **1. 婦人相談所相談支援指針「主訴別対応（13）セクシュアル・マイノリティ」の概要紹介（15分）**

#### **（1）相談・支援のポイント**

①LGBTIとは ②LGBTIについての法制度の現状

#### **（2）相談・支援内容**

①DV被害：親密な関係にある同性からの暴力被害もDV。

②トランスジェンダー（性別違和）

③性暴力被害：異性間だけで起きるわけではない。

#### **（3）活用できる施策・制度、連携機関・団体**

#### **（4）相談・支援における留意点**

①LGBTIの方からの相談の特徴

②LGBTI相談の留意点

### **2. 発表：LGBTシェルター運営者、保護経験者から（30分）**

・典型事例の検討

### **3. 課題整理：参加者全員によるグループディスカッションと発表（30分/30分）**

・「婦人保護」における「女性」の定義について

・戸籍～法的書類から生ずるバリアと格差について

・マイノリティ・ストレスについて～利用者間トラブルの軽減と調整

・使い勝手がよいシェルターとは？～家族からの虐待



**B-2 会場：自治研修所301**

**議員フォーラム 性暴力禁止法の制定に向けて**

担当団体：NPO法人全国女性シェルターネット 全国事務局

協力団体：性暴力禁止法をつくろう ネットワーク

司 会：遠藤智子（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長）

発題者：衆参国会議員および地方議員の皆様

昨年10月から検討が続けられてきた「性犯罪の罰則に関する検討会」のとりまとめ報告書が公表され、10月9日、新法務大臣は、強姦罪の法定刑の引き上げや非親告罪化を骨子とした刑法の改正案を法制審議会に諮問しました。びくとも動かなかった「刑法」の厚い壁が、ようやく動き出そうとしています。性暴力の根絶を願う女性たちの声をどこまで届けられるか、法制審議会に対しても働きかけを強めなければなりません。

また、性暴力被害者のためのワンストップセンターモデル事業が拡充されつつあり、課題は抱えながらも、性暴力被害からの回復支援システムの公的整備がようやく端緒につきました。

さらに、性暴力被害者の回復支援に焦点をあてた支援法の制定に向けて、具体的な動きが始まりました。また、女性の健康支援法の動向にも注目していくことが必要です。

衆参国会議員の方々からは、各党の基本姿勢と準備状況をご報告いただき、支援現場が必要としている法整備と施策の実現に向けた議論をつくっていききたいと思います。包括的な性暴力禁止法制の実現に向けて、沖縄シンポジウムでの議員フォーラムは、これまでにない、具体的な議論が交換されることでしょう。

**B-3 会場：自治研修所302・303**

**人身売買とシェルター ―新たな課題の渦中で―**

担当団体：女性エンパワーメントセンター福岡

協力団体：移住連・女性プロジェクト

司 会：松崎百合子（女性エンパワーメントセンター福岡）

発題者：ビスカルド篤子さん（カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピス）

柿原理香子（NPO法人アジア女性センター）

李善姫（東北大学東北アジア研究センター）

今、移住女性の支援は、新たな課題を迎えている。現政権は、日本人女性の社会参画を促すという名目に、家事・介護分野への移住労働者の受入れを正式に決めている。問題は、移住者への適切な権利と支援対策がないまま、外国人女性を受け入れ、そこから派生されると思われる様々な問題については、対処策も講じないまま、被害を大きくする可能性が大きいということであろう。現に、その先取りとして、現制度下で在留資格が取得可能なJFC（ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン＝日比国際子）とその母の人身売買問題が中部・関西地方で多数表面化している。この問題は、2009年の改正国籍法の施行によって、



国際カップルの子どもは、出生後に日本人の認知をうけ、20才までに手続きをすれば、両親が結婚しなくても日本国籍を取得できるようになったことにより、日本行きを希望するJFC母子が多くなったことを悪用するブローカーによるものである。今年は、特に60人を超えるJFC母子がブローカーによって、短期滞在資格で送り込まれ、バーで搾取される「岐阜事件」や介護施設で奴隷契約を結ばれ働かされていた事件など、JFC母子の問題がより表面化した年となった。

本分科会では、その支援にシェルター提供を含めて関わった経験、長いDV被害者支援における官民の連携の経験、そして近年「在留外国人米軍基地問題を抱える沖縄の移住女性問題など共有し、自立支援も含む課題を整理し、支援の連携を深めていきたい。

第1発題は、カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピスのビスカルド篤子から先述の「岐阜事件」で保護されたJFC母子の支援活動について話を聞く。当カトリック大阪シナピスは1992年より相談解決型NGOとして主に関西方面で難民移住者の社会生活を支援する活動をしており、必要に応じて一時宿泊施設を提供する。2014年末から15年夏ごろまでは、人身取り引き被害に遭ったJFCを多数受け入れるようになった。その経緯と課題について報告していただく。

第2発題者の柿原理香子からは、実施に暴力被害にあった女性支援に携わっている立場から、人身売買被害者支援とDV被害者支援との相違や、官民含めて関係機関との連携について、AWC（アジア女性センター）の経験からお話をいただく。

第3発題者の李善姫は、移住女性の支援対策において、先駆的な取り組みを行っている韓国における移住女性のためのシェルター運営の現状について報告する。韓国の事例を通じて、移住女性のためのシェルター運営、及び自立のための支援対策の必要性を問う。

## B-4 会場：1階 ホール

### 沖縄の児童買春の問題について

担当団体：強姦救援センター・沖縄

司 会：高里鈴代 強姦救援センター・沖縄代表

＊（事情により、テーマが予告プログラムからは少し変更されています。ご理解下さい。）

発題者：○山内優子「沖縄子どもの貧困解消ネットワーク」共同代表

「沖縄の児童買春と貧困問題の相互関係について全国と異なる沖縄のこれまでのあゆみについて」

沖縄の女性の貧困、こどもの貧困はあの沖縄戦、その後の米支配、復帰後も変わらぬ米軍優先の社会といった構造抜きに語れない

○上間陽子 琉球大学教育学部准教授

「沖縄の児童買春の現状について」

沖縄の風俗業界について



**B-5 会場：2階会議室1・2・3****米国研修に学ぶ、当事者を中心とした支援のあり方**

担当団体：NPO 法人レジリエンス

協力団体：NPO 法人博多ウィメンズカウンセリング

司 会：榎本京子（NPO 法人博多ウィメンズカウンセリング）

発 題 者：中島幸子（NPO 法人レジリエンス）

西山さつき（NPO 法人レジリエンス）

NPO 法人レジリエンスでは、2004 年から米国にて DV 性暴力被害者の支援のあり方を学ぶことを行ってきた。米国では、被害者の安全を考え、被害者の権利を守るような支援が日常的に行われており、私たちはその部分について学ぶ必要を改めて感じている。

日本の現状の支援に米国の先進的な取り組みを取り入れることで、より充実し包括的な被害者支援が実現できるようにこの分科会では考えていきたい。

**●当事者の権利を考える**

被害とは当事者に責任はなく、加害者ありきの被害である。当事者が支援を求めるということではなく、被害者は社会から支援を提供される権利がある。被害後に安全を守られる権利や、回復のためのケアを受ける権利、法的な手続きをする権利、被害者にとって有益な情報の提供を受ける権利など、被害者の権利について原点に返り被害者を中心として考える必要がある。

**●サバイバーズセンタードアプローチとは**

DV・性暴力被害当事者支援先進国のアメリカの支援では、様々な関係機関が当事者の症状を十分に理解し、当事者の権利を最大限に尊重しながら問題解決を目指すサバイバーセンタードアプローチという手法がとられている。

日本で行われている DV・性暴力被害者支援は、関係機関が提供するシステムに当事者が合わせる形を強いられることが多いが、本来であれば当事者の権利を守り、当事者に一番負担のない形の支援を支援する側が用意をしておく必要がある。これを実施するのがサバイバーズセンタードアプローチである。

**●米国での取り組み****【DV サービスを提供するゲートウェイセンター（ポートランド）】**

（核となる特徴）

- ・被害者サービス、犯罪司法サービス、民事の法律相談などを同一施設で提供
- ・アクセスしやすい場所に設置
- ・安全感を感じることができ、家庭的な雰囲気の中で安心できる
- ・保護命令などの手続きも行える

**【家族内の様々な暴力に対応するファミリージャスティスセンター（米国各地）】**

（核となる特徴）

- ・家庭内で起こりうる虐待や暴力について一カ所で対応を受けられる。
- ・地域によっては主催機関が警察、検察、自治体であるなど様々である。
- ・性虐待への診察、性暴力や DV への対応、様々な法的手続き、情報提供、行政での住居斡旋、接近禁止命令の手続きなど受けられるサービスはセンターによって違う。



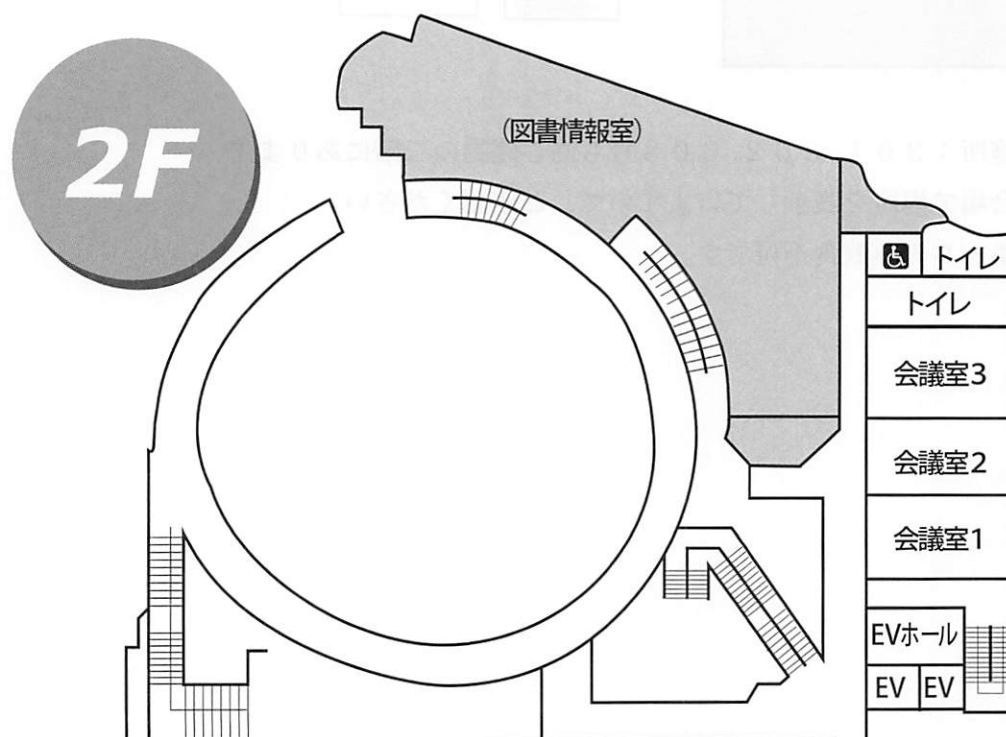
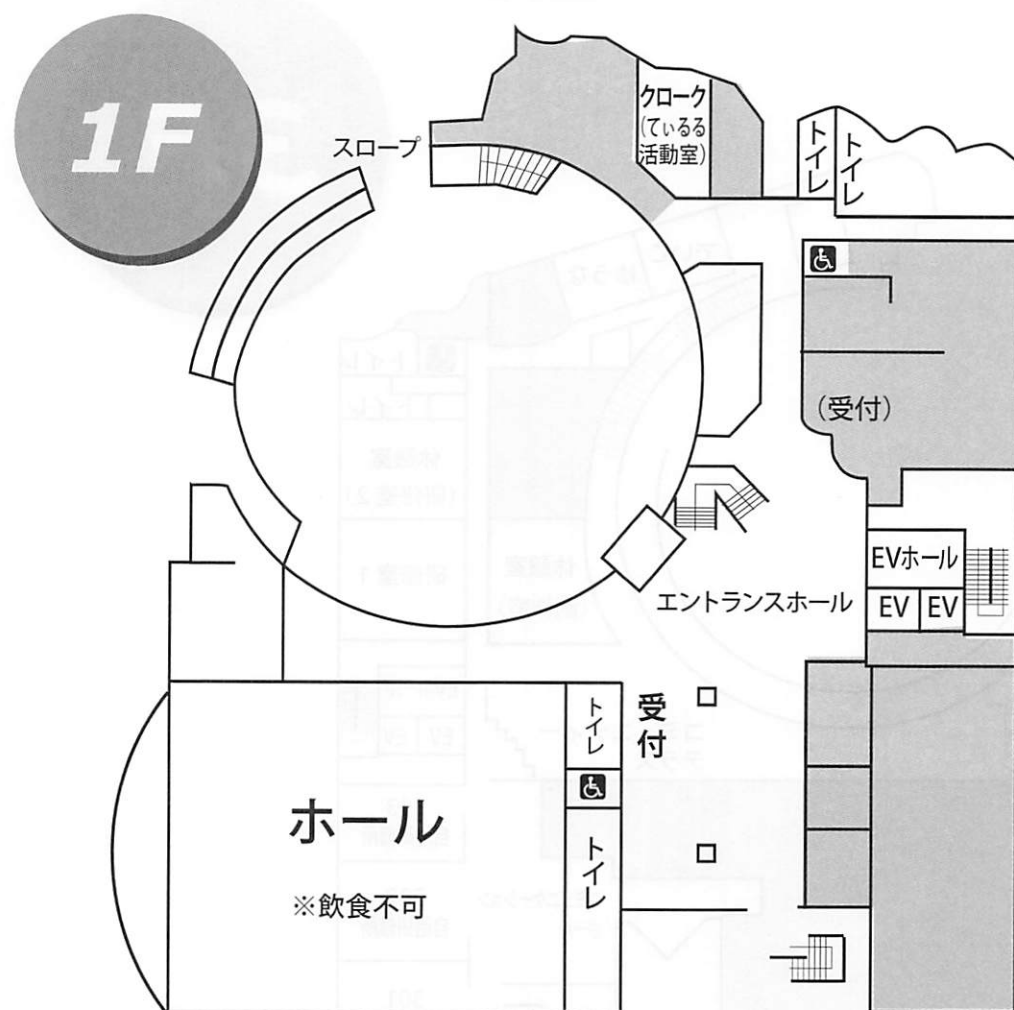
## 全国シェルターシンポジウムの変遷

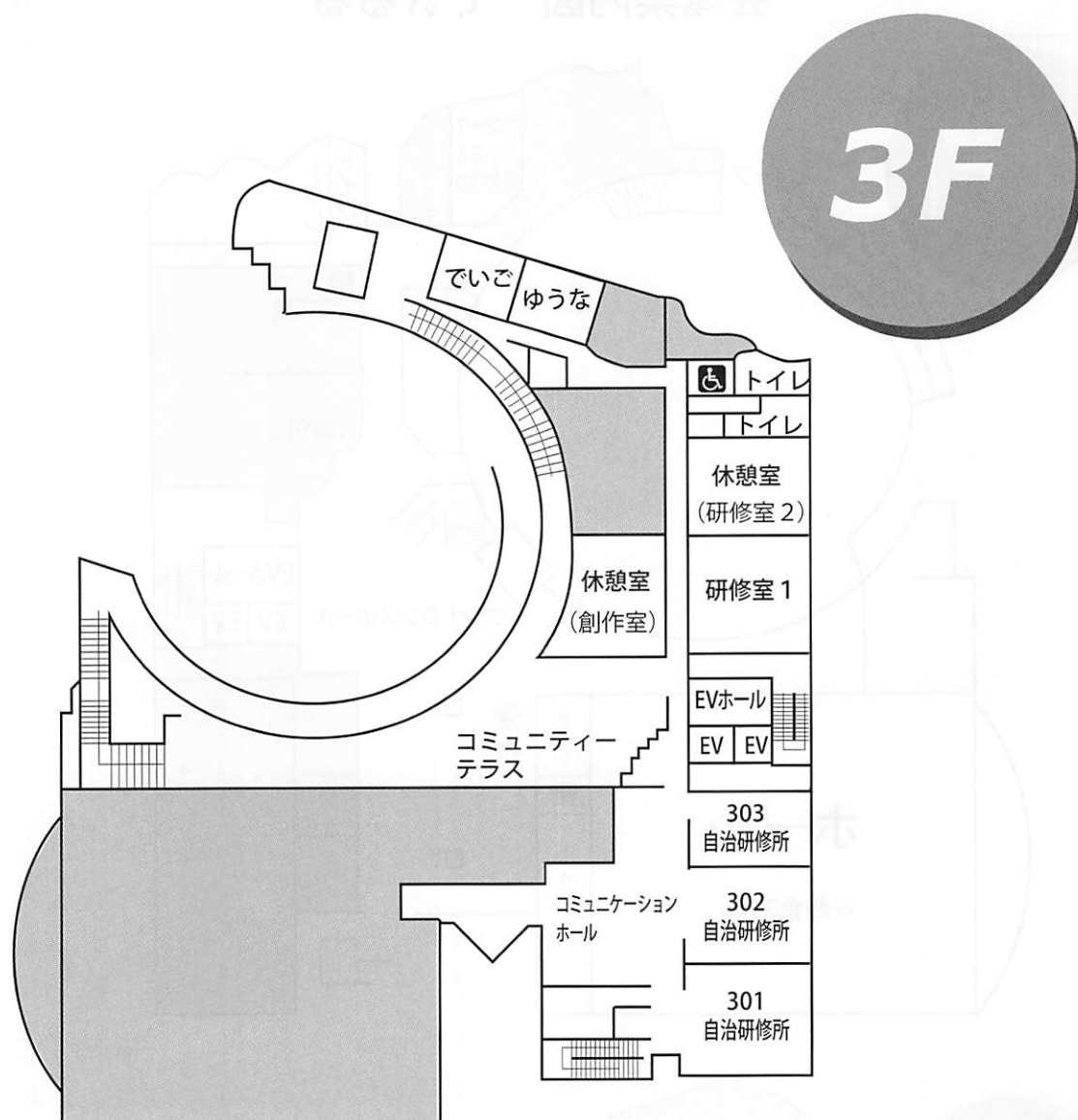
| 年    | 開催地等      | テ ー マ                                                                             | 社会的な動き                  |
|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1993 |           |                                                                                   | 女性に対する暴力撤廃宣言            |
| 1995 |           |                                                                                   | 世界女性会議（北京）              |
| 1998 | 第1回札幌大会   | 拡がれ、シェルタームーブメント                                                                   |                         |
| 1999 | 第2回新潟大会   | ストップ！女性・子どもへの暴力                                                                   |                         |
| 2000 | 第3回東京大会   | 私の生（いのち）は私のもの                                                                     |                         |
| 2001 | 第4回旭川大会   | DVのない地域をつくっていこう                                                                   | DV防止法施行                 |
| 2002 | 第5回大阪大会   | あかん！女性・子どもへの暴力<br>～みんなで活かそう DV防止法～                                                |                         |
| 2003 | 第6回石川大会   | DVのないまちづくりをめざして<br>～市民と自治体の協働（コラボレーション）～                                          |                         |
| 2004 | 第7回鳥取大会   | なくそう暴力！協働で変わる社会                                                                   | DV防止法改正および<br>基本方針の策定   |
| 2005 | 第8回愛知大会   | DVを許さない！理解・行動・勇気<br>～暴力のない社会をめざして～                                                |                         |
| 2006 | 第9回函館大会   | DVを許さない！自治・人権・協働<br>～当事者女性と子どもの自立を考える～                                            |                         |
| 2007 | 第10回東京大会  | ノーモア DV（DV根絶国際フォーラム）                                                              | DV防止法2次改正               |
| 2008 | 第11回岡山大会  | ストップ DV！とりもどそう元気<br>ささえよういのち                                                      |                         |
| 2009 | 第12回栃木大会  | STAND UP！立ち上がろう！<br>DV根絶をめざして                                                     |                         |
| 2010 | 第13回久留米大会 | つながれ ひろがれ DV根絶ネット                                                                 |                         |
| 2011 | 第14回宮城大会  | 災害を乗り越えて Wake Up 人権！<br>～暴力の連鎖を断ち切る～                                              | 東日本大震災                  |
| 2012 | 第15回大阪大会  | <sup>わたし</sup> 女のからだは <sup>わたし</sup> 女のもの<br>DV・性暴力救援センターを全国に！<br>～とりもどそう性の自己決定権～ |                         |
| 2013 | 第16回岩手大会  | 性暴力禁止法の制定に向けてつながる、<br>ひろげる、パープルネット<br>～女性・子どもに対する暴力の根絶～                           | ストーカー規制法改正<br>DV防止法3次改正 |
| 2014 | 第17回山口大会  | 性暴力禁止法の制定に向けて<br>つながる 変える<br>女性・子どもに対する暴力のない地域に                                   |                         |
| 2015 | 第18回沖縄大会  | 性暴力禁止法の制定に向けて<br><sup>ぬち</sup> 命どう <sup>たから</sup> 宝<br>～ 暴力のない世界へ ～               |                         |





## 会場案内図 ているる



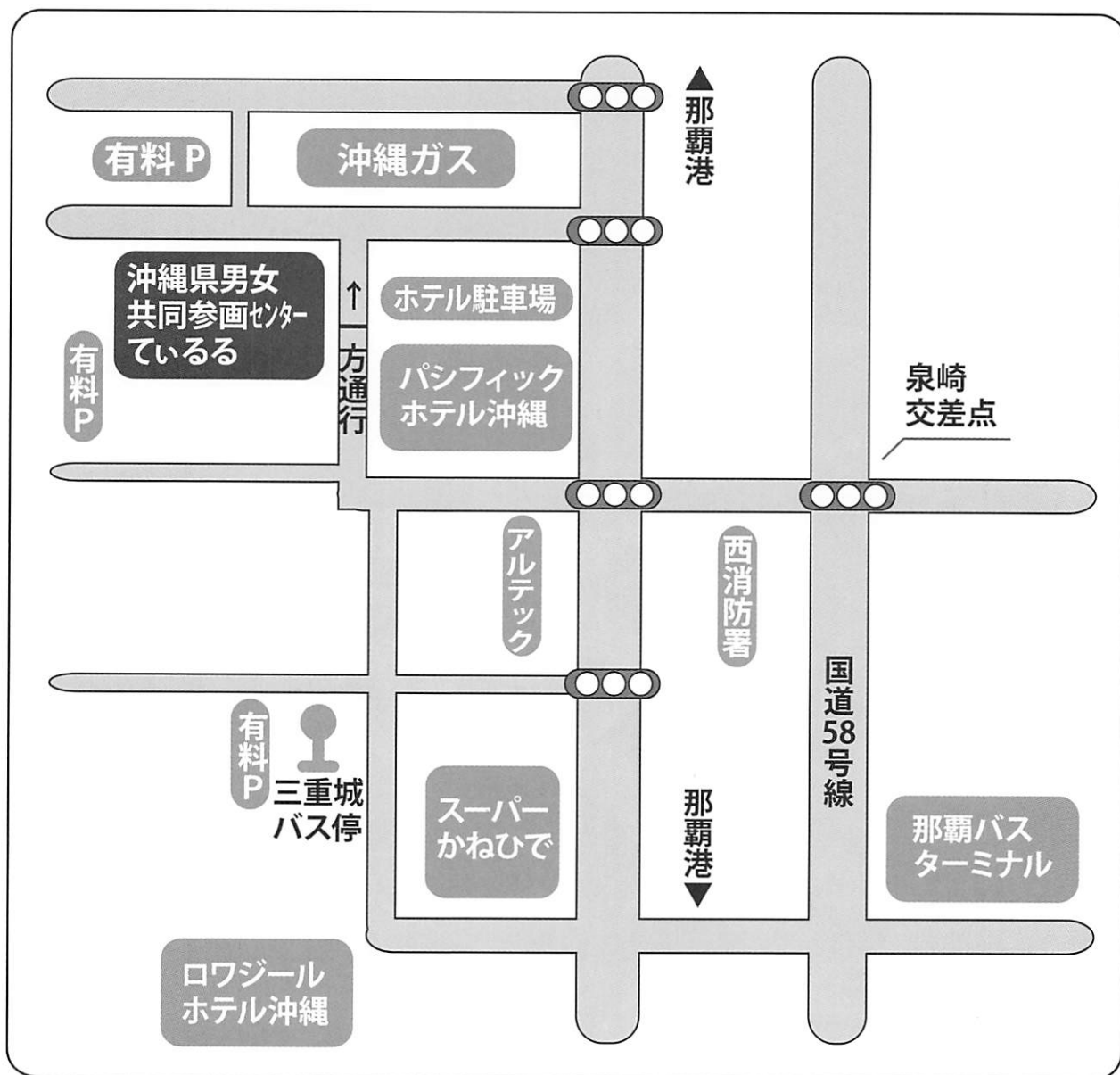


自治研修所：301, 302, 303号も同じ建物の三階にあります。

当日、会場で場所を表示していますので、ご確認ください。

1階のホールのみ飲食不可です。





沖縄県男女共同参画センター（ているる） 〒900-0036 沖縄県那覇市西 3-11-1



